

まね合の みんなでつくる 人がつながる まち武豊

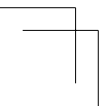
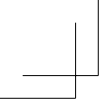
第3次

武豊町

地域福祉計画

令和5年度～令和9年度

令和5年3月
武豊町



はじめに

本町におきましては、「第6次武豊町総合計画」において定められたまちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向け、住民みんなが地域社会を構成する一員としてまちづくりに参加し、地域ぐるみで福祉を支えるまちを目指しています。



地域福祉施策としましては、平成30年3月に「第2次武豊町地域福祉計画」を策定し、住民の皆様、地域、社会福祉協議会などの関係機関、行政等が協力して地域福祉を推進し、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を目指してまいりました。

近年、本町を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や核家族化の進展、一人暮らし高齢者の増加、地域活動の後継者不足に加えて、ダブルケア、ヤングケアラーなどが顕在化しにくい社会的孤立の問題など、世帯の中での課題が複雑化・複合化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大などの社会情勢の変化による経済的困窮に加え、子どもたちの不登校、ひきこもりなどの問題が顕在化するなど、本人への支援だけでなく、その世帯全体への支援の必要性が高まってきています。

このような動向や状況の中、本町におきましては、包括的な支援体制の構築や住民同士の連携による地域力の強化等を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを目指すため、「第3次武豊町地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念である「支え合い みんなでつくる 人がつながるまち武豊」を実現するため、施策を推進してまいりたいと考えております。

住民の皆様におかれましても、本町の地域福祉推進のため、一人ひとりがつながり合い、まちづくりへの積極的な参画、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただきました武豊町地域福祉推進協議会の皆様を始め、関係機関・団体の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの住民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和5年3月

武豊町長 榎山芳輝

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	8
5 計画の策定体制	9
6 地域福祉活動の圏域	10
7 包括的な支援体制の推進	11

第2章 武豊町の地域を取り巻く現状と課題

1 統計からみる武豊町の現状	14
2 第2次計画の評価・報告	21
3 武豊町の地域生活課題	24

第3章 地域福祉の推進

1 基本理念と基本目標	26
2 具体的な施策	29

第4章 地域福祉計画の推進

1 推進体制の整備	50
2 住民・地域との連携	50
3 計画の評価・進捗管理	50

資料編

1 武豊町地域福祉推進協議会	52
2 福祉意識アンケート	56
3 住民アンケート(一般・中学生向けアンケート)	56
4 専門職ワーキンググループ	57
5 武豊町地域福祉計画庁内検討会	59
6 パブリックコメント	59
7 アンケート結果	60

SDGs (持続可能な開発目標)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制
- 6 地域福祉活動の圏域
- 7 包括的な支援体制の推進

武豊町重層的支援体制整備事業体制図

第1章 計画の策定にあたって

① 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成23年3月に武豊町地域福祉計画を策定し、「支え合い ともに築く ふれあいのまち武豊」を基本理念として掲げ、全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するため、地域福祉に関する施策の展開に努めてきました。

近年、少子高齢化の急速な進行を背景に、人口減少、地域で暮らす人々の世帯構造の変化や就労形態、ライフスタイル等の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。また、新型コロナウイルス感染症によりこれまで以上に住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮される等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、市町村の包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図るため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）」を制定し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進等の基本的な指針が示されました。

地域においては、高齢者・障がい者・児童等の複数の分野にわたる課題に加え、制度の狭間に陥る課題も顕在化しており、従来の分野別の福祉制度のみでは十分な解決を図ることが困難な、複雑化・複合化したニーズへの対応が求められています。

このような状況の中、本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、住民や自治会、NPO、ボランティア、社会福祉法人、各種団体、企業、社会福祉協議会、行政等との協働により「第3次武豊町地域福祉計画」を策定しました。第2次計画に引き続き、計画策定時に寄せられた住民の「思い」を大切にしながら、地域福祉の推進を通じて誰もが住み続けたいまちづくりを目指します。

② 地域福祉とは

地域における社会福祉のことを「地域福祉」と言います。

私たちが暮らしているまち(=「地域」)の全ての方が、ふだんのくらしの中でしあわせを感じることができる地域をつくることを意味しています。

地域に暮らす全ての方が“ふだんのくらしのしあわせ”を実感するためには、家族や友人だけでなく、地域住民や福祉に関する事業者、社会福祉協議会や行政等、様々な方が関わり合って、“ふだんのくらしのしあわせ”づくりを応援する基盤が大切になってきます。

地域福祉を進めるときに大切になるのが、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。地域には、子育てや介護で悩んでいる方、高齢や障がいで介護を必要とする方、認知症で見守りを必要とする方、住まいや家計で困っている方等、様々な方が、多くの悩みや課題を抱えて生活しています。

このような生活課題に対して、まず自分自身や家族で解決することを「自助」、それだけでは解決できない場合に、ボランティアや地域住民等で解決することを「互助」、介護保険等の制度化された支え合いの仕組み等で対応することを「共助」といいます。さらに、「自助」「互助」「共助」で解決できない生活課題について、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

こうした「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担とそれぞれの「支援のすき間」をそれぞれの立場の方が協力・連携することで、地域生活課題を解決し、一人ひとりの“ふだんのくらしのしあわせ”を実現していくことが重要です。

③ 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

「第3次武豊町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための共通理念とそのための基盤や体制をつくり、総合的な方向性を示すものです。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、社会福祉法の改正に伴い、地域生活課題の解決を促進するため「重層的支援体制整備事業」が追記されました。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

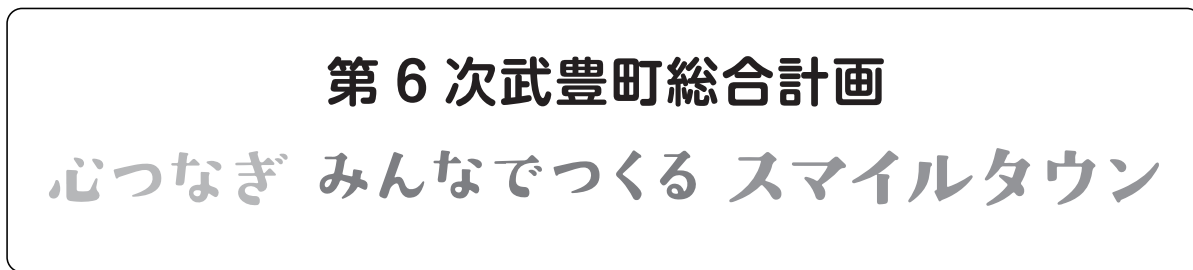
3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(2) 他計画との位置付け

本計画は、「第6次武豊町総合計画」との整合性を図りながら、高齢や障がい、子育て、保健等、多分野の計画を横断的・総合的に統合する上位計画として位置づけられる、地域福祉推進の基本的指針となる計画です。



第6次武豊町総合計画

心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン

第3次武豊町地域福祉計画

【地域福祉計画に盛り込むべき内容】

社会福祉法第107条で定める事項

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 武豊町における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 武豊町における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

武豊町障がい者計画
武豊町障がい福祉計画
武豊町障がい児福祉計画

武豊町子ども・子育て支援事業計画

武豊町自殺対策計画

健康たけとよ21スマイルプラン

その他の関連計画

④ 計画期間

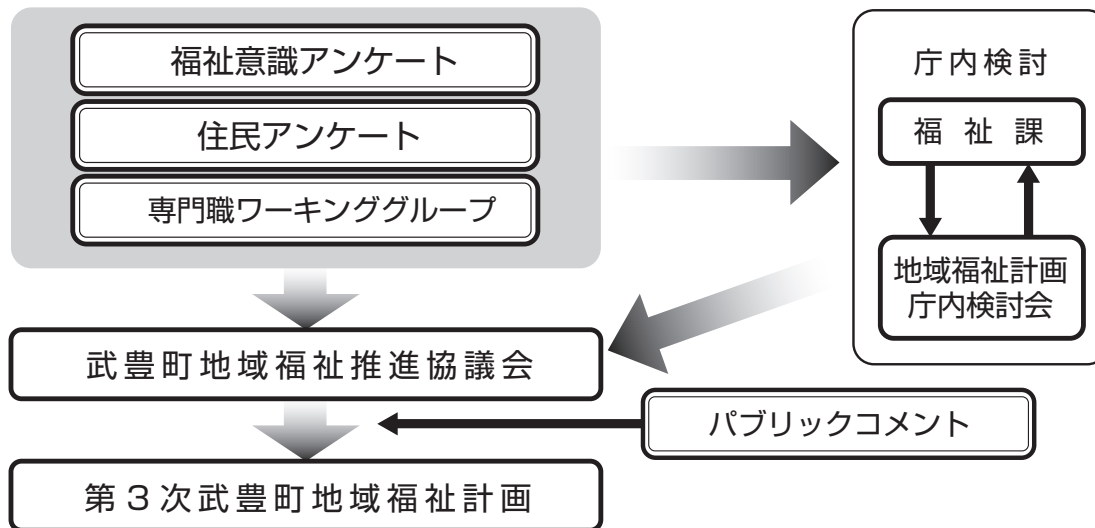
計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第6次 武豊町総合計画 (たけとよゆめ たろうプラン)		前期					後期				
武豊町 地域福祉計画		第2次	第3次								
武豊町 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期									
武豊町 障がい者計画		第2次									
武豊町 障がい福祉計画		第6期									
武豊町 障がい児福祉計画		第2期									
武豊町 子ども・子育て 支援事業計画		第2期									
武豊町 自殺対策計画											
健康たけとよ21 スマイルプラン		第2期									

⑤ 計画の策定体制

本計画は、「武豊町地域福祉推進協議会」が中心となり、計画の検討を行いました。
また、福祉意識アンケートや住民アンケート、専門職ワーキンググループ、パブリックコメントの実施など、各種の住民参画の過程を経て策定しています。

計画策定の流れ



(1) 武豊町地域福祉推進協議会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や地域の代表者、福祉関係者等で構成する「武豊町地域福祉推進協議会」において、計画の内容を検討しました。

(2) 福祉意識アンケート (⇒資料編P.56)

自分の住むまちのよいところや困っていることについて、地域の方からの意見を反映させるため、自治会の役員(区長・常会長・組長)を対象に福祉意識アンケートを実施しました。

(3) 住民アンケート (⇒資料編P.56)

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、町内にお住まいの20歳以上の人(無作為抽出2,000名)及び町内の中学1年生(全数)を対象に住民アンケートを実施しました。

20歳以上の人を対象とした一般調査では、近所付き合いや自治会の行事・活動への参加状況、ボランティア活動の参加状況、地域に必要な手助けやサービス、社会福祉協議会等についておたずねしました。

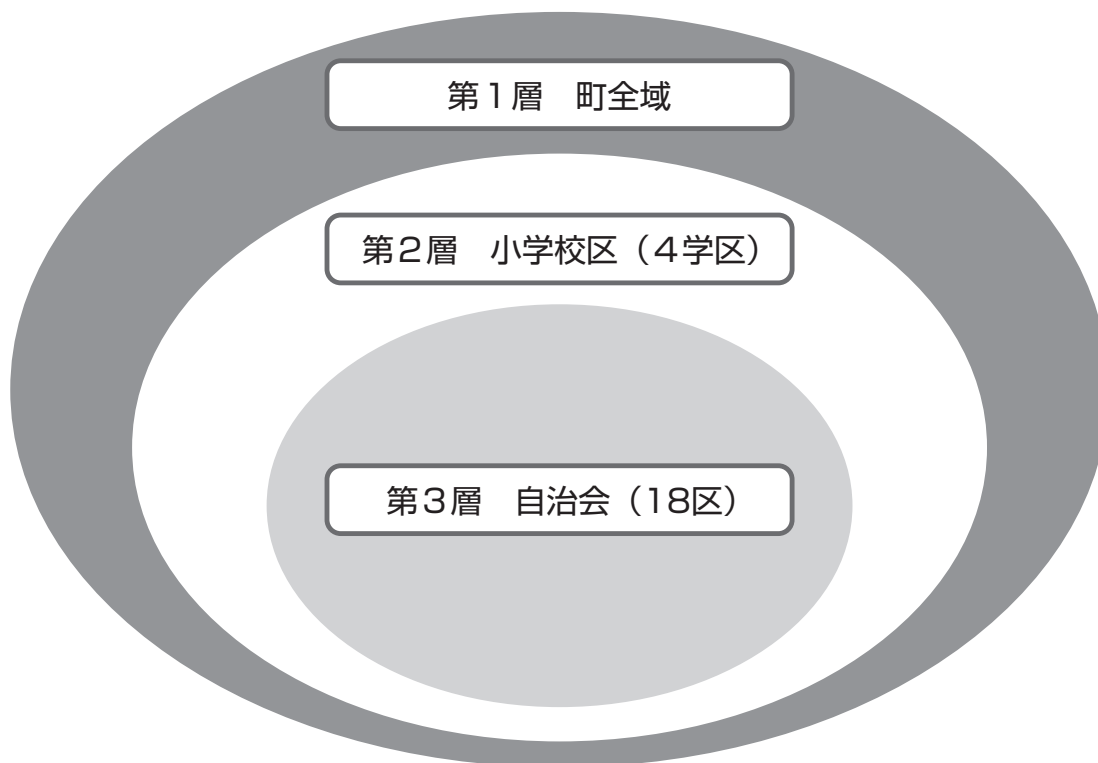
中学1年生を対象とした調査では、あいさつ、福祉教育、ボランティア活動等についておたずねしました。

(4) 専門職ワーキンググループ (⇒資料編P.57～)

武豊町の包括的支援体制の構築にあたり、町内の福祉の専門職による地域福祉課題の共有、課題の整理、課題解決のために必要な支援体制について検討し、提言を行いました。

⑥ 地域福祉活動の圏域

地域福祉を進めていくために、町内を町全域、小学校区、自治会という3つの圏域で整理しました。



<第1層> 町全域

本町における福祉サービスが、この範囲にいればどこでも同じサービスを受けることができる範囲です。介護保険制度や障がい福祉制度、生活保護制度等がこの範囲で提供されます。

<第2層> 小学校区 (4学区)

地域での困りごとについて話し合ったり、ボランティア・地域活動等に取り組んでいく範囲は、小地域の方が動きやすく、効果も期待できると考えられます。

<第3層> 自治会 (18区)

同じ町内に住んでいる人でも、住んでいる地域によって困りごと異なります。特に、身近な困りごとの発見や解決については、小地域であるほど、きめ細やかな対応が可能です。

7 包括的な支援体制の推進

(1) 重層的支援体制整備事業を実施する背景

近年、社会福祉制度の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられます。住民一人ひとりが自分らしい生活を送るには、家庭や職場・学校以外の地域やコミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見つけ出すことが必要です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源だけでなく、居住支援、防災・防犯、健康づくり、多文化共生、教育等の様々な分野と連携を強化し、「誰ひとり取り残さない」包括的な社会づくりを促進する必要があります。

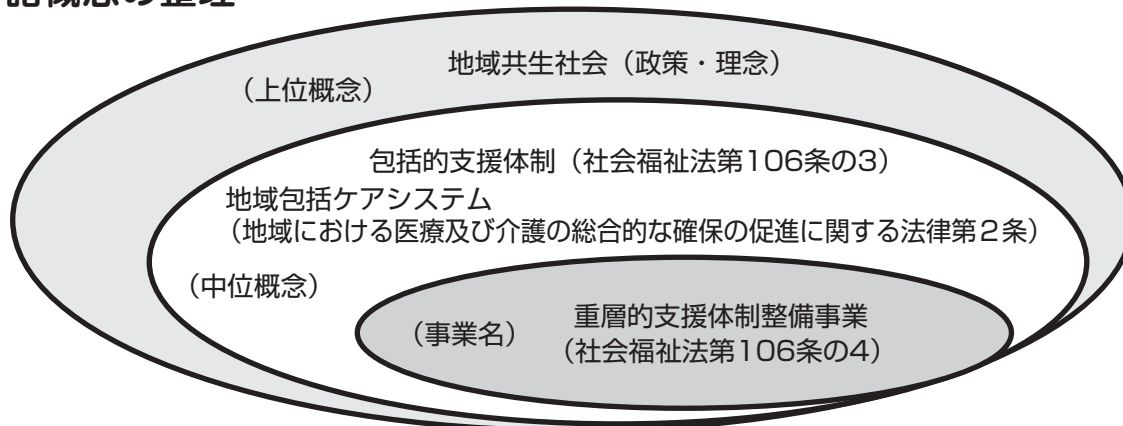
本町では、令和3年4月に「まるっとここ相談窓口」を新たに設置し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受けとめる体制整備を進めてきました。

その上で、住民一人ひとりがお互いを認め支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指します。

(2) 法律からの概要

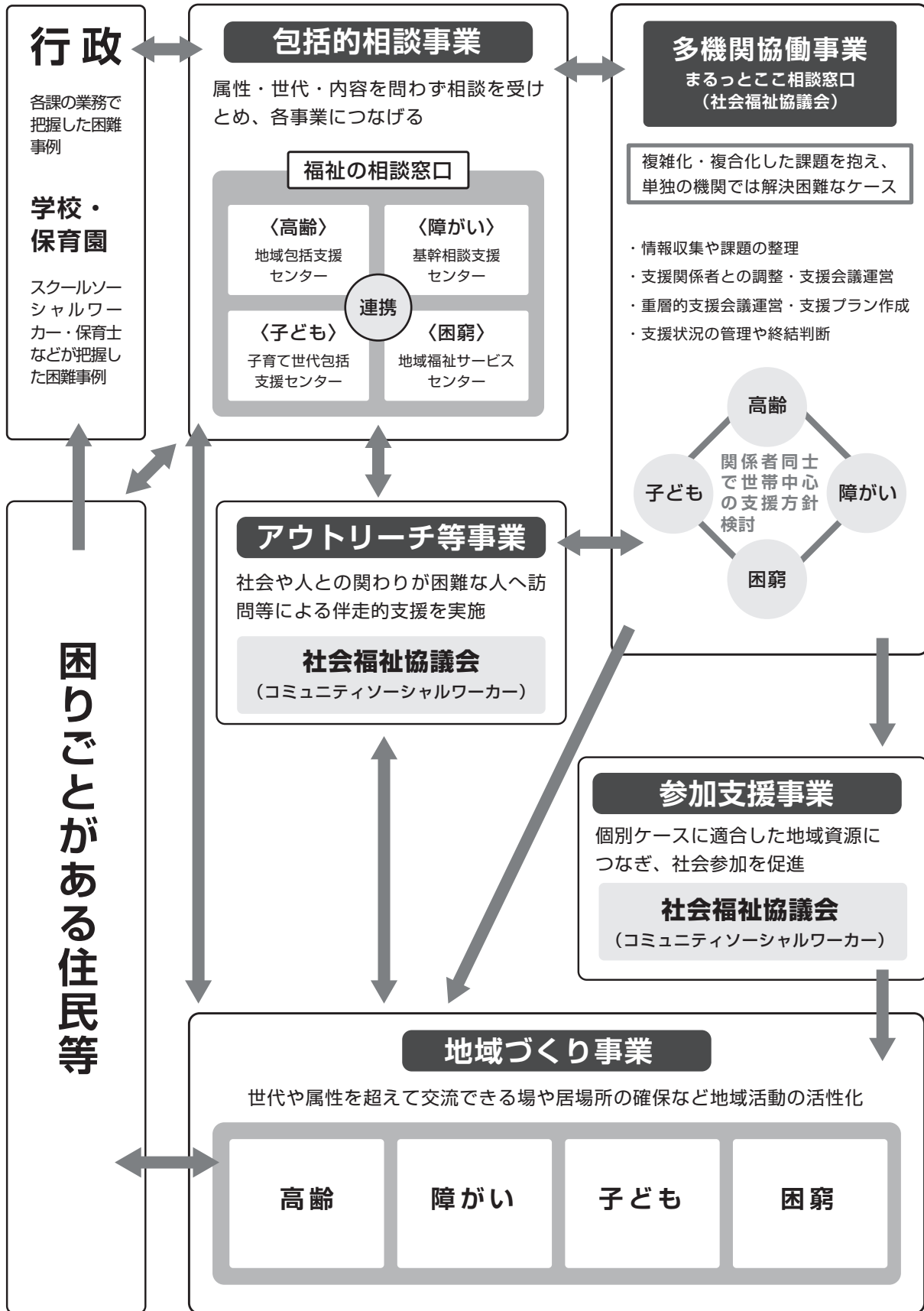
	法の規定
① 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組 (社会福祉法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ● 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり
② 包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ● 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ● 相談支援機関の協働とネットワークの整備
③ 重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的相談支援事業 ● 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ● 地域づくり事業

(3) 諸概念の整理



武豊町重層的支援体制整備事業体制図

第1章 計画の策定にあたって



第2章 武豊町を取り巻く現状と課題

- 1 統計から見る武豊町の現状
- 2 第2次計画の評価・報告
- 3 武豊町の地域生活課題

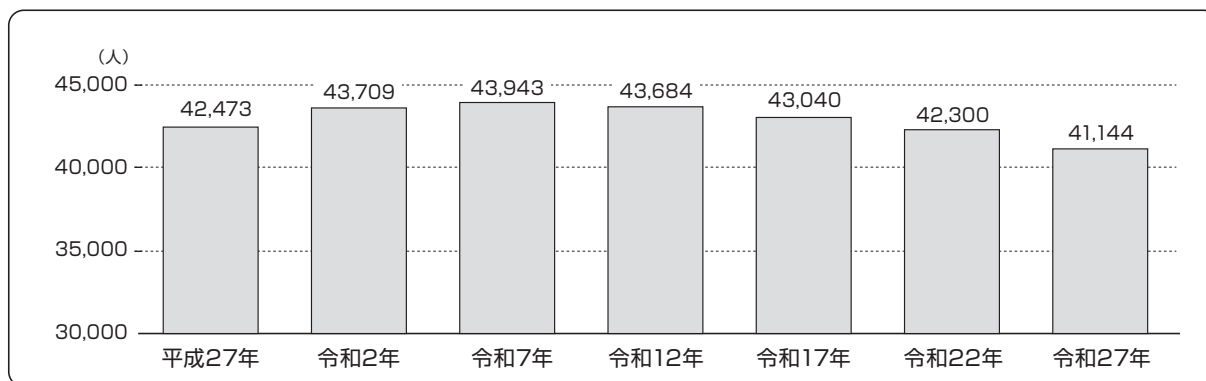
第2章 武豊町を取り巻く現状と課題

① 統計から見る武豊町の現状

(1) 人口の状況

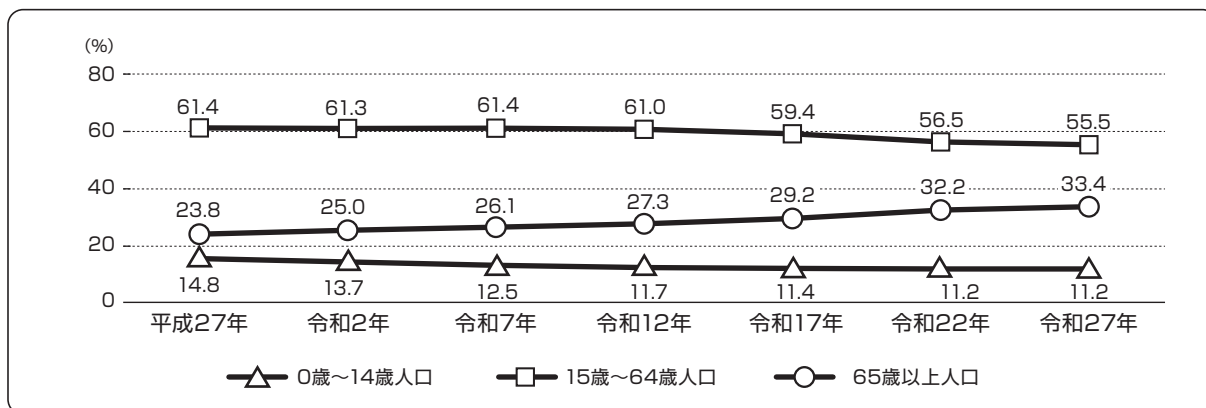
本町の人口は、これまで増加を続けてきましたが、令和7年以降、減少に転じ、その後は緩やかに減少し続ける見込みです。年少人口割合が低下傾向にある中、65歳以上の高齢化率は、継続して上昇し続けることが見込まれるため、一層の少子高齢化の進行が予測されます。

□ 人口推移と推計



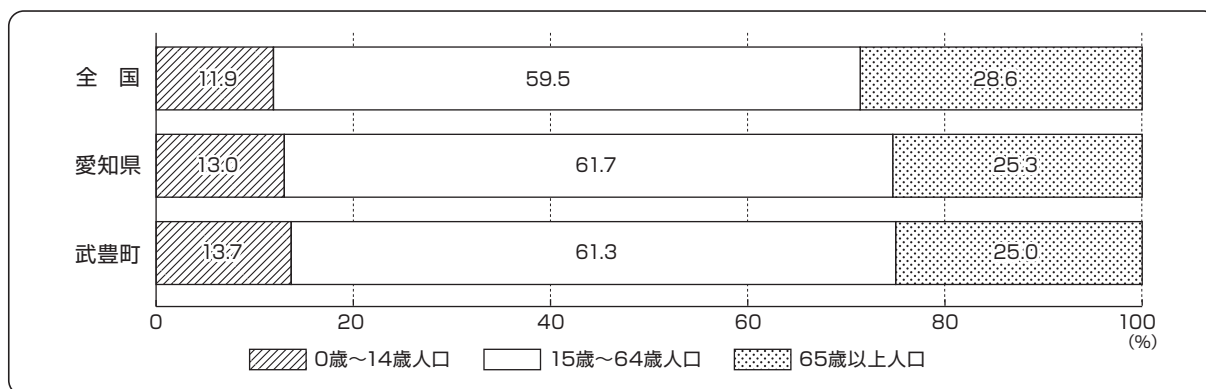
(資料：平成27年は国勢調査、令和2年以降は独自推計 各年10月1日現在)

□ 年齢3区分別人口割合の推移と推計



(資料：平成27年は国勢調査、令和2年以降は独自推計 各年10月1日現在)

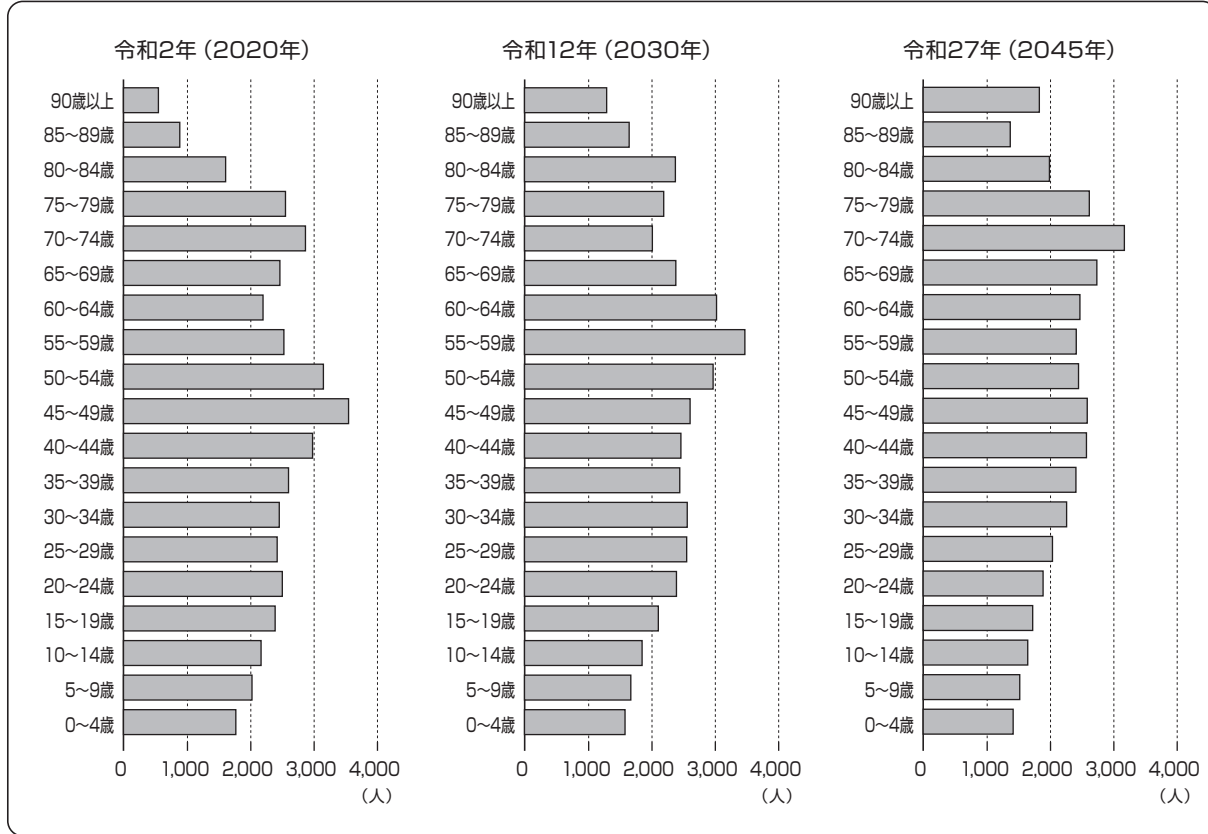
□ 年齢3区分別人口割合の全国、愛知県比較 (令和2年)



(資料：全国・愛知県は国勢調査、武豊町は独自推計 10月1日現在)

年齢別の人口構成は、少子高齢化が一層進むことにより、令和27年(2045年)には、15歳未満人口の構成割合が11.2%(令和2年13.7%)まで減少し、65歳以上人口の構成割合が33.4%(令和2年25.0%)まで増加することが見込まれます。

□ 年齢別人口の推計

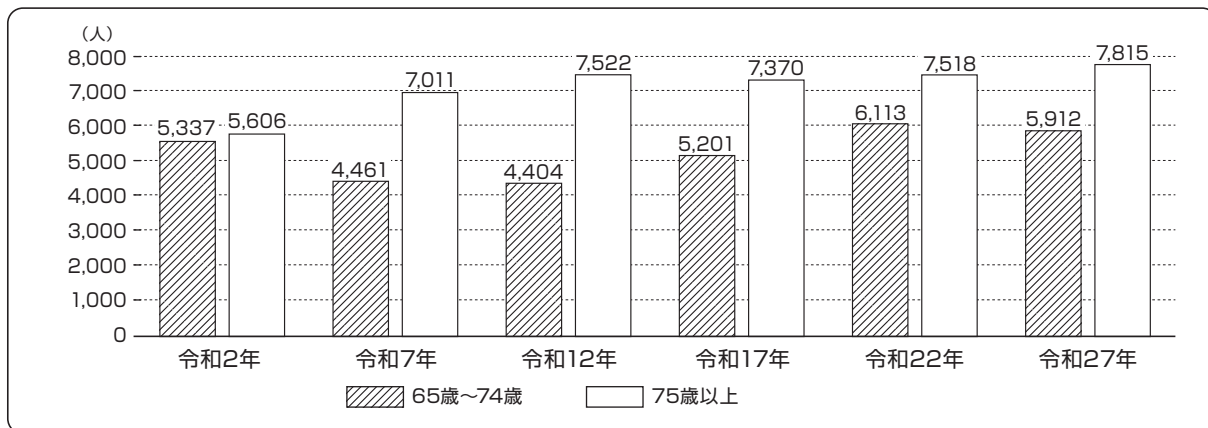


(資料: 令和2年以降は独自推計 各年10月1日現在)

高齢者の人口の伸びに着目してみると、令和2年に65歳~74歳の人口と75歳以上人口がほぼ同数になっており、令和7年以降は75歳以上の高齢者数が増加しており、65歳以上の高齢者の総数も増加しています。

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、支援の必要性が高まる方が増えることへの対応が課題となります。

□ 高齢者人口の推計

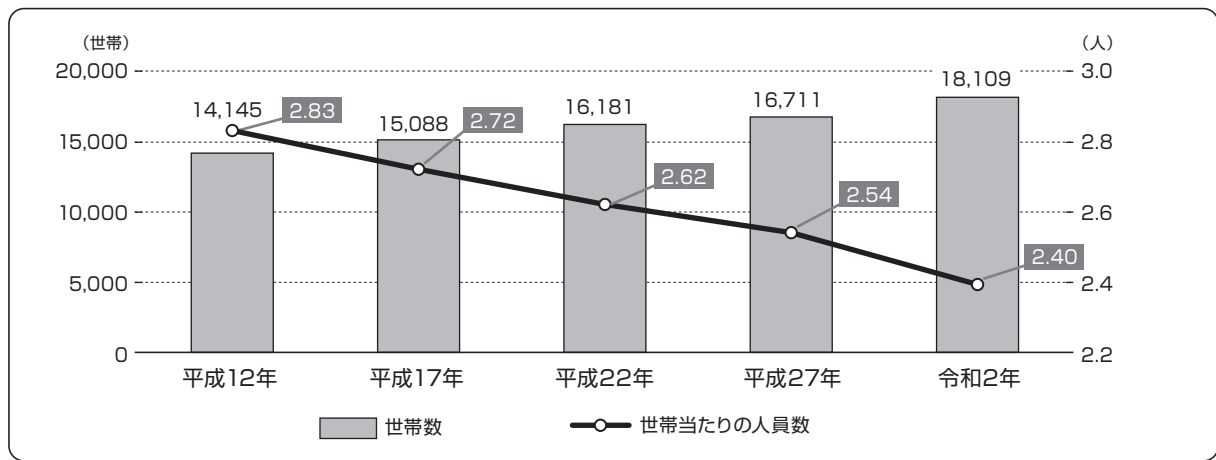


(資料: 令和2年以降は独自推計 各年10月1日現在)

(2) 世帯の状況

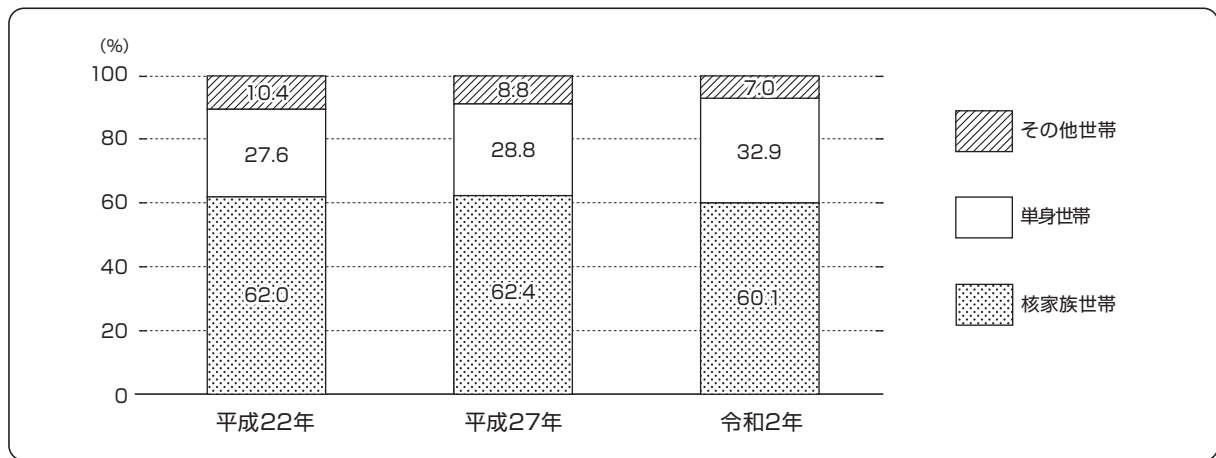
本町の世帯数は緩やかな増加傾向にあります。世帯当たりの人員数は減少しています。世帯構成の推移をみると、大部分が核家族や単身世帯となっており、世帯規模が縮小しています。また、高齢者単身世帯や、高齢者夫婦世帯は、近年大きく増加してきています。

□ 世帯数と世帯当たりの人員数の推移



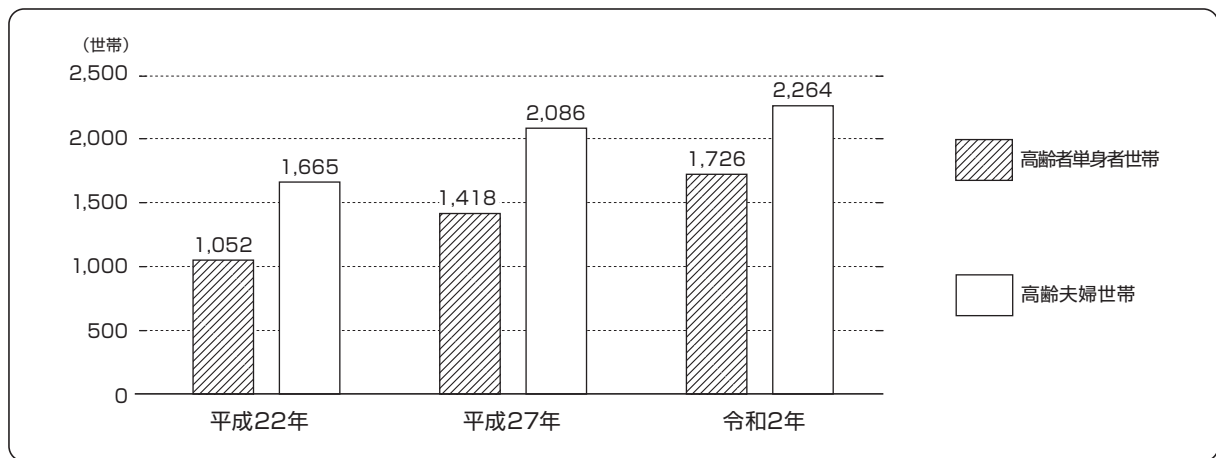
(資料：国勢調査)

□ 世帯構成割合の推移



(資料：国勢調査)

□ 高齢者世帯数の推移

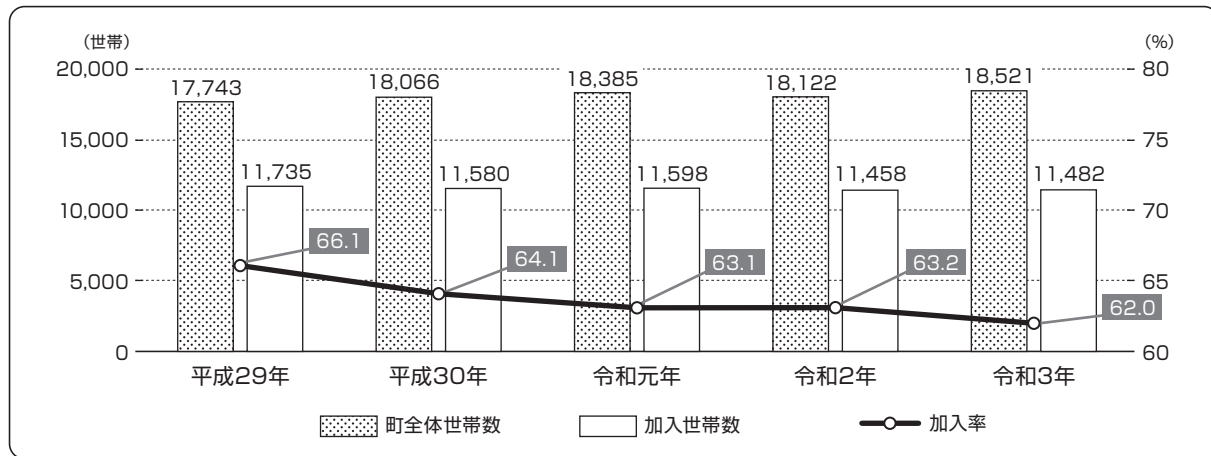


(資料：国勢調査)

(3) 自治会等地域活動の状況

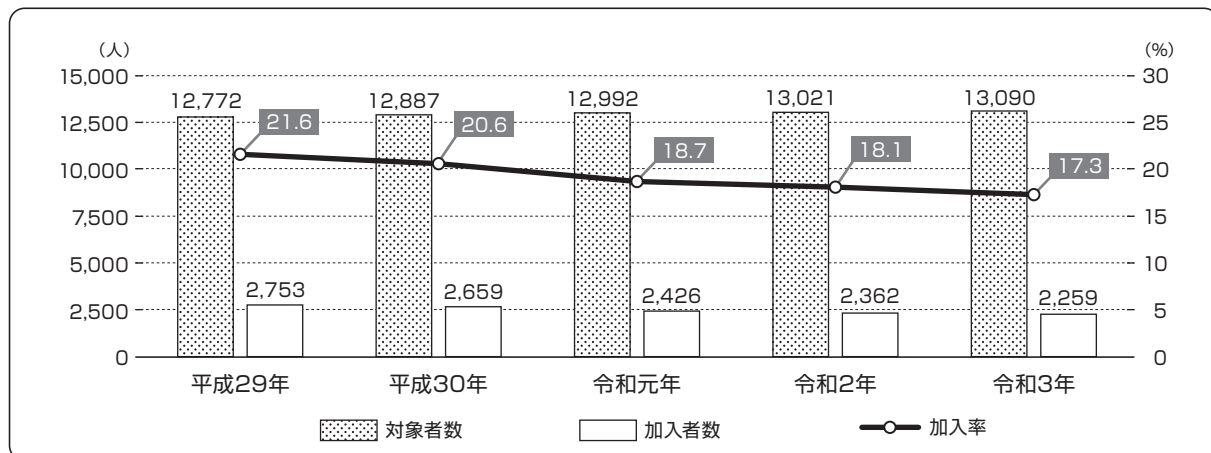
地域や社会をめぐる環境は大きく変わり、少子高齢化も相まって、家族形態やライフスタイル、働き方や暮らし方も多様化してきています。そのような状況の中、従来より地域活動を行ってきた、自治会、老人クラブ、子ども会等といった団体についても加入率は低下傾向にあります。

□ 自治会加入率の推移



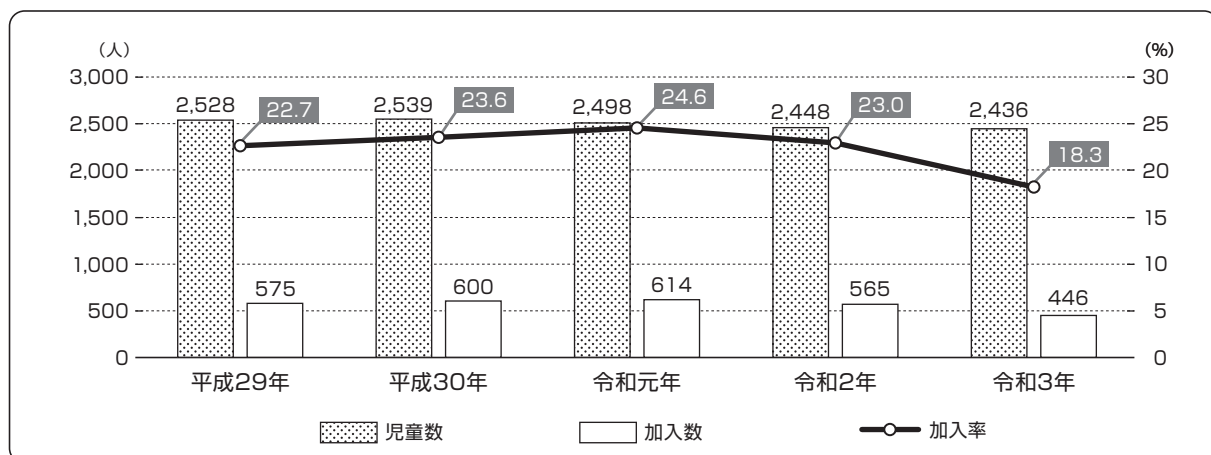
(資料：総務課)

□ 老人クラブ加入状況の推移



(資料：町政概要)

□ 子ども会加入状況の推移

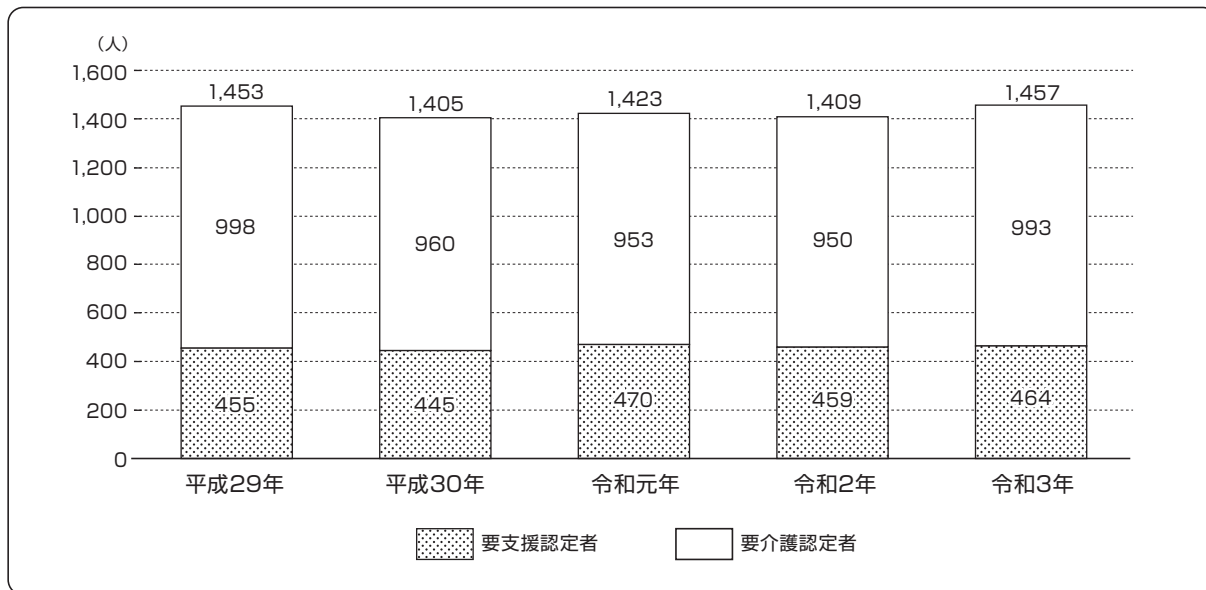


(資料：町政概要)

(4) 高齢者の状況

介護が必要となる要支援・要介護認定者数は、平成29年以降は横ばいです。

□ 要支援・要介護認定者数の推移

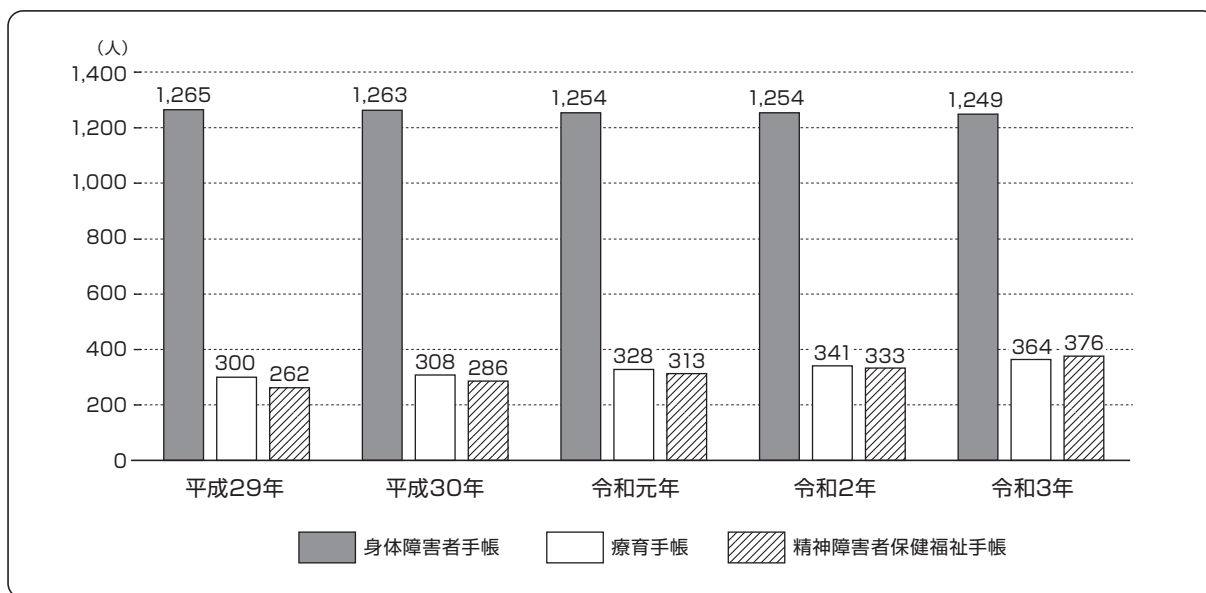


(資料：町政概要)

(5) 障がいのある方の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和3年では1,989人となっています。身体障害者手帳所持者は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

□ 障害者手帳所持者数の推移

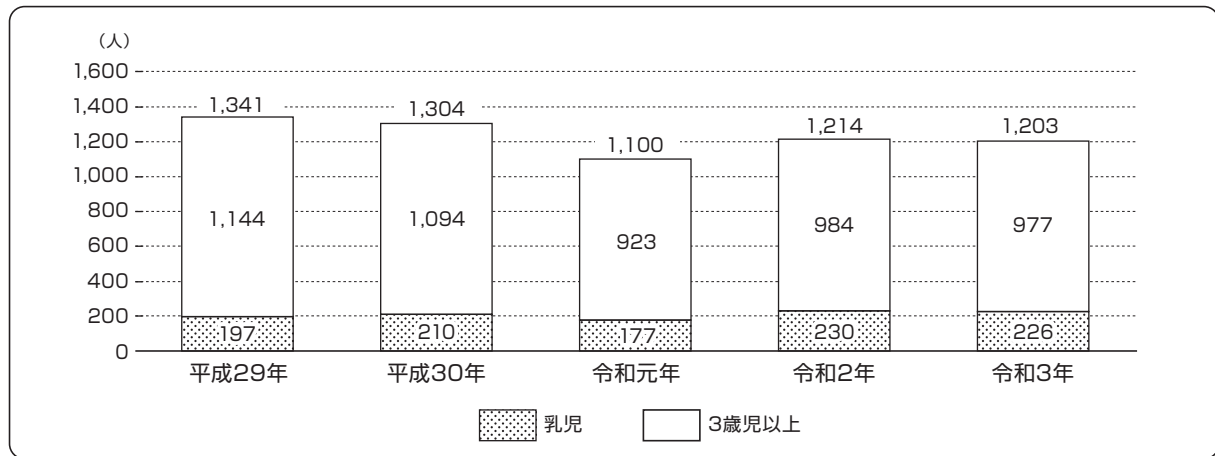


(資料：町政概要)

(6) 子どもや子育て家庭の状況

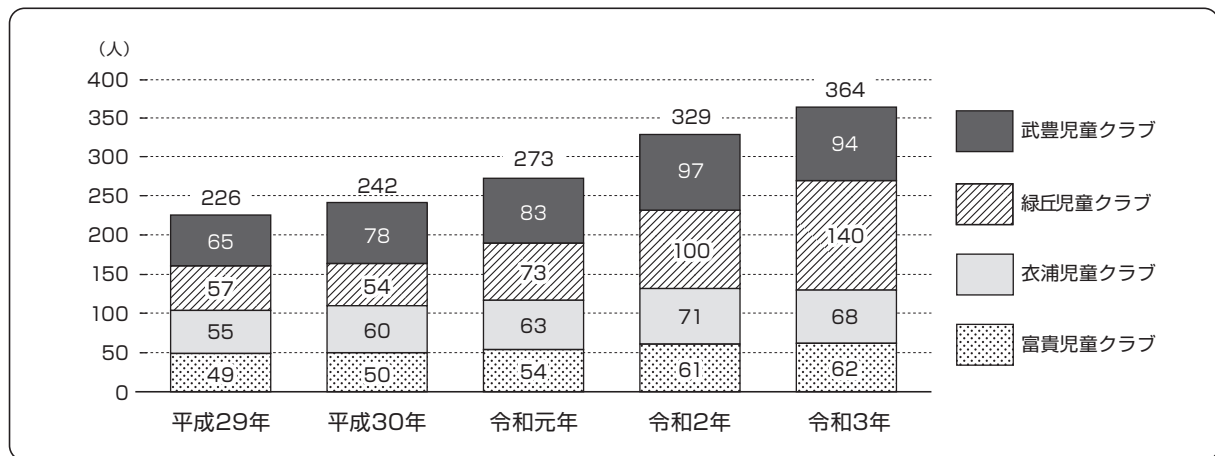
保育園の園児数に占める乳児の割合は緩やかに増加しています。また、児童クラブ入所児童数は平成29年以降、年々増加しています。ひとり親世帯の状況をみると、母子家庭・父子家庭ともに増加傾向にあります。

□ 保育園の園児数の推移



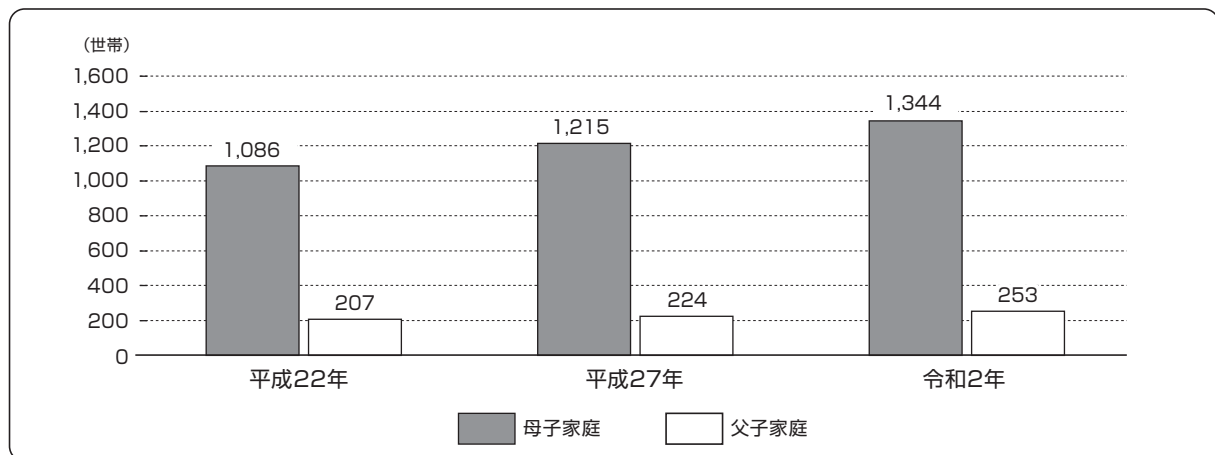
(資料：町政概要)

□ 児童クラブ入所児童数の推移



(資料：町政概要)

□ ひとり親世帯数の推移

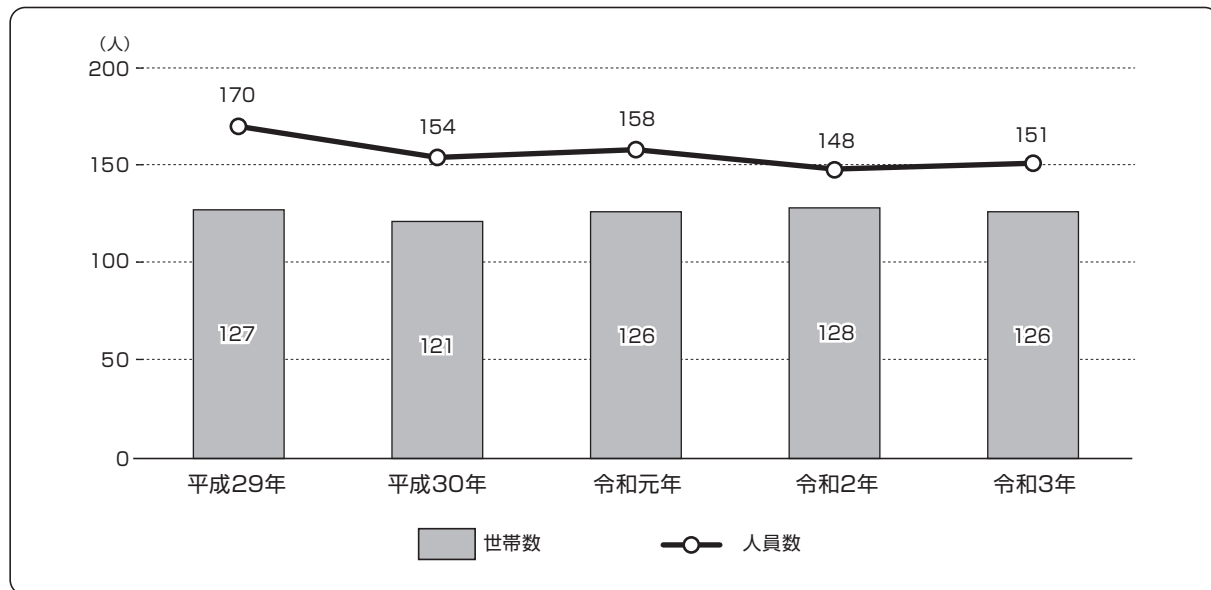


(資料：国勢調査)

(7) 生活保護受給者の状況

生活保護世帯・人員数は、近年ほぼ横ばいで推移しています。

□ 生活保護世帯・人員数

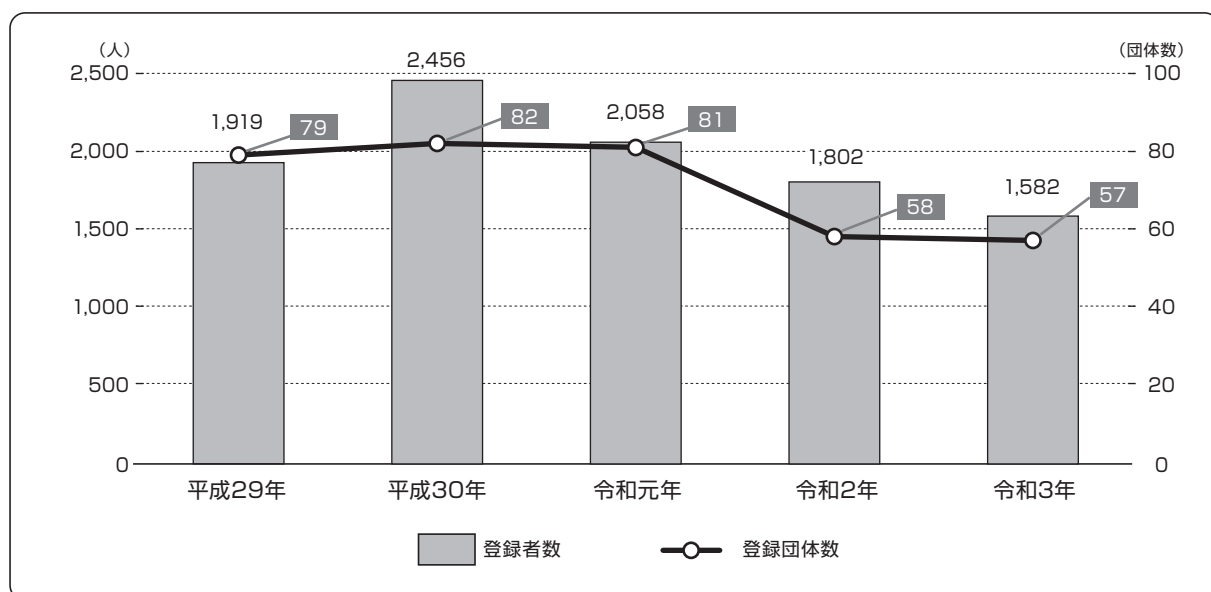


(資料：町政概要)

(8) ボランティアの状況

従来の障がい者(児)の支援や施設慰問等のボランティア活動に加え、子どもの支援やごみ拾い等の新たなボランティア活動も立ち上がっています。一方、新型コロナウイルス感染症の影響等により、活動できない団体が増えているため、登録者数・登録団体数が減少傾向にあります。

□ ボランティアの推移



(資料：社会福祉協議会)

② 第2次計画の評価・報告

第2次武豊町地域福祉計画における数値目標の結果、取り組みの状況及び評価については、以下のとおりです。(前回調査:平成28年10月、今回調査:令和3年10月)

基本目標1【やさしい心にあふれるまち】

基本施策1) 地域福祉を支える人づくり

【住民アンケート結果(一般)】問14「困っている人への支援」について下表のとおり回答した方の割合

数値目標	前回	近所に住む人として、できる範囲で支援したい (25.7%)	計 40.9%
		支援したいが、何をすればよいか分からない (15.2%)	
	目標値		45.0%
	今回	近所に住む人として、できる範囲で支援したい (23.1%)	計 40.9%
支援したいが、何をすればよいか分からない (17.8%)			

地域との連携や情報配信手段の検討、福祉団体への活動支援、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした各種ボランティア研修等を実施しました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により地域と連携した事業が計画どおり実施できませんでしたが、規模の縮小等の感染症対策を講じ、開催しました。

今後も社会情勢に合わせて、地域福祉を支える人づくりができるよう、住民の意識醸成や参加促進、人材育成と発掘に取り組めるような議論をしていきます。

基本施策2) 情報が相互に伝わる仕組みづくり

広報紙、情報誌、ホームページ、SNS等を活用して、広く情報を発信することができました。また、障がいのある方へ情報を届ける人材育成を目的に、手話や要約筆記の養成研修等を実施しました。

基本施策3) 一人ひとりを認め合う意識づくり

【住民アンケート結果(中学生)】問9「『福祉』のイメージ」について下表のとおり回答した方の割合

数値目標	前回	年れいや障がいにかかわらず、地域の人々と一緒に支え合うこと	38.0%
		目標値	
	今回	年れいや障がいにかかわらず、地域の人々と一緒に支え合うこと	36.3%

高齢者や障がい、認知症、防災等について小・中学生を対象とした福祉実践教室等の開催、町職員や各種ボランティア等を対象とした研修のほか、当事者活動支援の研修等を実施しました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動ができなかったが、規模の縮小等の感染症対策を講じ、開催しました。

今後も正しい理解を深めるための各種研修等の開催や当事者組織への支援について検討します。

基本施策4) 多分野協働・連携によるまちづくりの推進

【住民アンケート結果(一般)】

問20「ボランティア活動への参加」について下表のとおり回答した方の割合

数値目標	前回	参加している	23.0%
	目標値		30.0%
	今回	参加している	12.3%

地域生活課題に基づいた生活支援体制整備事業を実施し、多様なボランティア講座や交流会を開催しました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおりのボランティアの活動促進事業ができませんでしたが、規模の縮小等の感染症対策を講じ、開催しました。

今後もボランティア活動への支援、ボランティア活動保険の加入促進等を積極的に実施します。

基本目標2【みんなで作る安心安全なまち】

基本施策1) 支え合いの仕組みづくり

【住民アンケート結果(一般)】

問22「参加したいボランティア活動」について下表のとおり回答した方の割合

数値目標	前回	一人暮らし高齢者への声掛けや見守り、ごみ出しなどの支援活動	26.0%
	目標値		30.0%
	今回	一人暮らし高齢者への声掛けや見守り、ごみ出しなどの支援活動	24.5%

住民や関係団体との情報共有、地域課題の抽出やサービスの検討を実施するとともに、取り組みの認知度の向上を図りました。また、認知症高齢者や知的・精神障がいのある方等が日常生活の中で不利益を被らないための権利擁護に関する周知に努めました。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおり各事業が実施できませんでしたが、規模の縮小等の感染症対策を講じ、開催しました。

今後も住民と連携しながら地域づくり事業の実施や知多地域権利擁護支援センターとの連携を図ります。

基本施策2) 緊急・災害時に備えた支援体制の推進

「避難行動要支援者避難支援制度」の普及や個別避難計画の作成については、今後関係機関と協議していく必要があります。

地域における防災力強化では、地域の防災組織を整え、防災リーダー等養成講座や災害ボランティアセンターの設置運営訓練を開催することができました。

基本施策3) 安心して外出できるまちづくり

【住民アンケート結果(一般)】

問22「参加したいボランティア活動」について下表のとおり回答した方の割合

数 値 目 標	前 回	交通安全や犯罪防止など地域の安全を守る活動	30.1%
	目標値		35.0%
	今 回	交通安全や犯罪防止など地域の安全を守る活動	19.9%

生活拠点へ気軽に移動できるよう地域公共交通網の見直し等を行うだけでなく、障がいのある方への交通機関の助成についても周知に努める必要があります。

また、自治会やボランティアによる防犯パトロール活動の周知や支援に加え、地域と連携した不審者情報の効果的な情報発信手段の検討を進めます。

基本目標3 【誰もがいきいき暮らせるまち】

基本施策1) 地域交流の場づくり

保育園児と高齢者との交流事業(憩いのサロン等)の実施に努め、地域の拠点として、リフレッシュカフェやおとなりカフェを開催し、気軽に集える場を展開することができました。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を考慮した地域交流の場づくりに取り組む必要があります。

基本施策2) 健康づくり・生きがいづくり

高齢者を対象とした憩いのサロン等の充実を図り、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に加え、たけとよスマイル体操の周知、生涯学習等を通じた健康づくりの推進に努めました。また、ボランティア活動等を支援する事ができました。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を考慮したイベント開催を検討し、住民の健康づくりを推進する必要があります。

基本施策3) 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり

既存の相談機能を活用し、包括的な相談支援を行う事ができました。複数の課題を抱えた世帯への包括的な支援体制を実現するため、関係機関との連携を構築し、体制整備を実施する必要があります。

【総括】

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動が制限された中、感染症対策を考慮した上で各事業を実施しましたが、数値目標は達成できませんでした。

今後は、「新しい生活様式」が示すような感染症を防ぐための対策を定着させ、感染症の対策の充実を図るとともに、社会情勢の変化に即した措置を講じることができるよう事前の対策を図り、各施策・取り組みの推進に努めます。

③ 武豊町の地域生活課題

社会情勢の変化や国等の動向、アンケート調査の結果、専門職ワーキンググループの意見、前回の計画の評価等を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 全ての住民が地域福祉活動に参加できること

現状分析・
アンケート
結果分析

- ・自治会、老人クラブ、子ども会等の加入の低下
- ・組織の高齢化、活動する人の固定化等による担い手不足
- ・〔住民アンケート結果〕(一般)「困っている人への支援」
「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」への回答が最も多い
- ・〔住民アンケート結果〕(中学生)「『福祉』に対するイメージ」
「高れい者や障がいのある方などを自分から手助けすること」への回答が最も多い

一人ひとりが『我が事』としてお互い支え合うよう意識し、地域全体でやさしさと思いやりがあるまちづくりを進めるため、全ての住民が地域福祉活動への参加することが求められる。

(2) 誰もが安全に安心して暮らせること

現状分析・
アンケート
結果分析

- ・〔住民アンケート結果〕(一般)どのようなサービスがあると助かるか
「災害時の避難の手助け」への回答が最も多い
- ・〔福祉意識アンケート結果〕地域で優先的に解決した方がよいと思う福祉課題について
「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」への回答が最も多い

地域での見守りと支え合い活動が充実し、災害時に地域で支援の必要な方への助け合いや地域の防災力の強化が求められる。

(3) 複合的な課題を抱える世帯を丸ごと受け止めること

現状分析・
アンケート
結果分析

- ・核家族や単身世帯、高齢者世帯が増加
- ・児童クラブ入所児童数が増加、母子家庭・父子家庭ともに増加
- ・生活保護人員数は横ばいだが、生活困窮の相談ケース増加
- ・〔専門職ワーキンググループ〕
「社会的な孤立をしない、つながる地域・人づくり」、「専門職同士がつながる場所づくり、地域を巻き込んだつながりづくり」等が必要

地域に身近で安心して相談できる窓口や支援体制があることが求められる。
加えて、前計画から引き続き、健康づくりや介護予防を効果的に取り組むことが求められる。

第3章 地域福祉の推進

- 1 基本理念と基本目標
- 2 具体的な施策

第3章 地域福祉の推進

① 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本町では、令和2年度に策定した「第6次武豊町総合計画」において、まちの将来像を「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」と定め、その実現に向け「つなぐ」と「みんな」を合言葉にしたまちづくりを目指しています。

このことを基本として「第3次武豊町地域福祉計画」では、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するため、以下のとおり基本理念を掲げました。

本計画ではこの基本理念に基づき、計画の推進を図っていきます。

支え合い みんなでつくる
人がつながるまち武豊

地域の誰かが困った時に、その問題を解決していくには、一人ひとりが地域の課題やニーズに気付き、お互いに支え合うことが必要です。

そのためには、武豊町で生活する“みんな”が、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加することが求められます。

この理念は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、公的な福祉サービスだけでなく、住民や自治会、NPO、ボランティア、社会福祉法人、各種団体、企業、社会福祉協議会、行政等の多様な主体がそれぞれの役割で協働し、相互に支え合い、地域ぐるみで福祉を支えるまちづくり（地域共生社会の実現）のあり方を表現しています。

関連する SDGs のゴール



(2) 基本目標

この計画では、基本理念を実現するため、第2章で整理した主要な地域生活課題をもとに、次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として各種施策を展開します。

基本目標1 (人・意識)	誰もが参加して活躍できる人・意識づくり
<p>あいさつやふれあいがあふれ、すべての住民が地域活動に参加できるまち。一人ひとりが「我が事」としてお互い支え合うような意識の醸成を図り、地域全体でやさしさと思いやりのあるまちづくりを進めます。</p>	
基本目標2 (地域)	みんなで見守り支え合える地域づくり
<p>誰もが安全に安心して暮らせるまち。地域での見守りと支え合い活動が充実し、地域で支援の必要な方への助け合いや地域の防災力を強化できるまちづくりを進めます。</p>	
基本目標3 (体制・機会)	誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり
<p>地域に身近で安心して相談できる窓口や支援体制があり、健康づくりや介護予防を効果的に取り組むことができるまち。高齢、障がい、子育てといった対象別の枠組みを超えた連携の仕組みづくり等、多様化・複雑化した課題を抱える世帯を丸ごと受け止めるための体制を整え、誰もが生涯を通し、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。</p>	

(3) 施策体系

基本目標	基本施策	取組の方向性	
1. (人・意識) 誰もが参加して活躍できる人・意識づくり	1. 地域福祉を支え合う人づくり	1. 地域生活課題に取り組む意識醸成	
		2. 地域福祉活動への参加促進	
		3. 地域福祉リーダー等の人材育成と発掘	
	2. 一人ひとりを認め合う意識づくり	1. 正しい理解を深め、多様性を認め合うための活動	
		2. 当事者活動の支援	
	3. 情報を相互に伝え合う意識づくり	1. 誰もがわかりやすい情報提供	
		2. 地域情報の共有と発信	
	2. (地域) みんなで見守り支え合える地域づくり	1. 支え合いの地域づくり	1. 地域での見守り・支え合い活動の推進
			2. ボランティア・地域活動の充実
3. 防犯活動の充実			
2. 緊急時・災害時に備えた地域づくり		1. 地域における防災力強化	
		2. 避難行動要支援者等の支援体制整備	
3. (体制・機会) 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり	1. 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり	1. 包括的な相談・支援体制の構築	
		2. 生活困窮者等に関する支援体制整備	
		3. 権利擁護のための体制づくり	
	2. 多分野協働・連携による体制づくり	1. 多様な主体が参加・協働できる体制づくり	
		2. 社会参加の機会の創出	
	3. 健康づくり・生きがいの機会づくり	1. 世代を超えた交流の場や気軽に集える場の創出	
		2. 介護予防・健康づくりの推進	

基本施策ごとにアンケート結果を基にした数値目標を設定しています。
 次回アンケートは次回計画策定時の令和8年または9年を予定しています。

② 具体的な施策

基本目標 1	(人・意識) 誰もが参加して活躍できる人・意識づくり
基本施策 1	地域福祉を支え合う人づくり

【住民アンケート結果(一般)】

問14「困っている人への支援」について下表のとおり回答した方の割合

近所に住む人として、できる範囲で支援したい	
今回アンケート結果	次回アンケート目標値
23.1%	25.4%

1. 地域生活課題に取り組む意識醸成

他人事になりがちな地域づくりを、地域の方たちが「我が事」として主体的に取り組んでいけるような意識づくりを行います。

取組主体		内 容	つながり
住 民		地域での話し合いの場に参加します。	行政、社協
社 協		地域生活課題や解決につながっている活動等について、「たけとよのふくし」、SNS等による情報発信を行い、意識の醸成に努めます。	行政、企業、住民
行 政	福祉課	広報紙やホームページだけでなく、地域との連携やSNSを活用し、福祉に関する取り組みや情報を紹介し、福祉意識の醸成に努めます。	住民
	総務課	広報紙やケーブルテレビ、SNS等を活用して、自治会への加入に関する周知に加え、転入者には加入案内チラシを配布し、加入促進に努めます。	ケーブルテレビ、自治会

2. 地域福祉活動への参加促進

自分たちが暮らしたい地域を考える主体的・積極的な姿勢をつくるために、気軽に参加できる機会を増やします。

取組主体		内 容	つながり
住 民		自治会等の地域活動への参加や、関心のある各種福祉団体に加入し、行事等に参加します。	行政、社協、福祉団体、自治会
社 協		地域福祉活動に参加する住民や各種福祉団体の活動を支援します。	住民、福祉団体
		生活支援体制整備事業の中で把握した地域生活課題を共有し、地域活動への参加へつなげる取り組みを検討します。	住民、行政、企業、福祉団体
行 政	福祉課	重層的支援体制整備事業の地域づくり事業を社協と連携しながら検討します。	社協
	企画政策課	住民がまちづくりについて興味を持てるよう、様々な媒体や機会を通じた情報発信や講座等を実施します。	住民、事業所等



生活支援ボランティア交流会の様子



福祉団体の活動（親子で農業体験）

3. 地域福祉リーダー等の人材育成と発掘

地域生活課題の解決に向けて中心に関わるキーパーソンの多くは、様々な活動を通じて得た知識・経験を活かし、多方面で活躍をしています。様々な研修や事業等を通じて、地域福祉リーダー等の人材育成や発掘を行います。

取組主体		内 容	つながり
住 民		地域福祉活動に関する講習会や研修会等に積極的に参加します。	行政、社協、福祉団体等
社 協		各種福祉団体やボランティア団体等に対して、また新たな人材育成のために、地域生活課題についての研修や活動支援を行います。	福祉団体、ボランティア団体、自治会、行政、企業、住民、商工会
		シニア・ジュニアリーダーの活動を通じて、幅広い年齢層でのリーダー育成に努めます。	シニア・ジュニアリーダー
行 政	福祉課	憩いのサロンを運営するボランティアに対しての研修や体操サロンのリーダーを育成するための研修を実施します。	憩いのサロン、体操サロン
		計画名 第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	企画政策課	協働のまちづくりに関わる人材を養成するための講座を開催し、協働の裾野を広げ、主体的に活動ができる人材を育成します。	住民、事業者、各種団体
	生涯学習課	青少年リーダー養成のための野外研修を実施します。	社協、武豊町子ども会育成連絡協議会
計画名 第3次武豊町生涯学習基本構想			

基本施策2

一人ひとりを認め合う意識づくり

【住民アンケート結果(中学生)】

問9「『福祉』のイメージ」について下表のとおり回答した方の割合

年れいや障がいにかかわらず、地域の人々と一緒に支え合うこと	
今回アンケート結果	次回アンケート目標値
36.3%	39.9%

1. 正しい理解を深め、多様性を認め合うための活動

「生活のしづらさ」は、心身機能の低下や喪失のみが原因ではなく、その方の住む生活環境、抱えている課題や受けている支援等によって異なります。引きこもりや生活困窮、LGBT、外国籍の方等、一人ひとりがお互いの生活を知ることは、差別や偏見、社会的排除をなくし、正しい理解を深め多様性を認め合うことにつながります。

取組主体	内 容	つながり
住 民	差別や偏見をなくし、他人事という意識を変え、正しい理解を深めます。	行政、学校、自治会、社協等
社 協	「ソーシャルインクルージョン」の視点に基づいた福祉教育が実施できるよう、教育機関と協議し、福祉教育学習会や福祉実践教室等を開催します。	学校、当事者組織
	福祉映画会等を通じて、より多くの住民に多様性に対する理解を深める機会をつくれます。	ボランティア団体、住民、福祉団体
行 政	障害者差別解消法に関する周知・啓発を目的に町職員向けの研修や知多南部地域自立支援協議会と協働した事業所職員への啓発を実施します。	知多南部地域自立支援協議会
	行政情報の多言語対応を推進するとともに、ニーズに応じた窓口での多言語対応に取り組みます。	

2. 当事者活動の支援

私たちは、介護者となったときや大病を患ったとき、子育て中等、生活環境やライフステージの段階において不安や悩みを抱える事があります。当事者同士が集い仲間づくりをすることは、思いや課題を共有しお互いの不安を和らげることもつながります。差別や偏見をなくすためには、当事者自身が困りごとを地域に伝えたり、助けを求められるようになる環境づくりが必要です。

取組主体		内 容	つながり
住 民		不安や悩みを抱えたときに、当事者組織等の活動へ参加します。相談先や機関について情報を集めます。	当事者組織、 自治会、行政、社協
社 協		継続的な活動を目指した補助金の交付や新たな当事者組織の立ち上げ支援を行います。	住民、 当事者組織
		地域全体の課題として当事者からの声を地域に向けて発信します。	自治会、 相談支援機関
行 政	福祉課	社協と連携し、継続した活動を目指した補助金の交付に加え、新たな当事者組織の立ち上げ支援を行います。	住民、社協、 当事者組織



引きこもり・不登校を考える講座の様子



リフレッシュカフェの様子

基本施策3

情報を相互に伝え合う意識づくり

【福祉意識アンケート結果】

問12「必要な情報を得られているか」について下表のとおり回答した方の割合

得られている	
今回アンケート結果	次回アンケート目標値
75.2%	82.7%

1. 誰もがわかりやすい情報提供

生活や緊急時の情報は、必要とする方に適切かつ正確に伝わることを求められます。既存の情報提供の方法を活用しながら、必要な情報が伝わる仕組みづくりを行います。

取組主体	内 容	つながり
住 民	気になる方のもとへ訪問して自治会の活動等の情報を伝えます。	自治会、社協、ボランティア団体
社 協	情報保障の養成講座による人材の育成や、福祉の専門職を介した情報提供を行います。	手話講師・要約筆記講師等の専門職
	各事業やイベントの場を利用し、生活に関わる様々な情報提供を行います。	憩いのサロン等
行 政	福祉課 手話通訳や要約筆記等の情報保障、外国語表記のリーフレット、コミュニケーションボード等、対象者に適した情報提供を行います。	手話通訳者・要約筆者等の専門職
	企画政策課 性別に関わりなく活躍できる男女共同参画への理解を促す講座の実施やパネル展示等を行います。	住民、事業者、各種団体
	計画名 第3次武豊町男女共同参画プラン	
秘書広報課	ユニバーサルデザインを意識し、やさしい日本語や、図や表を用いて誰でも分かりやすい・伝わる情報提供に努めます。	

2. 地域情報の共有と発信

みんなが暮らしたいまちづくりを進めるいくためには、分野を問わず地域における様々な活動が有機的につながっていくことが重要です。お互いの活動領域を尊重しつつ情報を共有することで、情報の価値は高まり、地域活動全体の活性化につながります。地域にある様々な活動を見つけ、情報発信を実施します。

取組主体	内 容		つながり
住 民	地域の集まりに参加し、情報共有を実施します。		自治会、行政、社協
社 協	「たけとよのふくし」やホームページ・SNS、新聞・ケーブルテレビ等のメディアを活用した情報発信を行い、地域生活課題や活動等の周知を行います。		行政、活動主体となる団体、新聞・ケーブルテレビ等
専門職WG提案③	支援の必要な方達が普段利用しているお店の方等が相談・支援の場につなげる仕組みを作ります。(P.59)		店舗、行政、警察、商工会、福祉事業所
行 政	福祉課	憩いのサロンや体操サロン等高齢者が集まる場において、啓発活動や情報提供を実施します。	憩いのサロン、体操サロン
	計画名	武豊町第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	企画政策課	定期的に協働のまちづくり懇談会を開催し、情報交換を実施します。	社協、NPO、ボランティアコーディネーター
	秘書広報課	様々なメディアを用いて地域の情報を発信します。特にSNSでは、住民と連携した地域の情報を共有します。	住民
	防災交通課	災害や犯罪発生時等の緊急時において武豊町一斉情報配信サービスを活用した情報発信を実施します。	住民

基本目標2	(地域) みんなで見守り支え合える地域づくり
基本施策1	支え合いの地域づくり

【住民アンケート結果(一般)】

問20「ボランティア活動などに参加している」について下表のとおり回答した方の割合

参加している	今回アンケート結果	12.3%	▶▶▶ 次回アンケート目標値	13.5%
--------	-----------	-------	----------------	-------

【住民アンケート結果(中学生)】

問10「ボランティア活動などに参加している」について下表のとおり回答した方の割合

参加している	今回アンケート結果	3.3%	▶▶▶ 次回アンケート目標値	3.6%
--------	-----------	------	----------------	------

1. 地域での見守り・支え合い活動の推進

支援が必要とする方を早期発見する事ができるのは、身近な地域住民です。地域の方が見守り、発展的に支え合い活動を行うための体制づくりを進めます。

取組主体		内 容	つながり
住 民		地域の通いの場の活動や、ボランティア団体の見守り活動等に参加します。また、近所で気になる方の情報を把握した際は、社協等へ情報を提供します。	自治会、ボランティア団体、社協、行政等
社 協		出前講座の開催等、住民と地域生活課題等の話ができる仕組みづくりに努めます。	地域住民
		見守り隊ボランティアによる見守り・支え合いの活動を住民、行政、関係団体とともに進めます。	ボランティア、行政、支援機関
		地域の社会資源の情報を提供することで介護予防や支え合いの仕組みづくりを推進します。	企業、店舗、事業所
行 政	福祉課	窓口配布等でヘルプカードの普及と活用にも努めます。	社協
	学校教育課	小学校区ごとの民生委員児童委員及び保護司との情報交換会、小中学校あいさつ運動等の生徒指導推進事業の活動を充実させます。	民生委員児童委員協議会、保護司会、学校
	防災交通課	地域と連携した防犯ボランティアによるパトロール活動や交通事故死0の日の交通立哨を始めとする交通安全活動を実施します。	防犯ボランティア、交通安全推進協議会、警察
		計画名	
子育て支援課	要保護児童対策地域協議会において、主任児童委員と情報を共有し、支援を必要とする方へ適切な対応を図ります。	民生委員児童委員協議会等	
	計画名		第2期武豊町子ども・子育て支援事業計画

2. ボランティア・地域活動の充実

少子高齢化、人口減少により担い手不足が懸念される中でも、ボランティアによるまちづくり活動の重要性は変わりありません。福祉に限らず、環境保護や国際交流、芸術等、地域づくりにつながる様々な活動機会の提供やコーディネーター機能、活動拠点の充実を図ります。

取組主体		内 容	つながり
	住 民	ボランティアやまちづくりに関する講座等に参加します。	社協、行政、 ボランティア団体
社 協		多様なボランティア講座や各種交流会を開催し、ボランティア活動の普及に努めます。また、ボランティアのマッチング機能を強化するため、ボランティアコーディネーターの養成を行います。	ボランティア団体、 行政、住民
		ボランティア・地域活動を支援するため、ボランティア活動保険の加入促進を図ります。	ボランティア団体、 住民
		ボランティアを通じたまちづくりが進められるよう関係機関と協力して機能を拡充できるよう図ります。	企業・店舗・事業所 等
行 政	福祉課 子育て支援課	当事者団体や武豊町子ども会育成連絡協議会等に対する補助金を交付することで活動の支援に加え、各団体の活動に関する周知も積極的に実施します。	当事者団体等
	学校教育課	防災ボランティアによる中学生防災教育を実施します。	防災ボランティア、 学校
	企画政策課	地域住民の交流参加の促進と連携感の醸成を図るため、各自治会に対し、引き続き地域活動推進交付金を交付します。	自治会
	生涯学習課	生涯学習だより「カルチャー&スポーツ」を発行し、地域で活動している様々な分野のサークルやボランティア団体を紹介します。	町内活動サークル、 ボランティア団体

3. 防犯活動の充実

地域における防犯対策は、行政や警察等の公的機関のみで実施するだけでなく、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共通意識を持ち、日頃からの声掛け等により安心して生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

取組主体		内 容	つながり
住 民		防犯パトロール活動に積極的にに関わり、防犯意識の向上に努めます。近隣の方とお互い声を掛け合い、犯罪防止に努めます。	自治会、行政、社協、警察等
社 協		老人クラブや民生委員児童委員協議会、地域ボランティアによる立哨活動等による見守り活動を支援します。また、担い手の育成充実を目指します。	老人クラブ、民生委員児童委員協議会、地域ボランティア
行政	福祉課	高齢による判断能力の低下や老後の不安を狙う詐欺被害を防ぐため、社協や関係課と連携し、高齢者が学ぶ機会を作ります。	社協、老人クラブ、憩いのサロン
	計画名	第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	学校教育課	子どもたちが巻き込まれる犯罪を防止するため、3A運動の推進やメール配信等を活用した不審者情報等を提供します。	住民
	防災交通課	町職員や防犯ボランティアによる防犯パトロールやメールサービス等を活用した不審者情報等の防犯に関する情報を提供します。	防犯ボランティア、警察
	子育て支援課	メール配信等を活用した不審者情報等を提供します。	住民

基本施策2 **緊急時・災害時に備えた地域づくり**

【住民アンケート結果(一般)】

問22「参加したいボランティア活動」について下表のとおり回答した方の割合

災害時の救援・支援活動	
今回アンケート結果	次回アンケート目標値
17.9%	19.7%

1. 地域における防災力強化

大規模災害発生直後は、行政や救援機関からの支援が困難になると想定されます。災害による被害を最小限に抑えるため、日頃からの防災意識の向上とともに、自主防災会や防災ボランティアの活動を支援します。

取組主体	内 容	つながり					
住 民	自治会等で開催している防災訓練に参加し、防災力の強化に努めます。	自治会、行政、社協、ボランティア団体					
社 協	防災ボランティアと連携し、新たな防災ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を検討します。	防災ボランティア、防災ボランティアコーディネーター、行政					
	町や自治会が主催する防災活動に協力します。	自治会					
行 政	<table border="1"> <tr> <td>福祉課 都市計画課 防災交通課</td> <td>家具転倒事故を防止する家具転倒防止対策や耐震診断・耐震改修等の事業実施や周知を実施します。</td> <td rowspan="2">防災ボランティア、住民</td> </tr> <tr> <td>計画名</td> <td>第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画</td> </tr> </table>	福祉課 都市計画課 防災交通課	家具転倒事故を防止する家具転倒防止対策や耐震診断・耐震改修等の事業実施や周知を実施します。	防災ボランティア、住民	計画名	第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	福祉課 都市計画課 防災交通課	家具転倒事故を防止する家具転倒防止対策や耐震診断・耐震改修等の事業実施や周知を実施します。	防災ボランティア、住民				
	計画名	第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画					
	福祉課 防災交通課	避難所の運営にあたり、特別な支援が必要な方への配慮が行き届くよう、受け入れ方法について検討します。	自治会、社協、民生委員児童委員協議会				
	防災交通課	防災リーダー養成講座の実施に加え、自主防災会活動補助金の交付や防災ボランティア等との連携により、地域の防災力の向上を目指します。	住民、自主防災会、防災ボランティア				
		計画名		武豊町地域防災計画			
防災交通課 福祉課	社協が実施する災害ボランティアセンターの体制整備について協力します。	社協					
都市計画課	町ホームページや広報紙等で耐震に関する補助制度等の周知、啓発を実施します。						
	計画名	武豊町建築物耐震改修促進計画					

2. 避難行動要支援者等の支援体制整備

本町では、障がいのある方やひとり暮らしの高齢者等、支援を必要とする方を対象に「避難行動要支援者避難支援制度」により、要件を満たす該当者を登録しています。実際の支援にあたっては、自治会、自主防災会、民生委員児童委員協議会、近所の方等の関係者と連携するため、平常時から体制を整備します。

取組主体		内 容	つながり
住 民		避難に支援が必要な方に対して、近所の方と協力をして避難誘導を行います。また、日頃から避難に支援が必要な方の把握に努めます。	自治会、行政、社協、民生委員児童委員協議会
社 協		自主防災会等と連携して、車いすの取り扱いや障がいのある方等の誘導方法の講習を行います。	自主防災会、障がいのある方の団体
		障がい理解のため、知多南部3町福祉教育ハンドブックを自主防災会に配布し、理解啓発に努めます。	学校、自主防災会
		福祉事業所等と協力して、災害時における安否確認等がスムーズにできる仕組みづくりを検討していきます。	福祉事業所
行政	防災交通課 福祉課	避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や民生委員児童委員協議会等と共有します。	自治会、民生委員児童委員協議会
	計画名	第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 武豊町避難行動要支援者避難支援計画 第2次武豊町障がい者計画	
	防災交通課 福祉課	個別避難計画の策定に努めます。	自主防災会、社協、ケアマネジャー、相談支援専門員

基本目標3	(体制・機会) 誰もが安心して いきいきと暮らせる体制・機会づくり
基本施策1	多様な福祉ニーズに対応した体制づくり

【住民アンケート結果(一般)】

問17「福祉サービスを必要とした時」について下表のとおり回答した方の割合

すぐ利用する	今回アンケート結果	47.4%	➡	次回アンケート目標値	52.1%
--------	-----------	-------	---	------------	-------

1. 包括的な相談・支援体制の構築

私たちの抱える生活上の課題は複雑化し、様々な分野にまたがるなど、既存の制度の枠内では、解決が困難な相談内容が増えています。近年では、家族全体の支援が必要な相談が増えており、世帯「丸ごと」の相談に対応できる包括的な相談支援体制づくりが必要です。

取組主体	内 容	つながり	
住 民	自分が困った時の相談窓口の情報を集め、必要に応じて相談窓口を活用します。	行政、社協、 相談事業所等	
社 協	民生委員児童委員協議会、ボランティア団体や福祉団体、関係機関等地域福祉活動を進める担い手からの相談を受け付けます。	地域福祉活動の担い手	
	「まるっとここ相談窓口」を設置し、年齢・属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。	行政、相談支援事業所、 サービス事業所、 医療機関等	
専門職 WG 提案①	住民や店舗等と連携し、子どもから高齢者まで誰でも様々な手段で相談できる仕組みを検討します。(p.58)	店舗、企業、行政、 福祉事業所	
行 政	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課	各課で設置している相談窓口で集めた情報を基に重層的支援体制整備事業を活用した相談体制の連携を図ります。	社協、福祉事業所、 知多福祉相談センター
	福祉課	高齢者、障害者、生活困窮者に関する相談において、必要に応じて適切な機関や関係部署等につなげます。	社協、福祉事業所、 知多福祉相談センター
	子育て支援課 健康課	子育て世代包括支援センターを始めとした相談窓口を集める情報を基に、関係部署と連携しながら適切なサポートを図ります。	学校、 知多福祉相談センター、 医療機関等
	学校教育課	児童・生徒が抱える生活課題の解決に向けてスクールソーシャルワーカーを設置し、学校や関係機関との連携を図ります。	学校

2. 生活困窮者等に関する支援体制整備

生活困窮や引きこもり状態にある方への支援は、相談支援体制の充実だけでは対応できません。問題を早期に把握し、自立した生活が営めるような体制づくりを行う必要があります。

取組主体		内 容	つながり
住 民		生活に困窮している方や生活に支援が必要な方を把握した際、相談窓口につなげます。	行政、社協、自治会、民生委員児童委員協議会
社 協		各種相談等で得た情報をもとに、生活困窮者等に対して関係機関と連携して適切な支援につなげます。	知多福祉相談センター、行政
		重層的支援体制整備事業の中でコミュニティソーシャルワーカーを中心に一体的な地域づくりに努めます。	
		生活福祉資金貸付制度、小口の貸付資金制度、食糧支援事業等を活用し、生活困窮者等に対して、自立を促す支援を実施します。	
行 政	福祉課	重層的支援会議の円滑な実施を目指して事業所や医療分野等関係者との連携の構築を図ります。	福祉事業所、医療機関等
	生涯学習課 福祉課	子ども・若者育成支援推進法に基づき実施している相談事業を実施します。	社協
	計画名	第3次武豊町生涯学習基本構想	



相談の様子



生活困窮者への支援（備蓄食料の寄附）

3. 権利擁護のための体制づくり

認知症高齢者や知的・精神障がいのある方等が日常生活の中で不利益を被らないために権利を擁護していくことが必要です。判断能力が十分でない方たちが安心して暮らせるよう、虐待や消費者被害を早期発見・早期対応するとともに、財産管理やサービス利用支援等、迅速に対応できる体制づくりを進めます。

取組主体		内 容	つながり
住 民		虐待や消費者被害等を受けているケースを発見した時には、速やかに関係機関に連絡します。	行政、社協、警察等
社 協		日常生活自立支援事業や成年後見制度の理解・普及を図るため、知多地域権利擁護支援センター主催の研修会に協力します。	知多地域権利擁護支援センター
		消費者被害に関する啓発講座を憩いのサロン等で開催します。	憩いのサロン
行 政	福祉課	法人後見や相談支援等の業務を行っている知多地域権利擁護支援センターに委託を行います。また、各相談機関と連携しながら同センターの周知に努めます。	知多地域権利擁護支援センター、福祉事業所
	産業課	高齢者と中学生それぞれに対する啓発講座を通して、消費者被害の予防と相談窓口の周知に努めます。	憩いのサロン、中学校
	子育て支援課	オレンジリボン運動等による、児童虐待防止の啓発に取り組みます。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に伴い、児童虐待防止対策の機能強化を図ります。	学校、知多福祉相談センター、警察、社協、知多地域権利擁護支援センター、民生委員児童委員協議会、医療機関、子育て支援団体等
	計画名	第2期武豊町子ども・子育て支援事業計画	

2. 社会参加の機会の創出

高齢者や障がいのある方等、すべての方が地域の中でいつまでもいきいきとして暮らすためには、社会参加活動の場の提供が必要です。一人ひとりが社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感が得られるような機会の創出を進めます。

取組主体		内 容	つながり
住 民		自治会の行事に参加したり、地域で開催の講座やイベント、ボランティア活動等にも参加して社会とつながる機会を作ります。	自治会、行政、社協、ボランティア団体
社 協		高齢者や障害のある方等誰もが地域で活躍できる場づくりや、社会とのつながりづくりに向けた支援を進めます。	住民
		関係機関や地域と連携し、制度の狭間にある方への支援を図ります。	福祉事業所、行政
行 政	福祉課	障がい者が自立し、社会参加できる環境づくりを目的に知多南部地域自立支援協議会において、地域の課題等の情報共有を図り、地域の支援体制について協議します。	知多南部地域自立支援協議会
		計画名 第6期武豊町障がい福祉計画・第2期武豊町障がい児福祉計画	
	福祉課	支援や介護が必要となっても地域の活動に参加し、一定の役割を持ち続けることができるよう憩いのサロンや体操サロン等高齢者が集まる場づくりを実施します。	憩いのサロン、体操サロン
		計画名 第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	

基本施策3

健康づくり・生きがいの機会づくり

【住民アンケート結果(一般)】 問9「武豊町に暮らし続けたいか」についての回答をした方の割合

暮らし続けたい	
今回アンケート結果	次回アンケート目標値
87.8%	96.6%

1. 世代を超えた交流の場や気軽集える場の創出

地域を構成する様々な方たちが関わることは、地域のつながりを強め、お互いを知り、助け合うことにもつながります。住民一人ひとりが出会いを通じて、それぞれの持っている力を発揮できるよう気軽に交流できる機会づくりを進めていきます。また、安心して外出でき、社会参加が促進される環境づくりを実施します。

取組主体	内 容	つながり
住 民	幅広い世代や障がいの有無にかかわらず、集いの場に参加します。	自治会、行政、社協、福祉団体等
社 協	気軽に集え、相談できる場としての「おとなりカフェ」や、様々な方の居場所や参加の場としての「リフレッシュカフェ」を継続します。	住民、自治会
	地域での親子参加行事を実施し、地域の方々と一緒に交流の場を作ります。	住民、福祉団体、店舗等
行 政	地域で気軽に集う交流の場づくりの運営に向けた専門職による指導や運営相談、ボランティアの確保等の支援を行います。	住民、福祉事業所、ボランティア
	計画名 第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	防災交通課	誰もが安全・安心で快適に移動できる環境の構築を目指し、公共交通サービスを確保維持しつつ、更なる充実を図ります。
	計画名 武豊町地域公共交通計画	
子育て支援課	祖父母会、憩いのサロン等を通じて、保育園児と高齢者との交流事業を実施します。	祖父母会、憩いのサロン

2. 介護予防・健康づくりの推進

いきいきと自立した生活を送るために、一人ひとりが、主体的かつ気軽に健康づくりに取り組みめる環境が必要です。そのためには、身近なところで、健康の維持・増進、身体機能の向上につながる機会を拡充します。

取組主体		内 容	つながり
住 民		日頃から自身の健康づくりに取り組みます。 自分の趣味や、経験が活かせる活動の場に参加します。	行政、社協、 ボランティア団体
社 協		地域包括支援センターの一般介護予防事業を通じて、 高齢者の介護予防や健康づくり等に努めます。	憩いのサロン、 体操サロン、 専門職、自治会
		障がいのある方へのスポーツ普及に取り組みます。	福祉事業所
		地域における健康づくり活動に助成金の交付等を行います。	住民、福祉団体
行 政	福祉課	憩いのサロン事業や老人クラブ等と連携を図ることで、 高齢者がそれぞれの体力や興味にあわせて自主的に 介護予防や認知症予防に取り組める環境づくりを推進します。	憩いのサロン、 老人クラブ
		計画名 第8期武豊町高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
	健康課	“健康づくりはまちづくり「みんな笑顔でイキイキと暮らせる町 たけとよ」”を基本理念とした、「第2期健康たけとよ21スマイルプラン」に基づき、住民の健康づくりを推進します。	
		計画名 第2期 健康たけとよ21スマイルプラン	
	生涯学習課	中央公民館での健康や食育に関する教室の開催や、図書館で健康・スポーツ関係の資料を積極的に収集することで、住民の健康づくりをサポートします。	
		計画名 第3次武豊町生涯学習基本構想	
スポーツ課	スポーツ推進委員・スポーツ関係団体と連携協力し、各種スポーツ事業やイベントを開催します。屋内温水プール内にて、心身の健康増進、交流の場を提供します。	スポーツ推進委員、 スポーツ関係団体	
企画政策課	たけとよスマイル体操の普及、啓発をしていきます。		



武豊高校防災教室の様子

第3章

地域福祉の推進



ちよっとよってきん長尾東での健康チェックの様子



スマホ教室での様子
(大学生が教えている)



大足子どもひろばでの様子

第4章 地域福祉計画の推進

- 1 推進体制の整備
- 2 住民・地域との連携
- 3 計画の評価・進捗管理

第4章 地域福祉計画の推進

① 推進体制の整備

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課及び社会福祉協議会との連携を強化するとともに、関連する個別計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら毎年度の進捗管理を行います。

② 住民・地域との連携

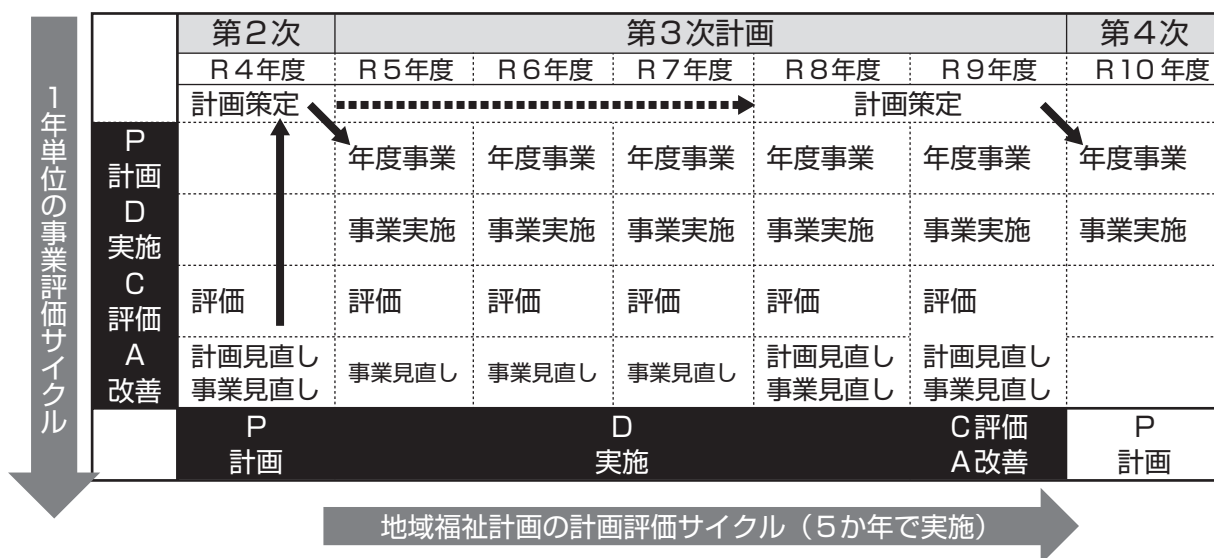
本計画を推進していくためには、住民や地域との連携を図っていく必要があります。そのためには本計画の理念や方向性等について共有する必要があることから、本計画について広く住民に周知します。

③ 計画の評価・進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効率的・効果的に推進していくために、毎年施策評価をし、次年度以降の方針を立て、事業に反映させるPDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

また、住民主体の地域福祉活動が実現できるよう、住民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「武豊町地域福祉推進協議会」において、計画の進捗管理や評価、見直しを行い、地域福祉の進捗につながるよう努めます。

(PDCAサイクルの進め方)



※毎年、年度末に開催予定の「武豊町地域福祉推進協議会」で評価・見直しを実施します

資料編

- 1 武豊町地域福祉推進協議会
- 2 福祉意識アンケート
- 3 住民アンケート（一般、中学生向けアンケート）
- 4 専門職ワーキンググループ
- 5 武豊町地域福祉計画庁内検討会
- 6 パブリックコメントの状況
- 7 アンケート結果

1. 武豊町地域福祉推進協議会

① 開催状況

	開催日	主な審議事項等
第1回	令和3年9月7日	・ 計画策定について
第2回	令和4年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画骨子案について ・ 住民アンケート調査結果報告について ・ 社会福祉協議会での福祉意識アンケート (住民懇談会代替アンケート) ・ 専門職ワーキンググループ開催状況について
第3回	令和4年11月15日	・ 計画案について
第4回	令和5年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終計画案について ・ パブリックコメントの結果について

② 武豊町地域福祉推進協議会委員名簿

選出区分	役 職	氏 名
保健医療関係者	知多郡医師会武豊町医師団代表	久米 充芳 (慈幸 弘樹)
	半田歯科医師会武豊支部代表	長島 涉 (戸田 敏雄)
	武豊町薬剤師会代表	榊原 彰宏
知識経験を有する者	千葉大学予防医学センター教授 国立長寿医療研究センター老年学評価研究部長	近藤 克則【会長】
地域の代表者	長尾部部長	天木 一馬 (久保 隆) (榊原 鉄弘)
	大足区区長	辻田 健治 (羽山 和彦)
	富貴地区区長会会長	宮地 廣二 (小坂 和正) (水谷 茂男)
	武豊町勤労者代表	磯部 亮 (家田 太地)
	武豊町商工会会長	橋詰 弥久雄
	あいち知多農業協同組合武豊事業部長	兼井 健支
	生活支援ワーキンググループ	大石 靖彦
	公 募	初山 裕子
	公 募	富岡 健二
	福祉関係者	武豊町老人クラブ連合会代表
武豊町子ども会育成連絡協議会代表		中川 善文
武豊町手をつなぐ育成会代表		倉知 楯城
武豊町身体障害者福祉協議会代表		下鶴 正澄
精神障がい者家族会かたばみ代表		森 充代
介護サービス利用関係者		柳 洋子
介護サービス事業者		吉井 覚
武豊町民生委員児童委員協議会会長		初山 勝己【副会長】
武豊町社会福祉協議会会長		中川 美知夫
武豊町ボランティアセンター代表		井上 久枝
武豊町防災ボランティアの会代表		加藤 節子
行政機関の関係者	知多福祉相談センター次長 兼 地域福祉課長	山原 将人

() 内は前任者

③ 武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

武豊町地域福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武豊町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に基づき、地域福祉計画の推進組織として定められた、武豊町地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の適切な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。ただし、他の要綱等に策定方法及び評価・進捗管理方法の定めのある計画にあってはこの限りではない。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉計画を基本的指針とする分野別計画(以下「分野別計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的な推進のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 地域の代表者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 協議会に以下の事項に関する委員会を置くことができる。

- (1) 地域福祉計画及び分野別計画の評価・進捗管理・推進に関する必要な調査審議を行うこと。
- (2) 分野別計画の策定に関し、必要な審議を行うこと。

2 委員会の委員及び委員長は会長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2. 福祉意識アンケート

① 調査の目的

武豊町社会福祉協議会では、武豊町からの受託事業である武豊町地域福祉計画の策定にあたり、住民懇談会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難となりました。このため、住民懇談会に代えて住民の皆様の日頃の福祉に対する意識等をアンケートにて伺うこととしました。

② 調査対象者・調査方法等

調査対象者:区役員(区長、常会長、組長)

配付方法:区長から配付、郵送、区長等による調査票の回収、インターネットによる回答

③ 回収結果 … P.60～参照

区 分	区長から配付	インターネット	計
配付数	1,182		1,182
回収数	869	149	1,018
有効回答数(有効回答率)	863	149	1,012 (85.6%)
調査期間	令和3年8月1日～令和3年11月30日		

3. 住民アンケート(一般、中学生向けアンケート)

① 調査の目的

この調査は、第3次武豊町地域福祉計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、町内にお住まいの20歳以上の方および町内の中学1年生を対象に実施しました。

20歳以上の方を対象とした一般調査では、近所付き合いや区の行事・活動への参加状況、ボランティア活動の参加状況、地域に必要な手助けやサービス、社会福祉協議会等についておたずねしました。

中学1年生を対象とした調査では、あいさつ、福祉教育、ボランティア活動等についておたずねしました。

② 調査対象者・調査方法等

区 分	一般調査	中学生調査
調査対象者	町内にお住まいの20歳以上の方	町内にお住まいの中学1年生
抽出方法	無作為抽出	全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収	学校を通じて配布・回収
調査期間	令和3年10月11日～令和3年10月29日	令和3年10月

③ 回収結果 … P.66から参照 (注)回答が白紙または半分以下のものは無効

区 分	一般調査	中学生調査
配布数	2,000	410
回収数	958 (47.9%)	391
有効回答数(率)	955 (47.8%)	391 (95.4%)

4. 専門職ワーキンググループ

① 開催状況

	開催日	主な審議事項等
第1回	令和4年1月21日(金) 13時30分～15時30分	◎オリエンテーション ◎日本福祉大学 原田正樹教授による講義 「包括的支援体制の構築に向けた地域福祉計画」 ◎事例紹介①「複合的な課題を抱える世帯のケース」
第2回	令和4年2月14日(月) 10時～12時	◎グループごとで事例①の検討 ◎事例紹介②「ひきこもりと困窮の課題を抱える世帯のケース」
第3回	令和4年2月28日(月) 10時～12時	◎グループごとで事例②の検討 ◎グループごとで生活課題・解決に向けたアイデアについて共有
第4回	令和4年3月14日(月) 14時～16時	◎グループごとで地域福祉計画への提言をまとめ全体で共有する ◎ワーキンググループとしての提言のまとめ(原田正樹教授)

資料編

② 専門職ワーキンググループメンバー名簿

分野	所属団体	氏名
高齢	合同会社 よかった	谷川 一成
	武豊福寿園	太田 久美子
	地域包括支援センター	西脇 樹
医療	杉石病院	新海 猛
障がい	知多南部基幹相談支援センター ゆめじろう	出口 晋
	知多南部基幹相談支援センター わっぱる	古川 紀衣
生活困窮	知多福祉相談支援センター	大林 陽子
子育て	子育て包括支援センター	竹内 京子
	子育て包括支援センター	平野 かおり
教育	学校教育課	三宅 穂菜美
行政担当	子育て支援課	加藤 幸江
	健康課	石黒 美穂
	福祉課(社会福祉)	鳥居 佑多
	福祉課(高齢)	栗田 佳美
地域福祉	地域福祉サービスセンター	新美 浩司
	社会福祉協議会	石野 靖

③ ワーキンググループとしての提言

提案1

テーマ	「地域まるごと人材育成」 ～ 伴走支援ができるしくみづくり (社会的孤立をしない、つながる地域・人づくり) ～
目指す仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子どもから高齢者まで、誰でも相談ができる ・相談方法は多種多様に(電話・SNS・つどい等) ・思いやりのある人材育成(個人・店舗・企業等) ・活動への賛同者を増やす
仕組みを作るための具体案	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職、事業所の意識改革 (専門外の相談ごとにも増える可能性が高くなる) 2. 情報集約するための窓口が必要(⇒集約し、役割分担) 3. 店舗や企業にも「話を聞いてくれる場所」として協力してもらえる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・協定を結ぶ(協力店ステッカー、広報紙で協力店等を周知する等) ・他の「話を聞いてくれる場所」一覧、専門相談窓口MAPを作成し周知 →窓口一覧を配布 4. SNSやQRコード読み取り等を利用し、匿名で相談や情報提供ができる
どんな人・機関が関わると良いか	・店舗・企業・行政・福祉事業所
コーディネイトする人・機関	社協の総合相談窓口(まるっとここ相談窓口)
⇒ 基本目標3 基本施策1 取組の方向性1	【(体制・機会)誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり】 【多様な福祉ニーズに対応した体制づくり】 【包括的な相談・支援体制の構築】

提案2

テーマ	「人とつながる 地域とつながる」
目指す仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職同士がつながる場づくり ・専門職にとどまらず、地域を巻き込んだつながりづくり
仕組みを作るための具体案	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢、子ども、障がい等分野を超えての連携ができる体制づくり 2. 専門職・地域がつながる場づくり <ol style="list-style-type: none"> ①誰がイニシアティブをとるか <ul style="list-style-type: none"> ・地域と専門職をつなぐ役割のコミュニティソーシャルワーカーの配置 地域の資源をよく知っている(フォーマル、インフォーマル) ②地域の資源を発掘、活用し「こういうのあるといいね」を実現していく ③地域の特性にあった、細やかな仕組みをつくるには、地域ごとに複数のコミュニティソーシャルワーカーが必要 ④同じ立場の人(ピアの力)を活かす 困った方であっても相談に来ない。つながりが深い方から声掛け ⑤当事者同士だからこそのわかること、言葉にならない想いを共有、相談の仕方を教わる等

どんな人・機関が関わると良いか	・住民・民生委員児童委員協議会・企業・当事者
コーディネートする人・機関	コミュニティソーシャルワーカー
⇒ 基本目標3 【(体制・機会)誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり】 基本施策2 【多分野協働・連携による体制づくり】 取組の方向性1 【多様な主体が参加・協働できる体制づくり】	

提案3

テーマ	「地域のお店とつながり情報共有ができる」
目指す仕組み	通いの場をつくっても支援が必要な方は来ない・来られない現状があるため、支援が必要な方たちが普段利用しているお店の方等が、相談・支援の場につなげることができる仕組みをつくる
仕組みを作るための具体案	地域の情報やお店に来られた気になる方等情報をもらえるよう地域のお店と社協等がつながる仕組みをつくる 1. サービスや社会資源等をお店にも周知しておき、お店に来られた気になる方へ紹介してもらう 2. お店に来られた方で気になるケースの情報をもらう 3. 既存の見守りサービス(迷い人SOSネットワークや子ども110番の家・子ども駆け込み110番等)の仕組みを見直す 4. 見守りが必要な方や協力者を増やし、見守り体制を広げる 5. 協力してくれるお店等にステッカーを配る
どんな人・機関が関わると良いか	・店舗・行政・警察・商工会・福祉事業所
コーディネートする人・機関	社協
⇒ 基本目標1 【(人・意識)誰もが参加して活躍できる人・意識づくり】 基本施策3 【情報を相互に伝え合う意識づくり】 取組の方向性2 【地域情報の共有と発信】	

資料編

5. 武豊町地域福祉計画庁内検討会

主要な地域生活課題の解決を目的に〔第3章地域福祉の推進〕に関わる事業に係る行政の担当各課の課長補佐級による検討会を実施

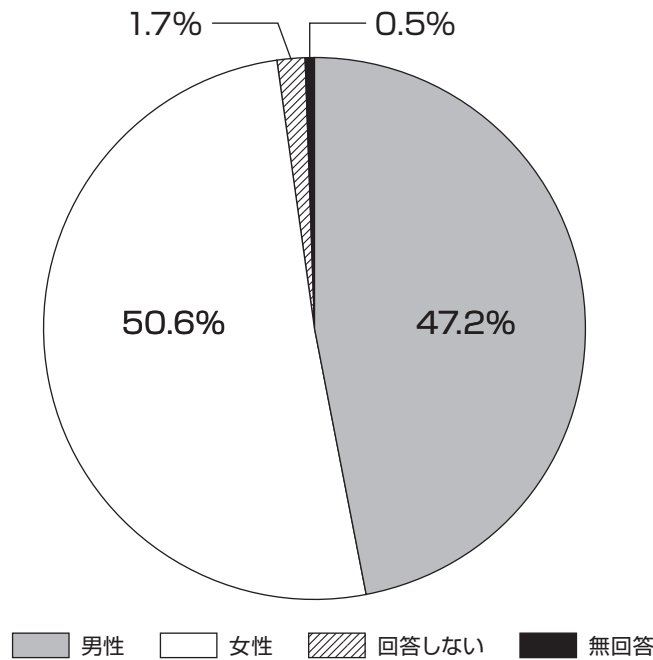
6. パブリックコメントの状況

募集期間	令和4年12月16日(金)～令和5年1月16日(月)
募集結果	0件

7. アンケート結果

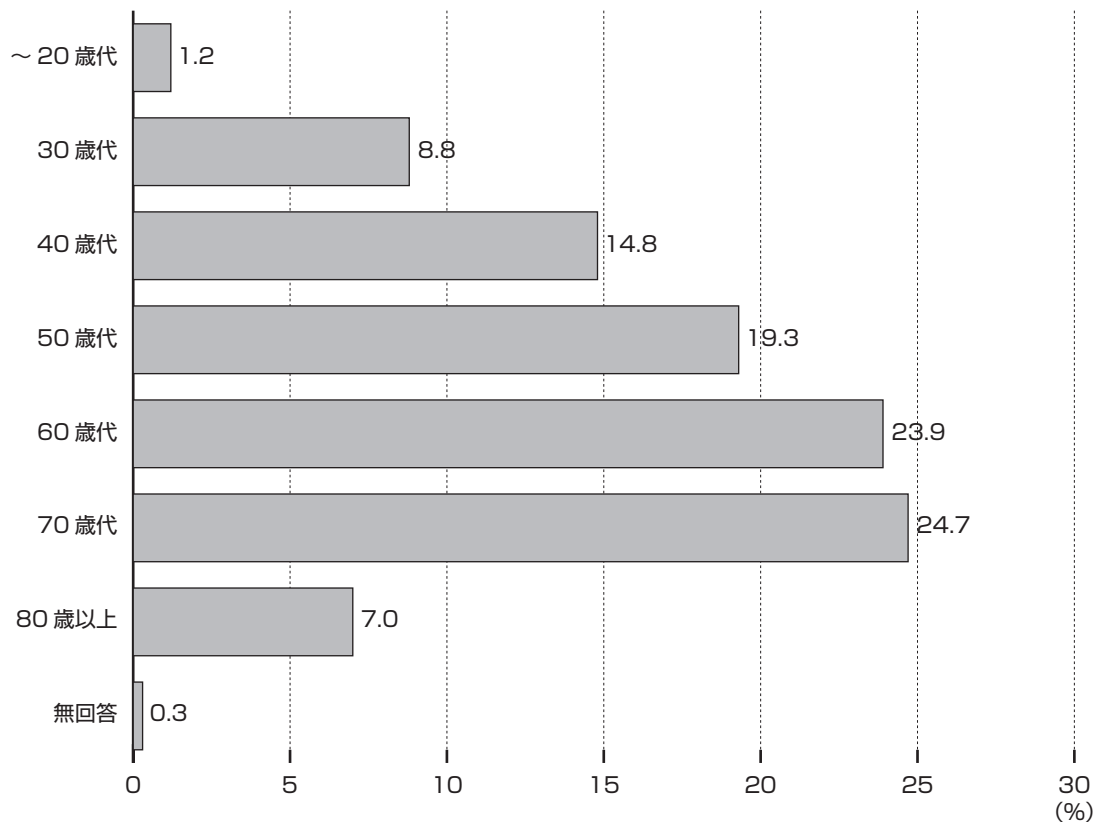
① 令和3年度 武豊町社会福祉協議会福祉意識アンケート結果

問1 あなたの性別を教えてください

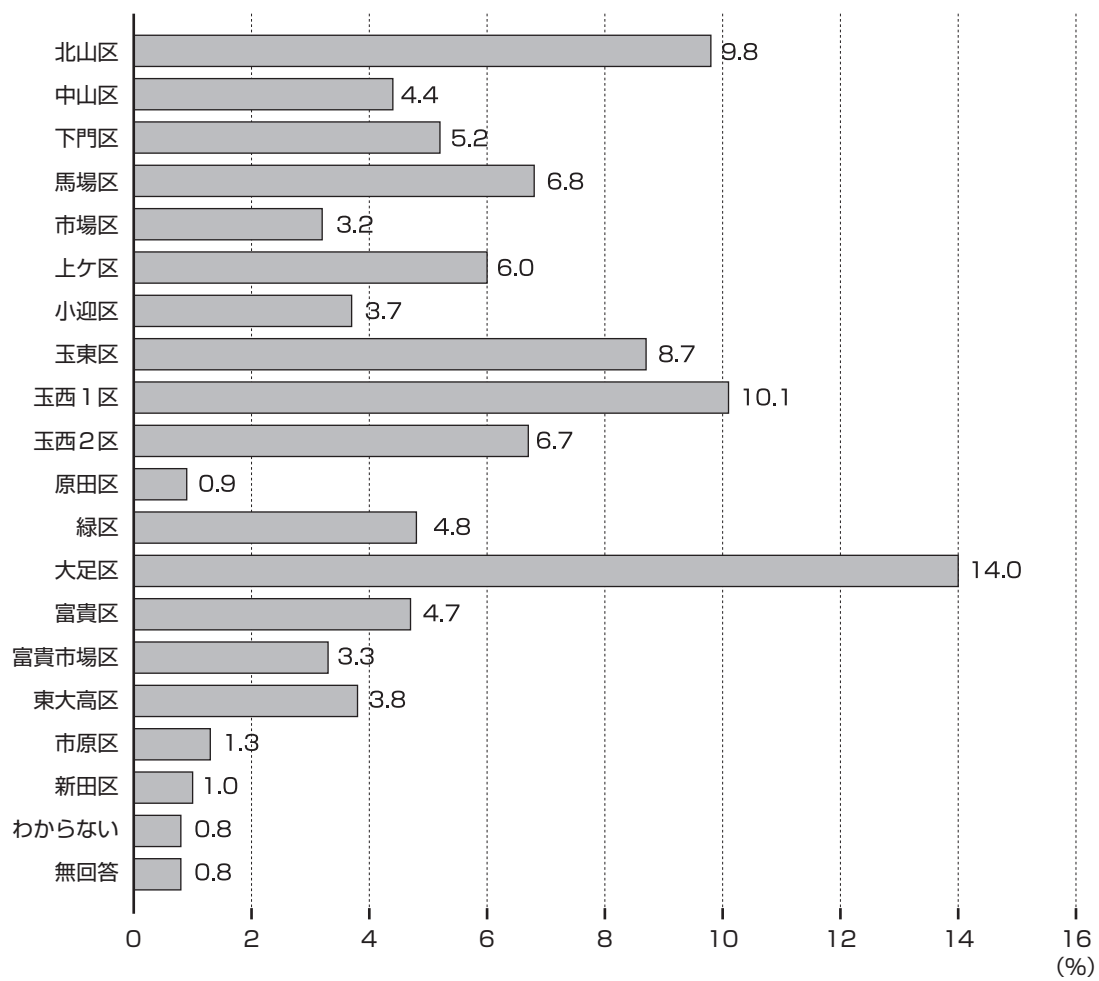


資料編

問2 あなたの年齢を教えてください

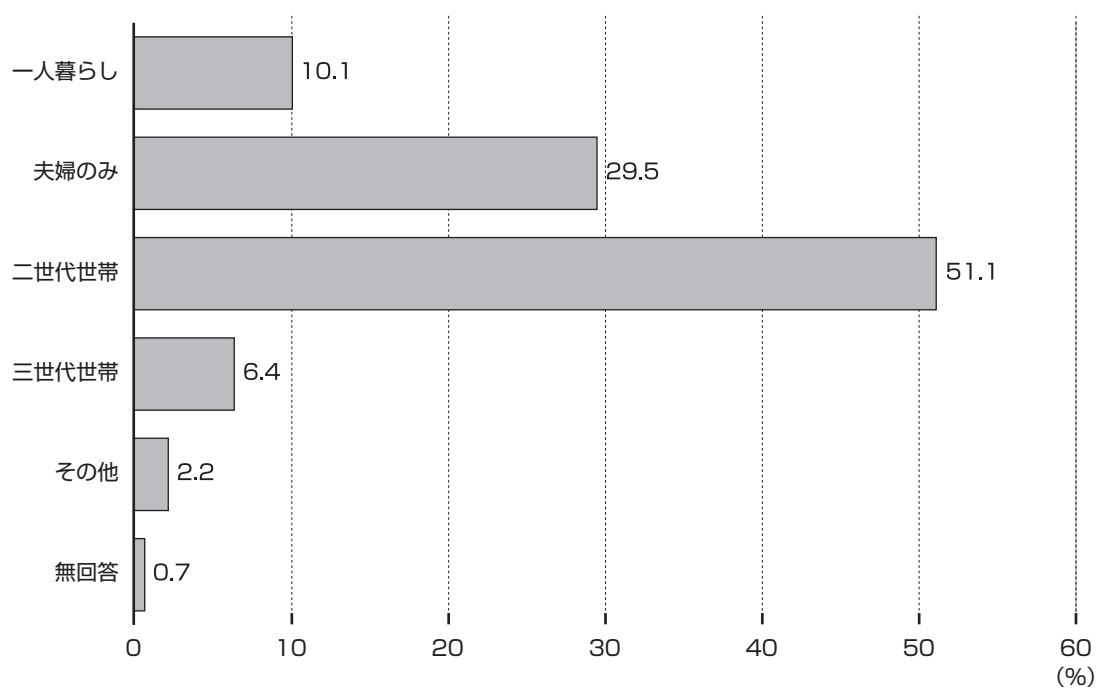


問3 あなたのお住いの区(自治会)はどちらですか(1つに○)

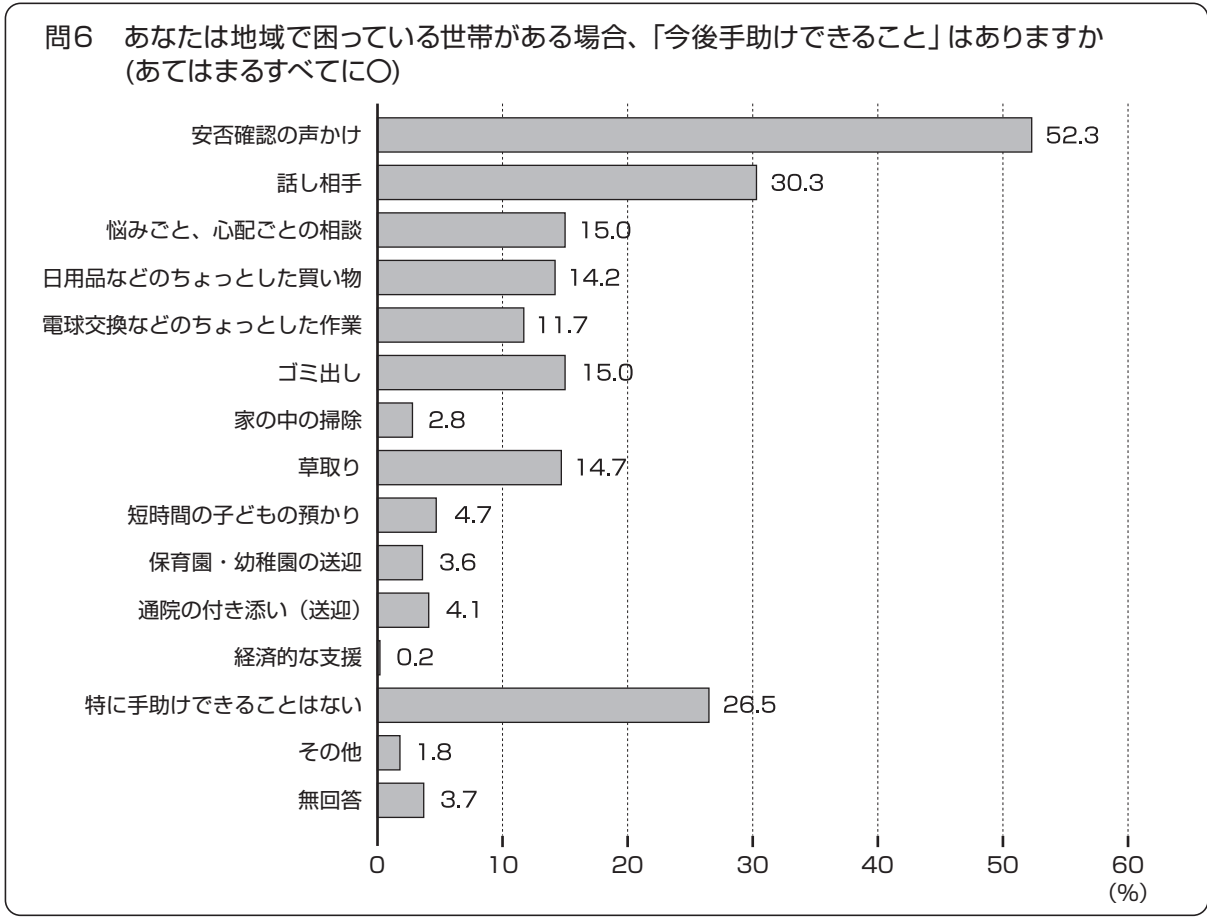
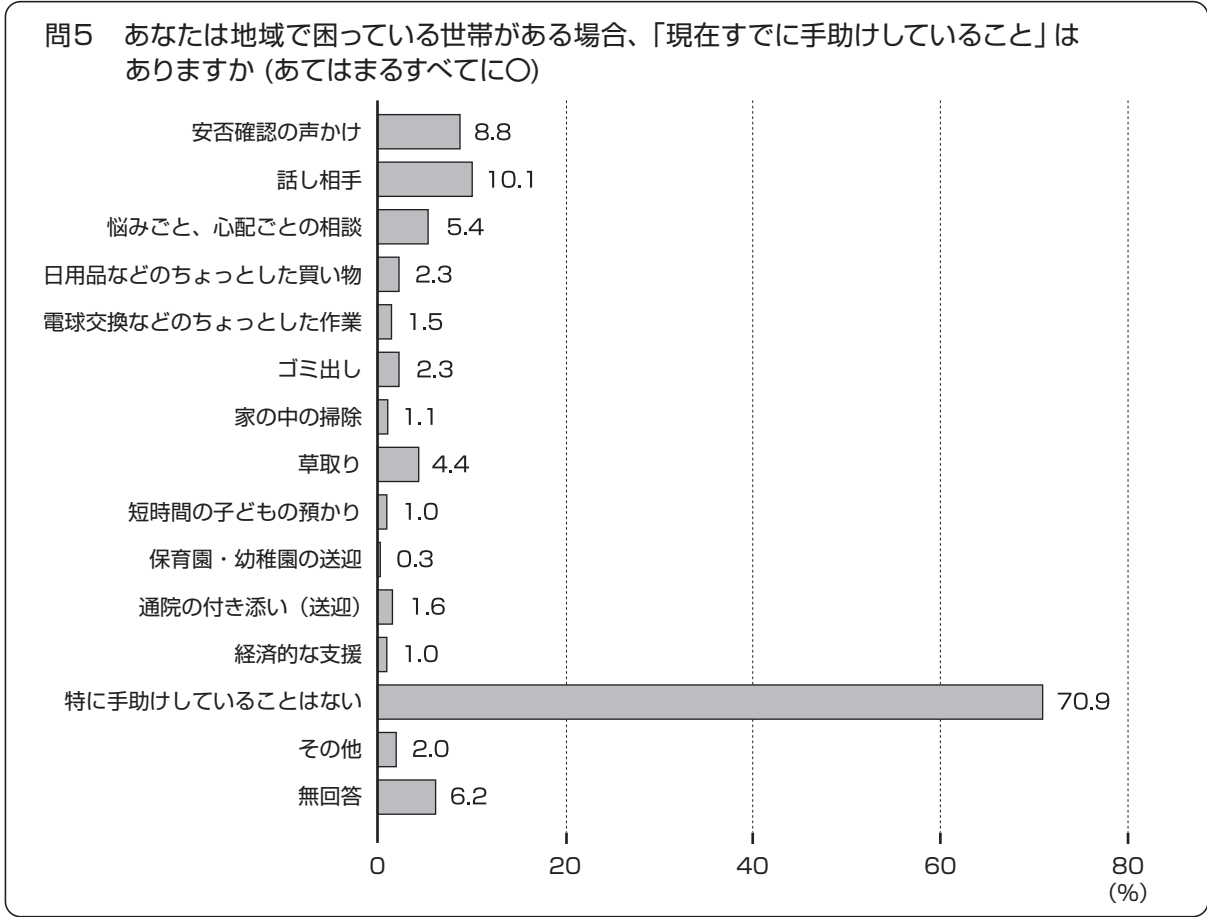


資料編

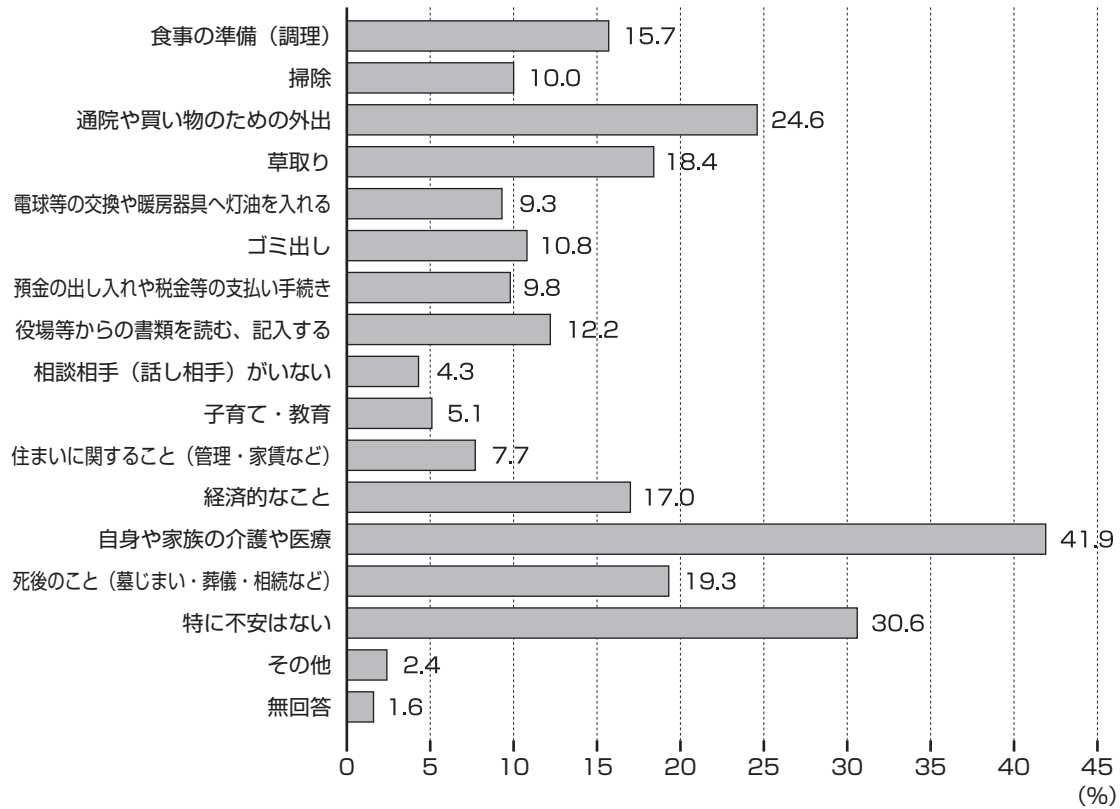
問4 あなたの家族構成を教えてください(1つに○)



資料編

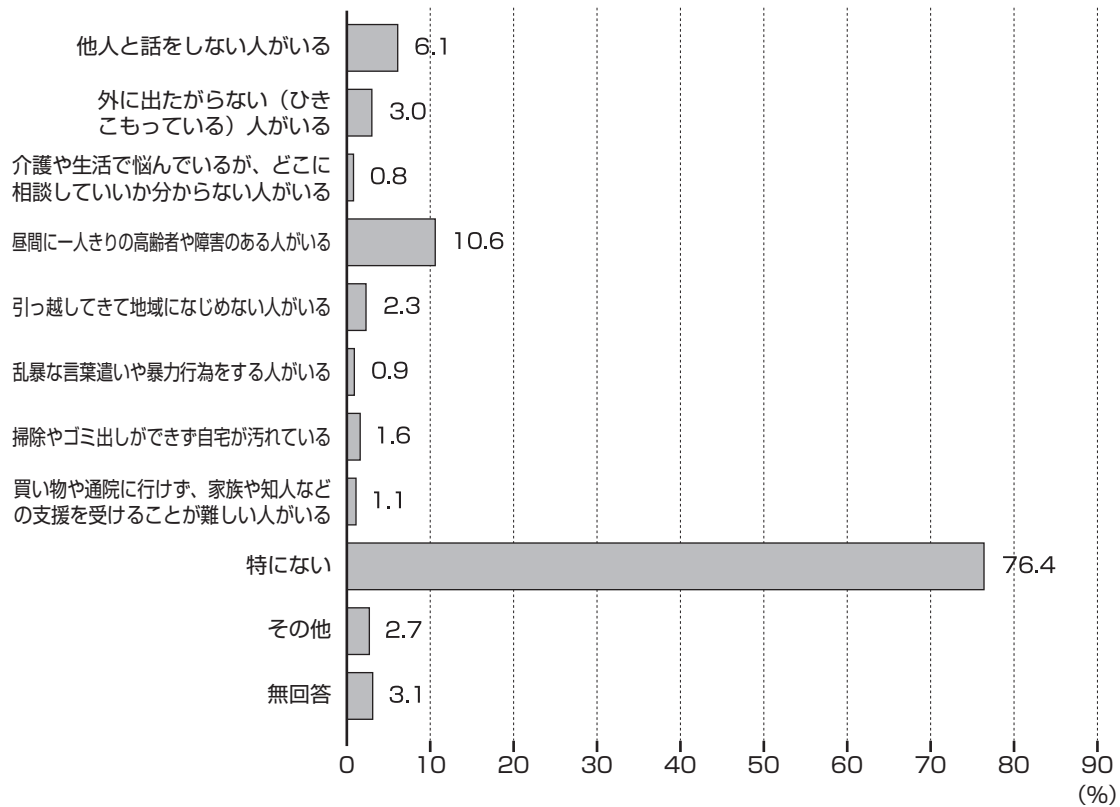


問7 あなたが日常生活を送るうえで、将来不安なこと（困りそうなこと）は
 どんなことですか（あてはまるすべてに○）

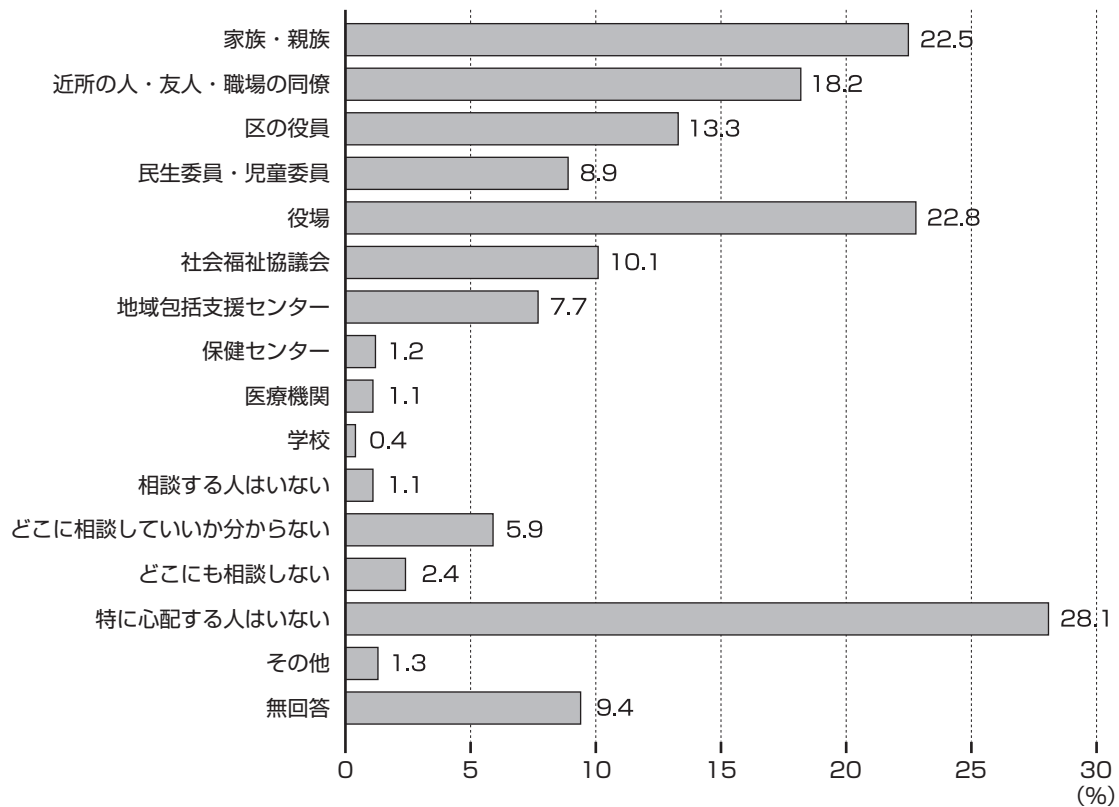


資料編

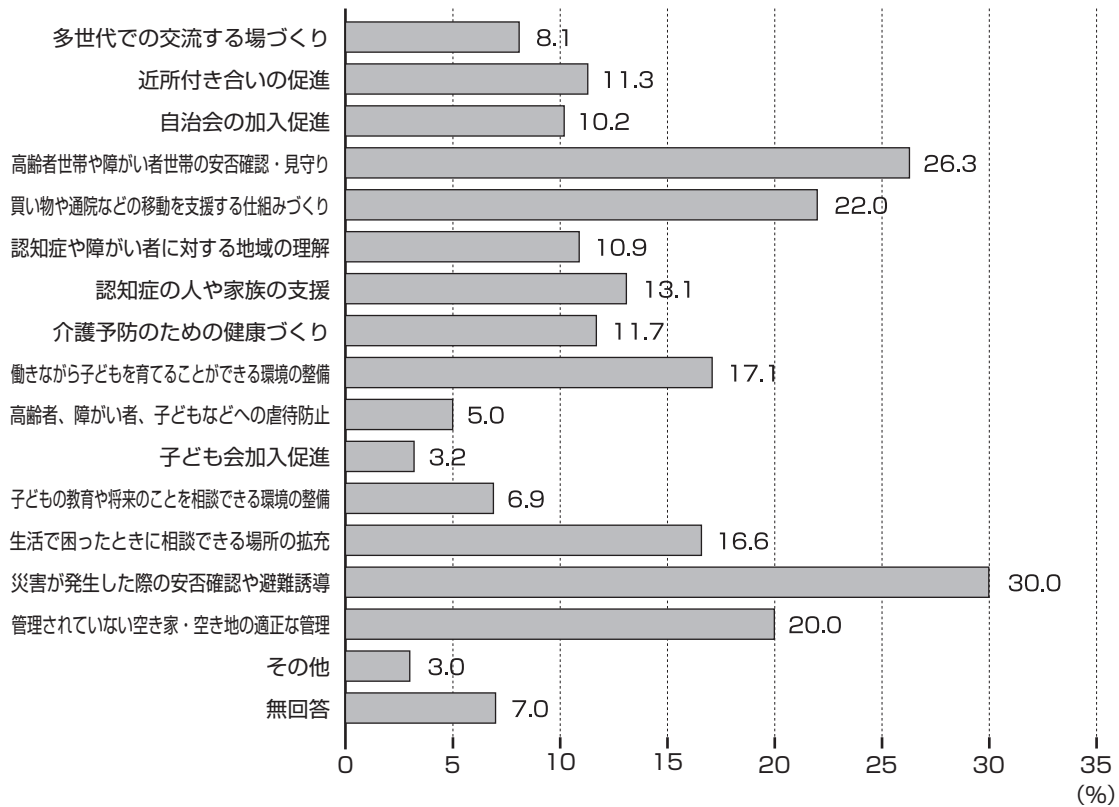
問8 あなたの近所に次のような心配な方がいますか（あてはまるすべてに○）



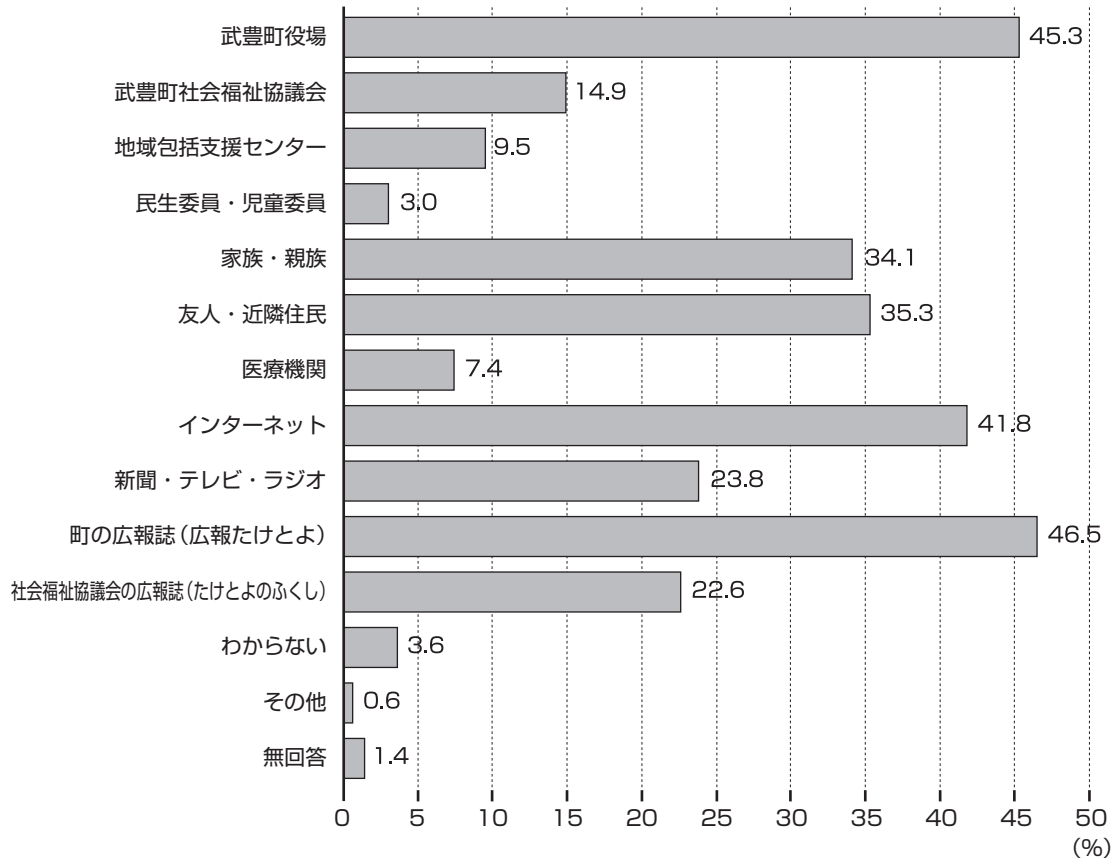
問9 問8のような心配な方がいた場合、あなたはどこに相談していますか（3つまでに○）



問10 あなたの地域で優先的に解決した方がよいと思う福祉課題はどんなことですか（3つまでに○）

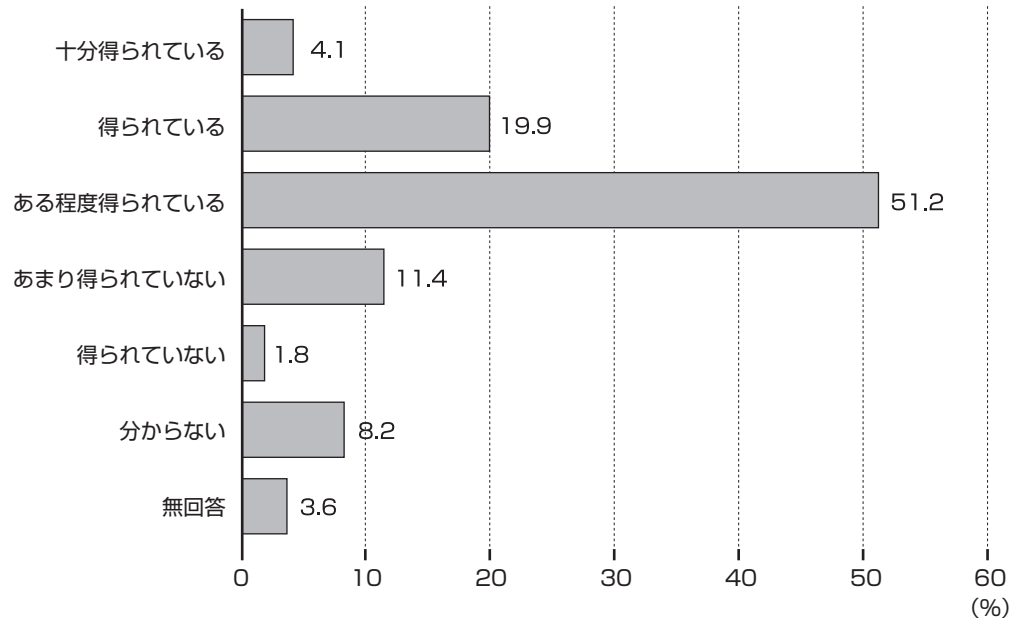


問11 あなたは福祉の情報や生活の中で困ったことが生じた場合、どのようなところから情報を得ていますか（あてはまるすべてに〇）



資料編

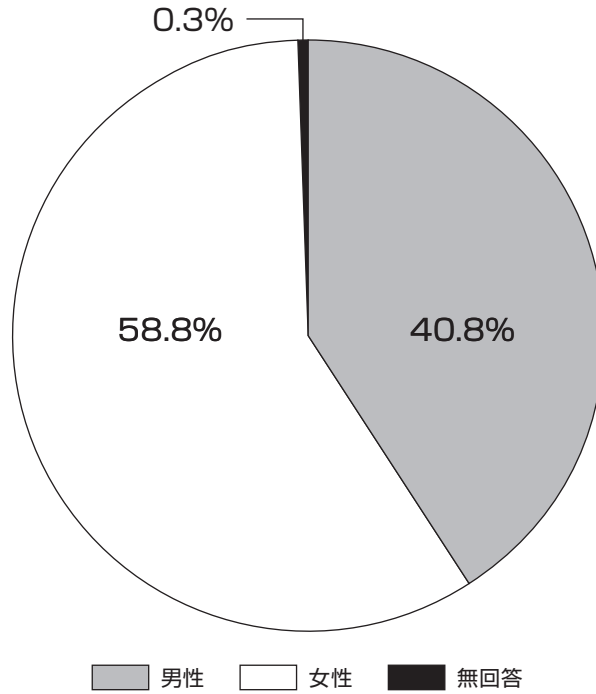
問12 問11では必要な情報を得られていますか（最もあてはまるもの1つに〇）



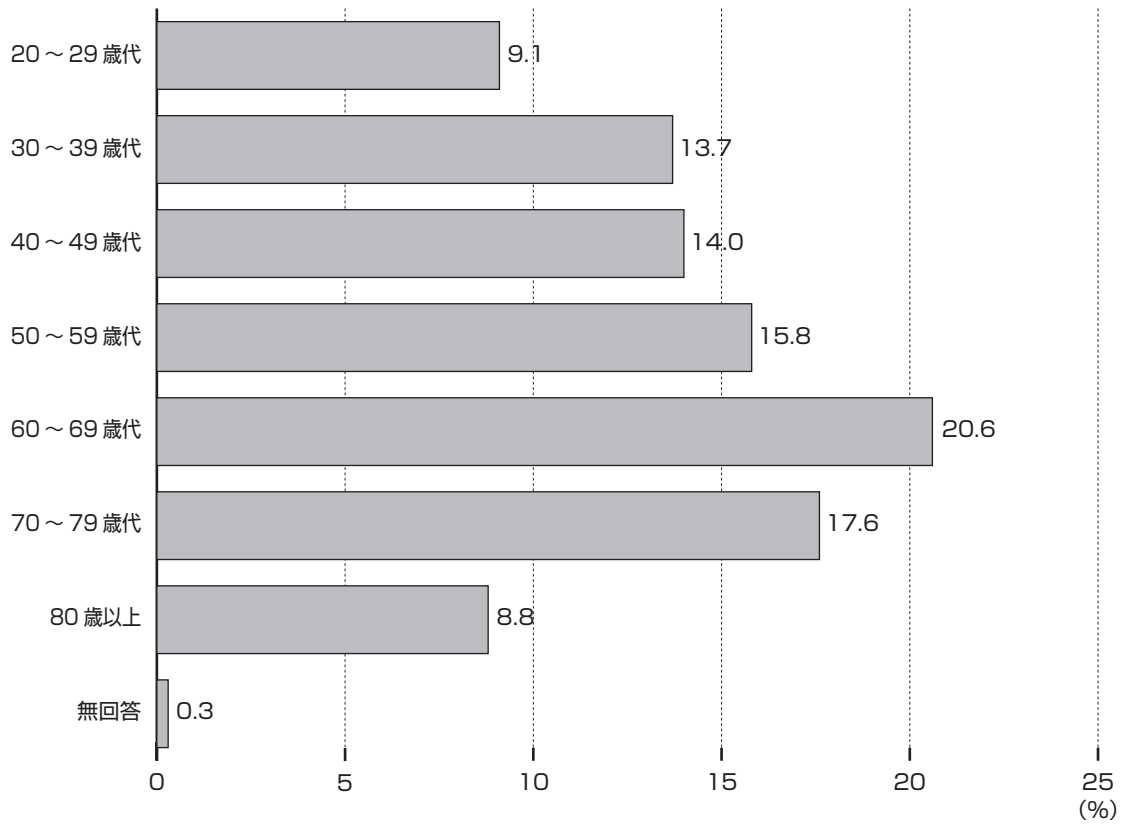
数値目標 【得られている（十分得られている～ある程度得られているの合計）】
 今回アンケート実施時⇒75.2% 次回アンケート実施時⇒82.7%
 （基本目標1（人・意識）誰もが参加して活躍できる人・意識づくり）
 （基本施策3 情報を相互に伝え合う意識づくり）

② 令和3年度 住民アンケート結果【一般】

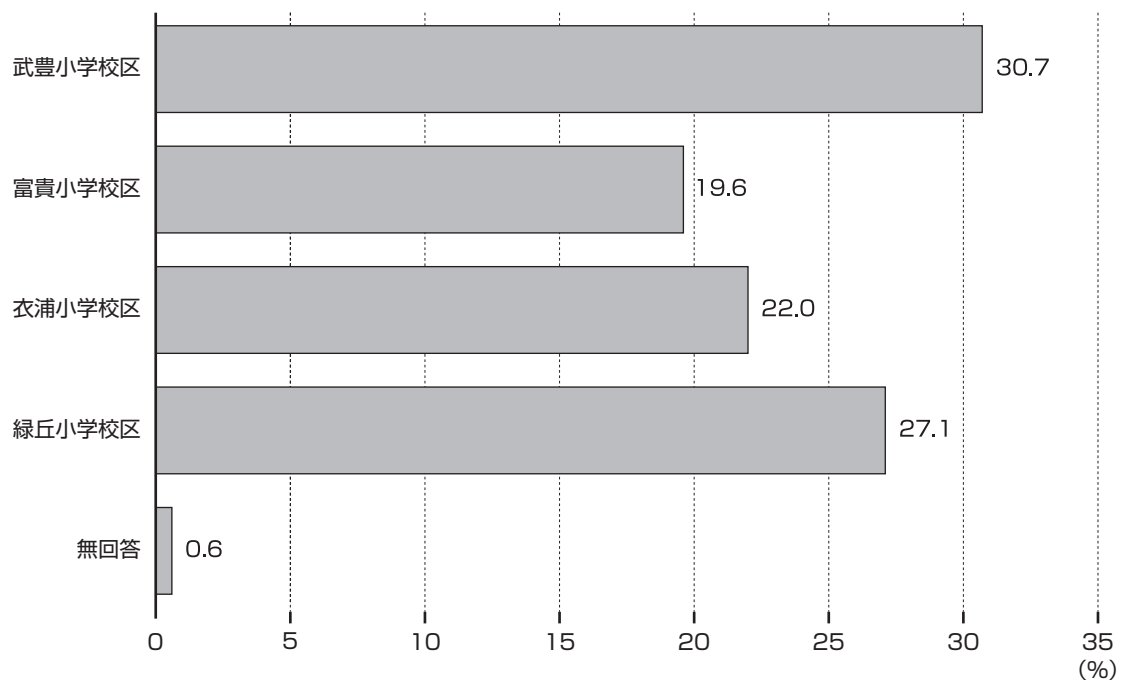
問1 あなたの性別はどちらですか



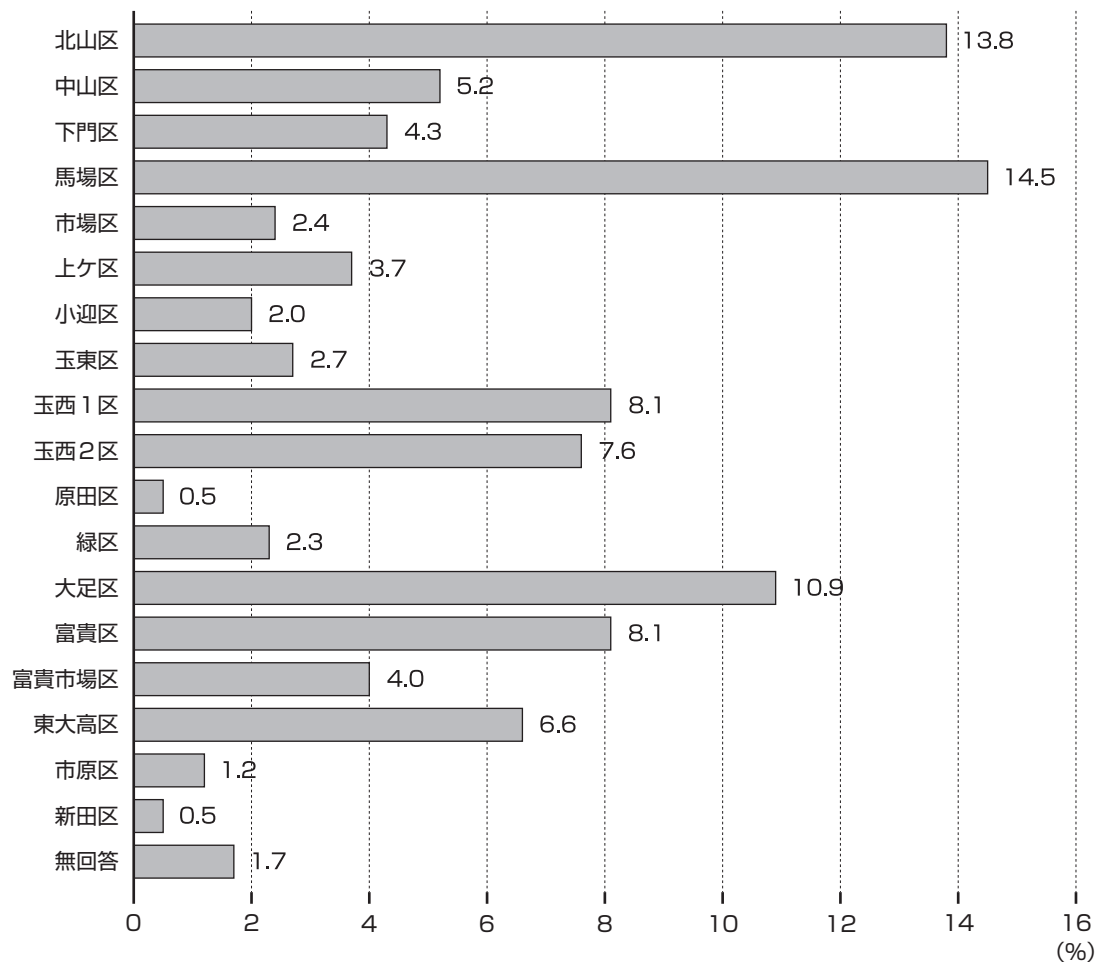
問2 あなたの年齢は何歳ですか



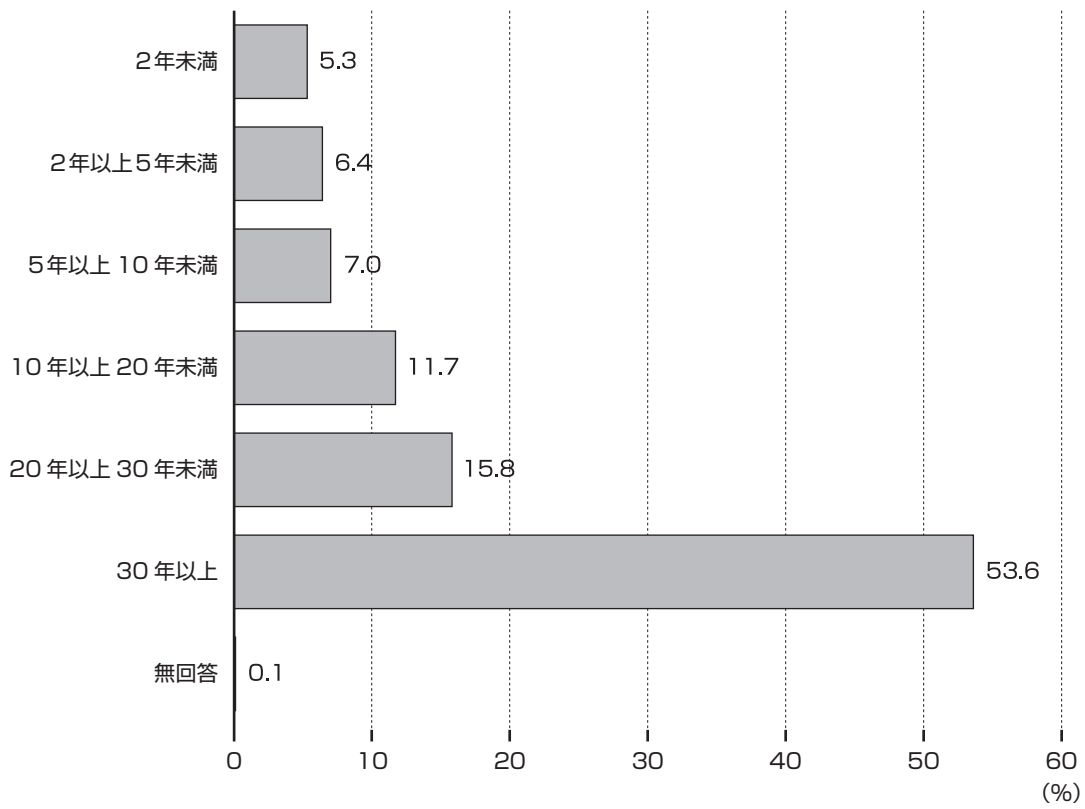
問3 あなたのお住いの小学校区はどちらですか



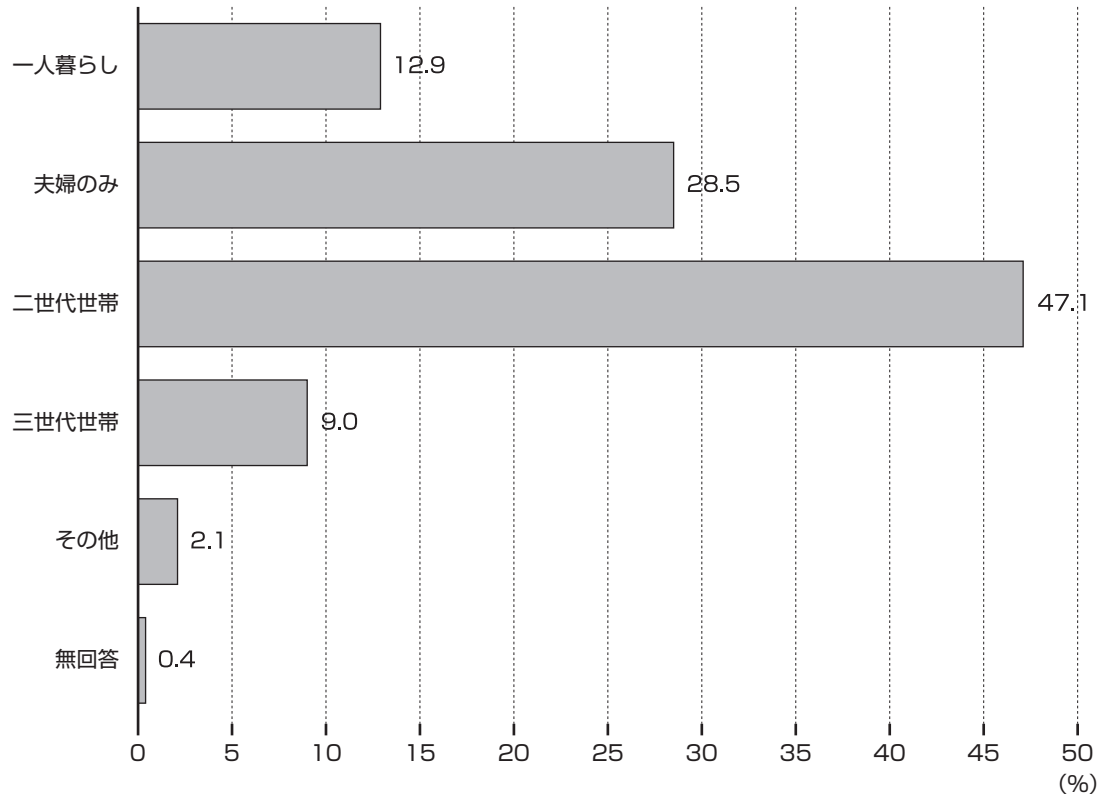
問4 あなたのお住いの区(自治区)はどちらですか



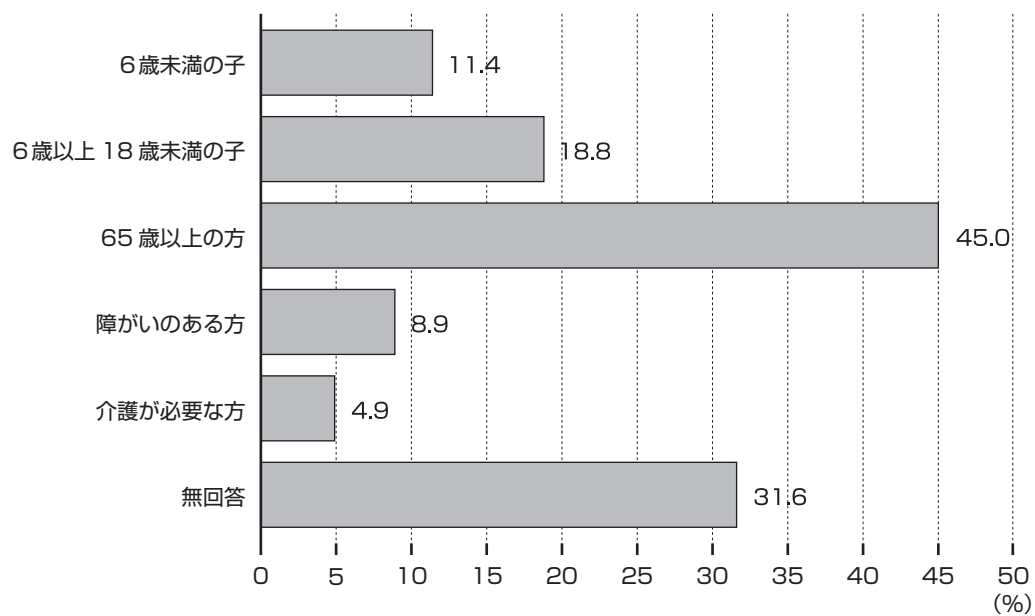
問5 あなたは武豊町に住んで、通算何年になりますか



問6 あなたの家族構成はどのようになっていますか

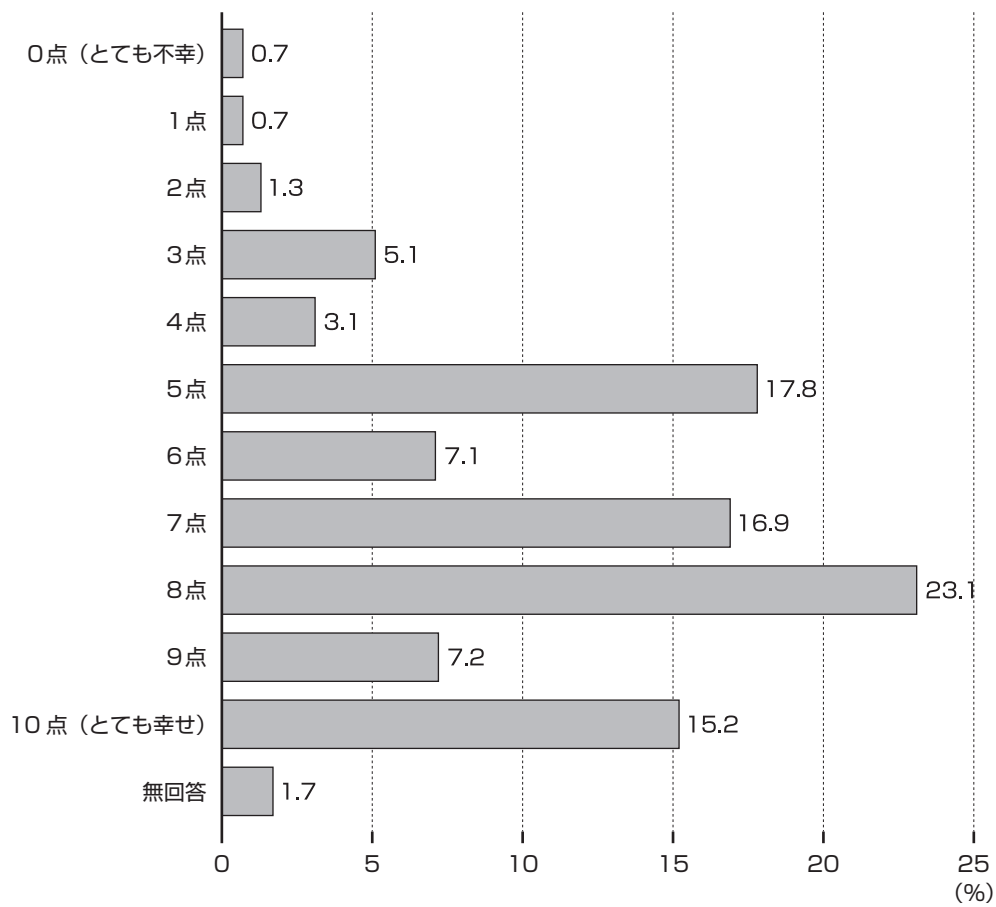


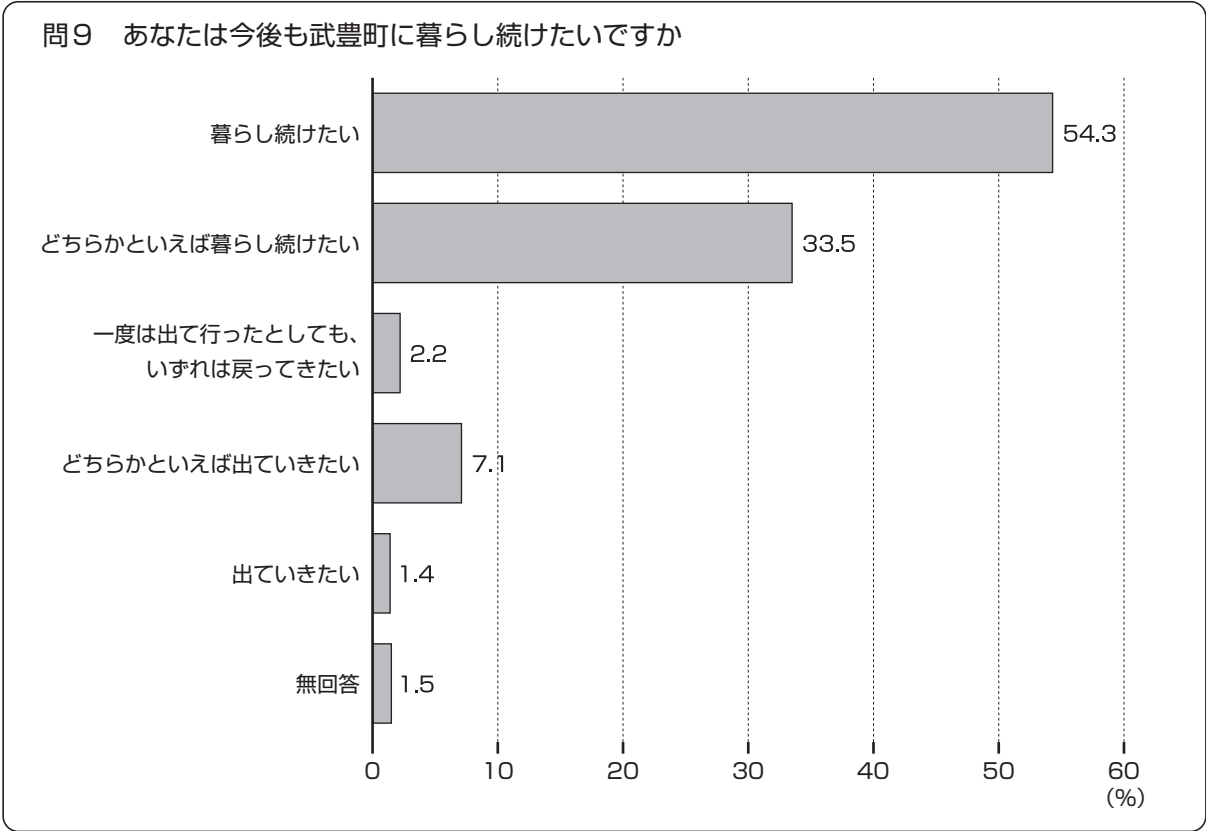
問7 あなたの家族（一緒に暮らしている方、あなた自身を含む）に次の方は含まれていますか
（あてはまるすべてに○）



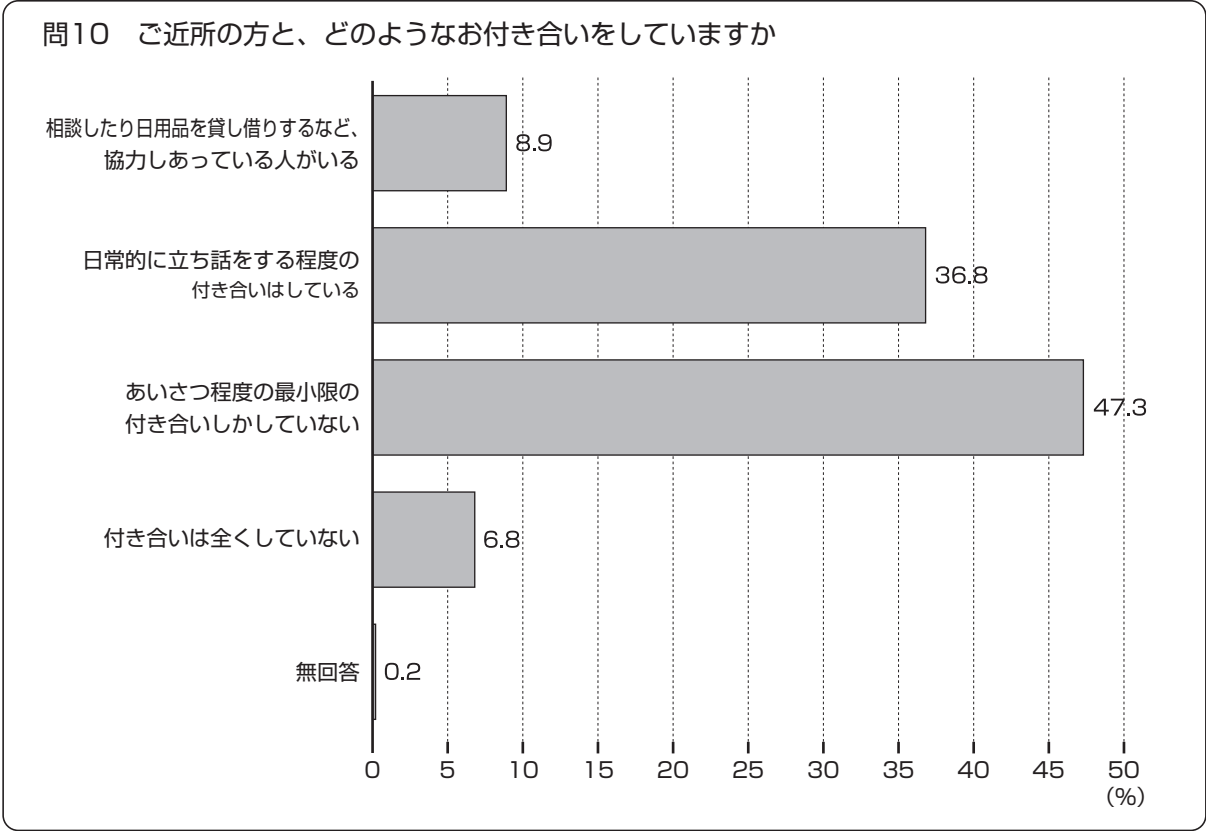
資料編

問8 あなたは、現在どの程度幸せですか

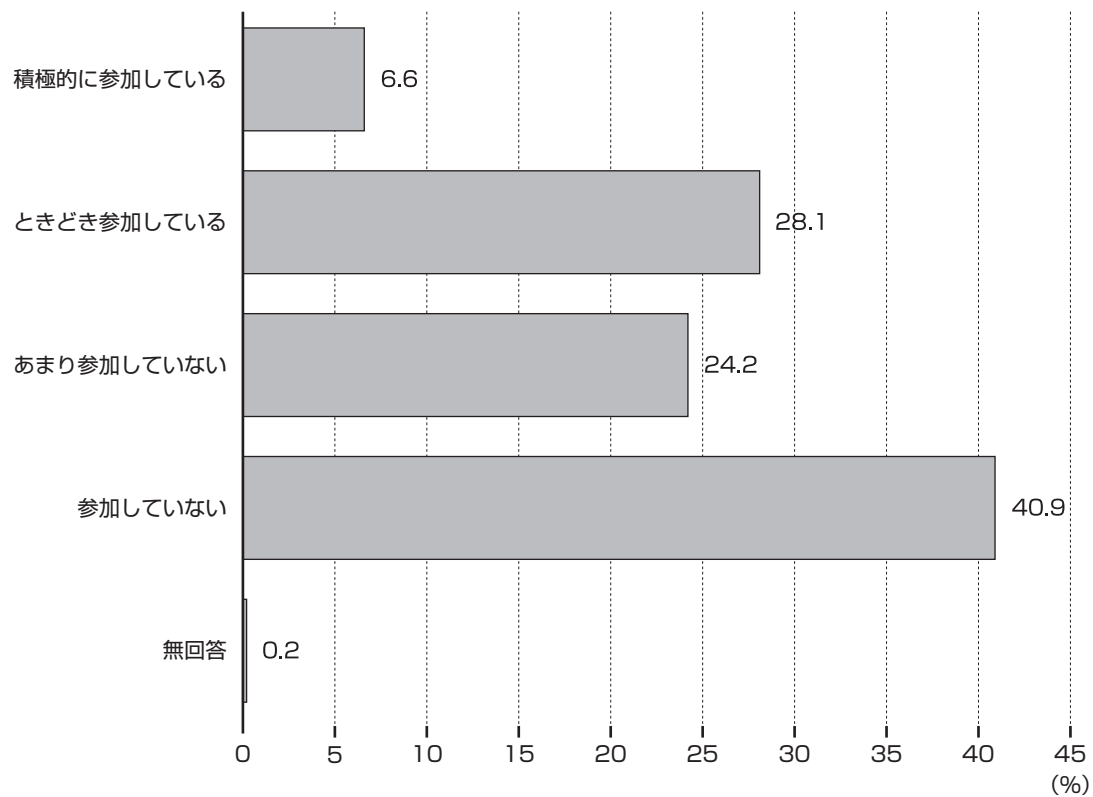




数値目標 【暮らし続けたい】 今回アンケート実施時⇒87.8%
 次回アンケート実施時⇒96.6%
 (基本目標3 (体制・機会) 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり)
 (基本施策3 健康づくり・生きがいの機会づくり)

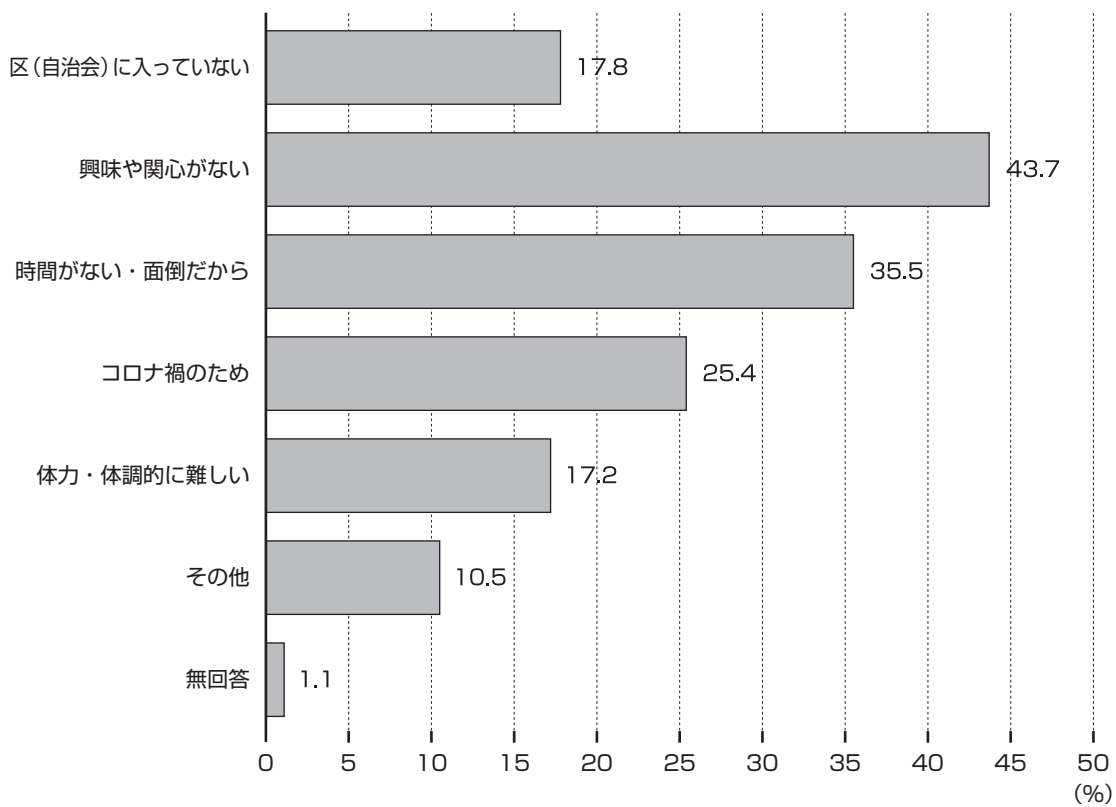


問11 あなたは区（自治会）の行事や活動（祭礼、盆踊り、運動会、老人クラブ、自主防災会など）にどの程度参加していますか

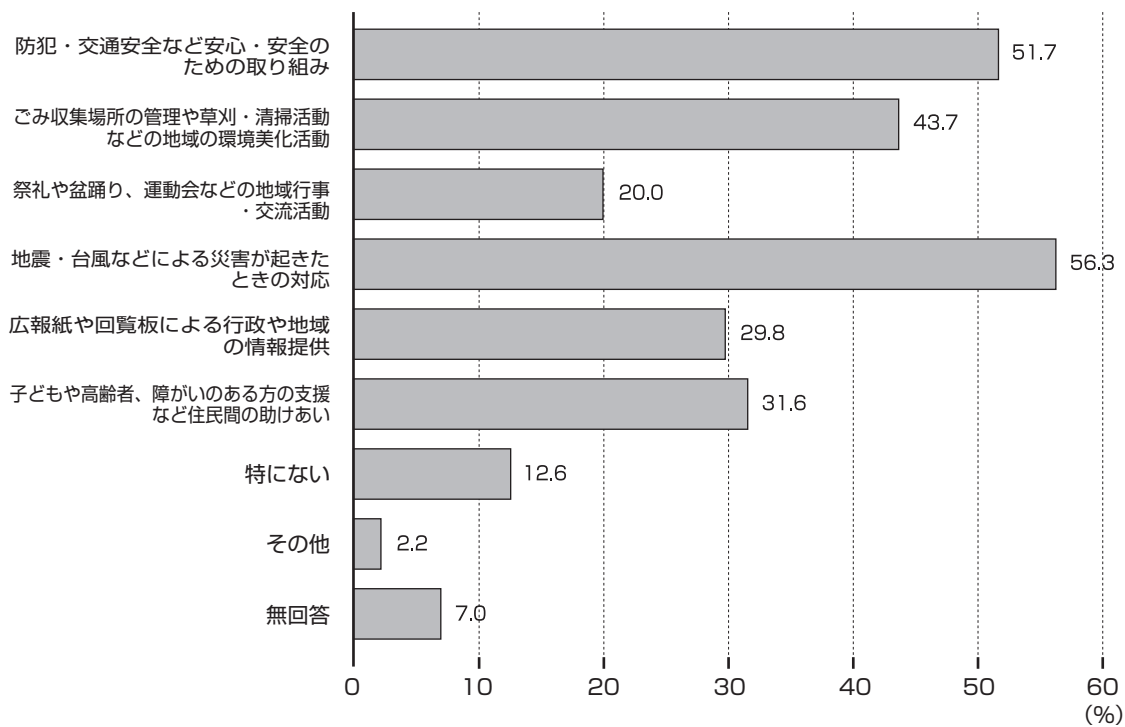


資料編

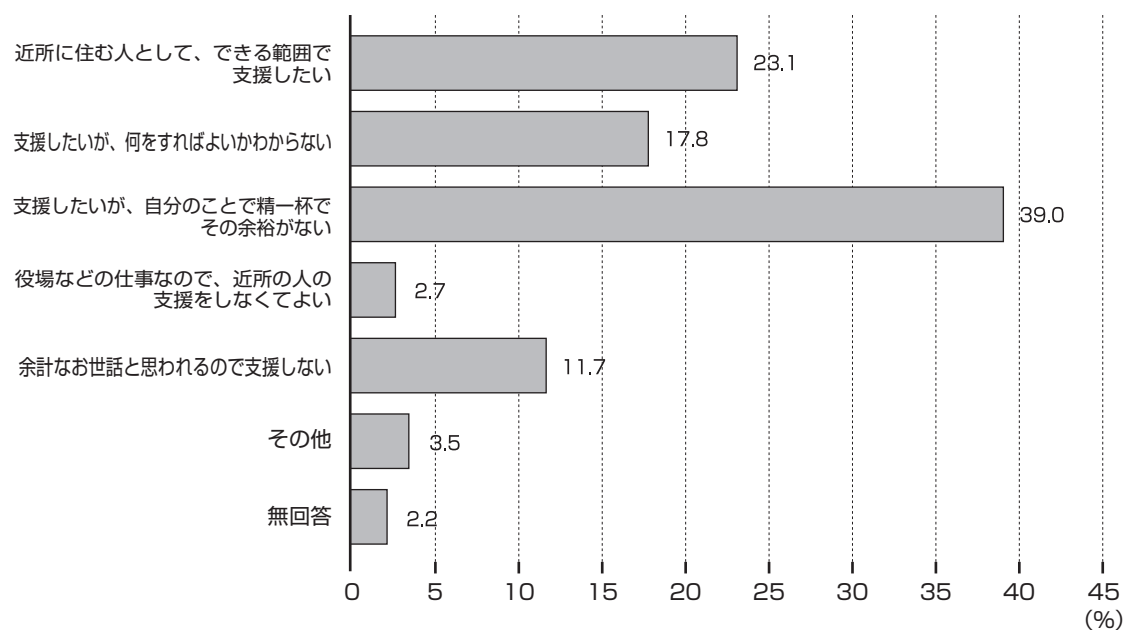
問12 問11で「3.あまり参加していない」または「4.参加していない」と回答した方はその理由をお選びください（あてはまるすべてに○）



問13 区（自治会）の役割にどのようなことを期待しますか（あてはまるすべてに○）



問14 近所に住むひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がいのある方、子育て中の家族などで、困っている方に対して、日常生活上の支援について、あなたはどのように考えますか

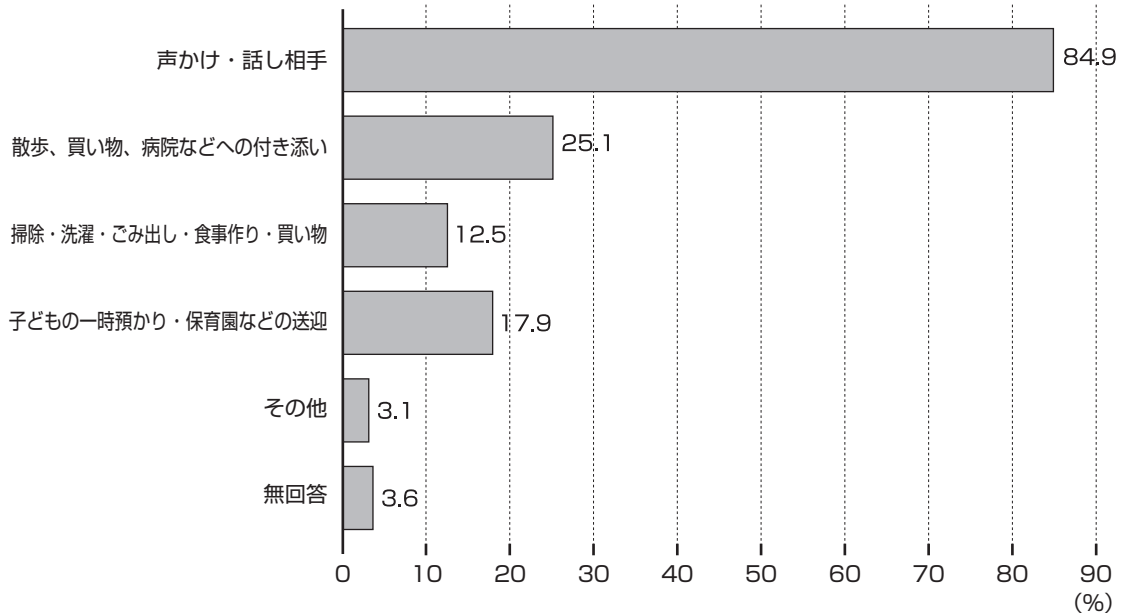


数値目標【近所に住む人として、できる範囲で支援したい】

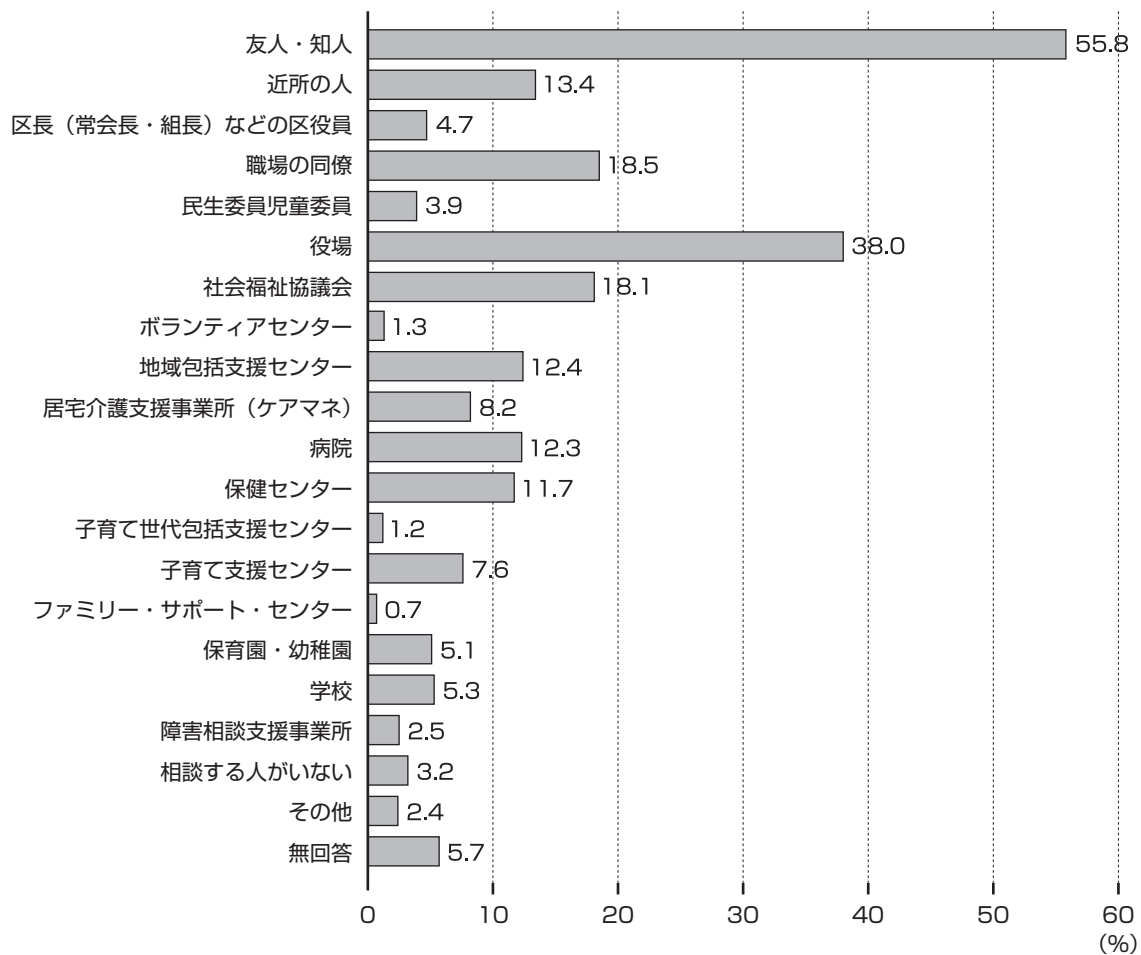
今回アンケート実施時⇒23.1% 次回アンケート実施時⇒25.4%

（基本目標1 (人・意識)誰もが参加して活躍できる人・意識づくり）
 （基本施策1 地域福祉を支え合う人づくり）

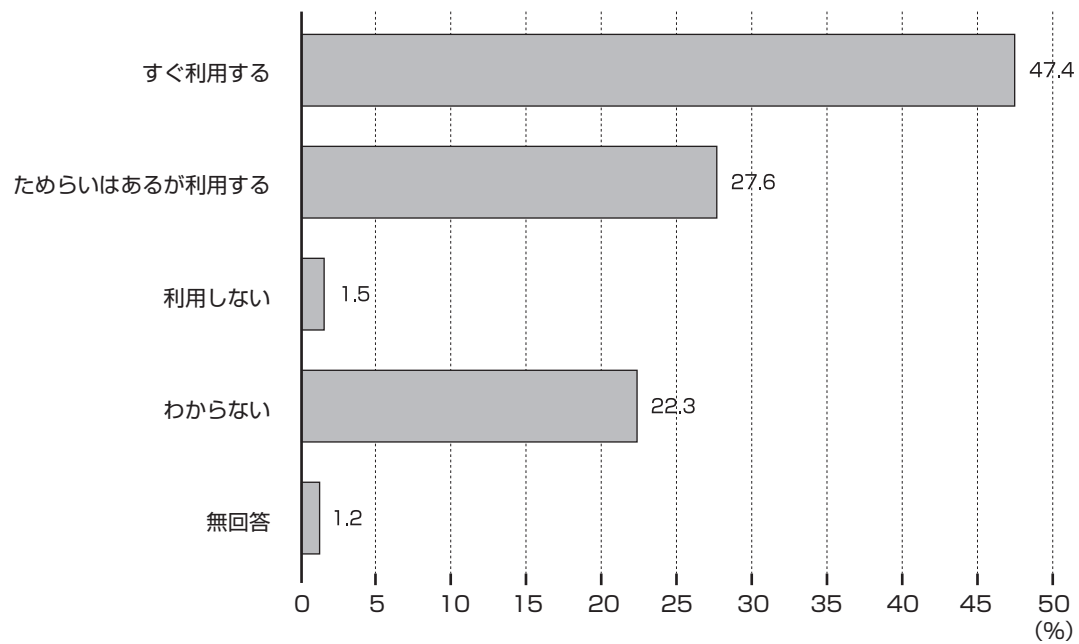
問15 問14で「1.近所に住む人として、できる範囲で支援したい」または「2.支援したいが、何をすればよいかわからない」と回答した方におたずねします。自分にもできると思う支援はありますか（あてはまるすべてに○）



問16 介護や子育て、その他生活上の困りごとがあった場合、どこに相談しますか。ただし、家族や親族は除きます（あてはまるすべてに○）



問17 あなた自身やあなたの家族が福祉サービスを必要とした時、すぐに利用しますか



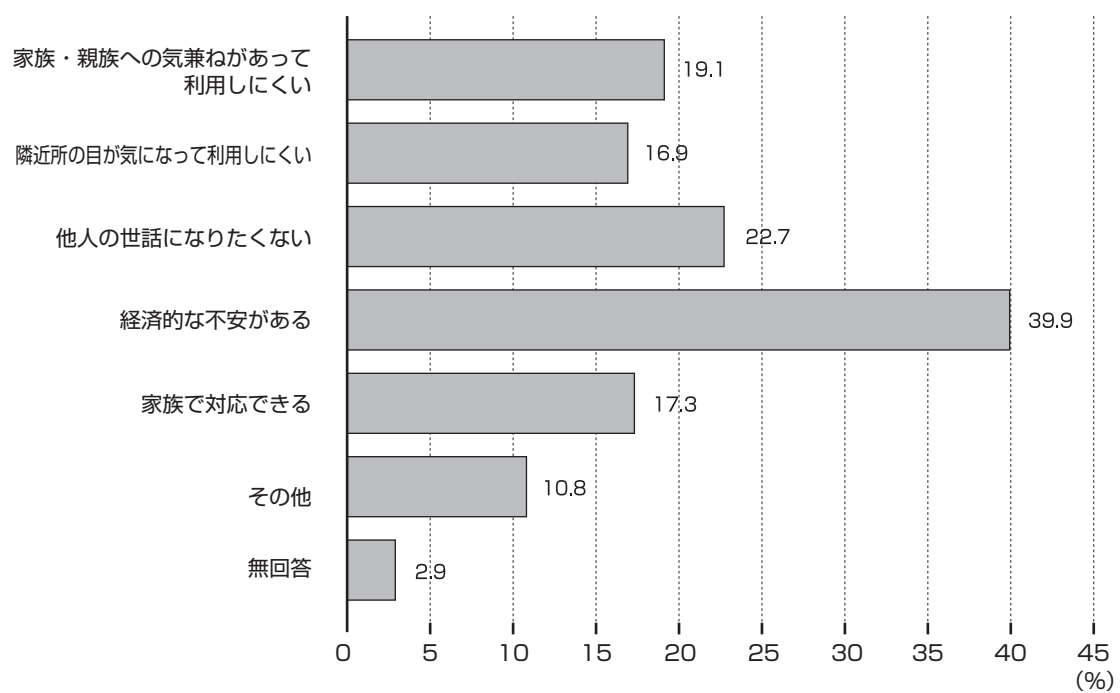
数値目標 【すぐ利用する】

今回アンケート実施時⇒47.4% 次回アンケート実施時⇒52.1%

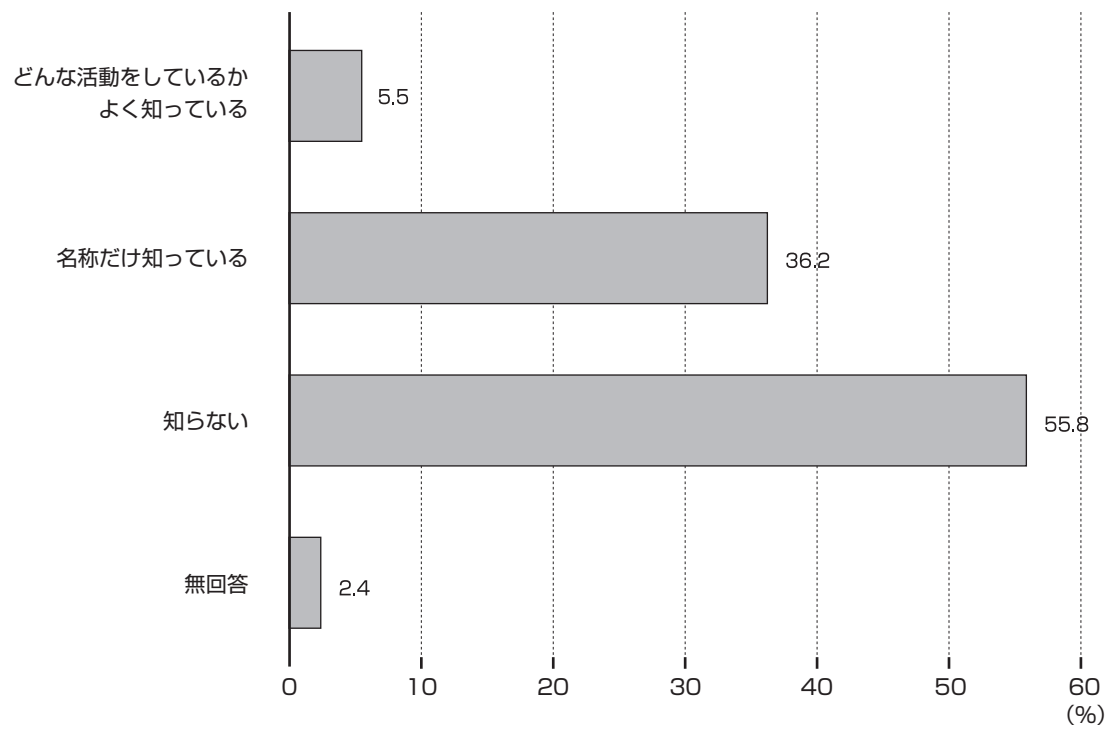
(基本目標3 (体制・機会) 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり)

(基本施策1 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり)

問18 問17で「2.ためらいはあるが利用する」または「3.利用しない」と回答した方はその理由をお選びください(あてはまるすべてに○)

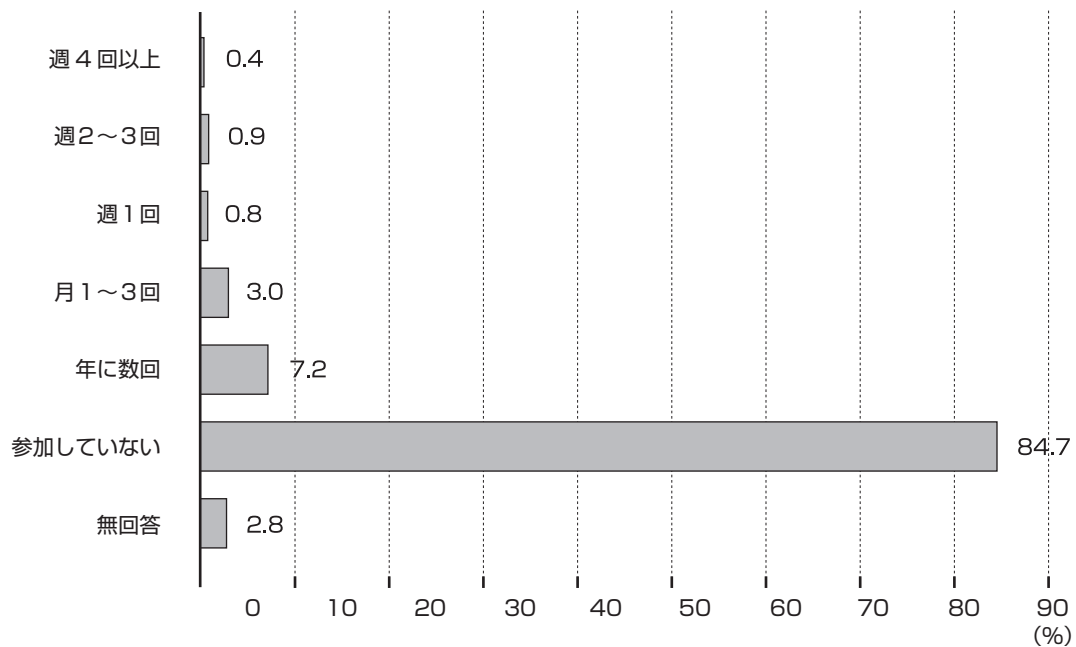


問19 武豊町ボランティアセンターをご存知ですか



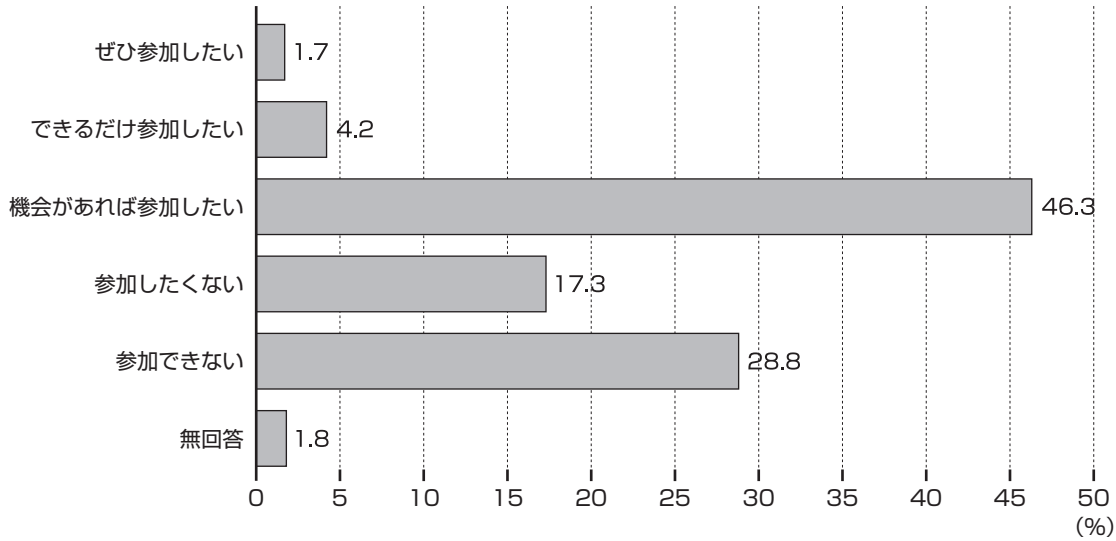
資料編

問20 ボランティア活動などにどのくらいの頻度で参加していますか



数値目標 【参加している（週4回以上～年に数回の合計）】
 今回アンケート実施時⇒12.3% 次回アンケート実施時⇒13.5%
 （基本目標2 （地域）みんなで見守り支え合える地域づくり）
 （基本施策1 支え合いの地域づくり）

問21 今後ボランティア活動などに参加したいと思いますか

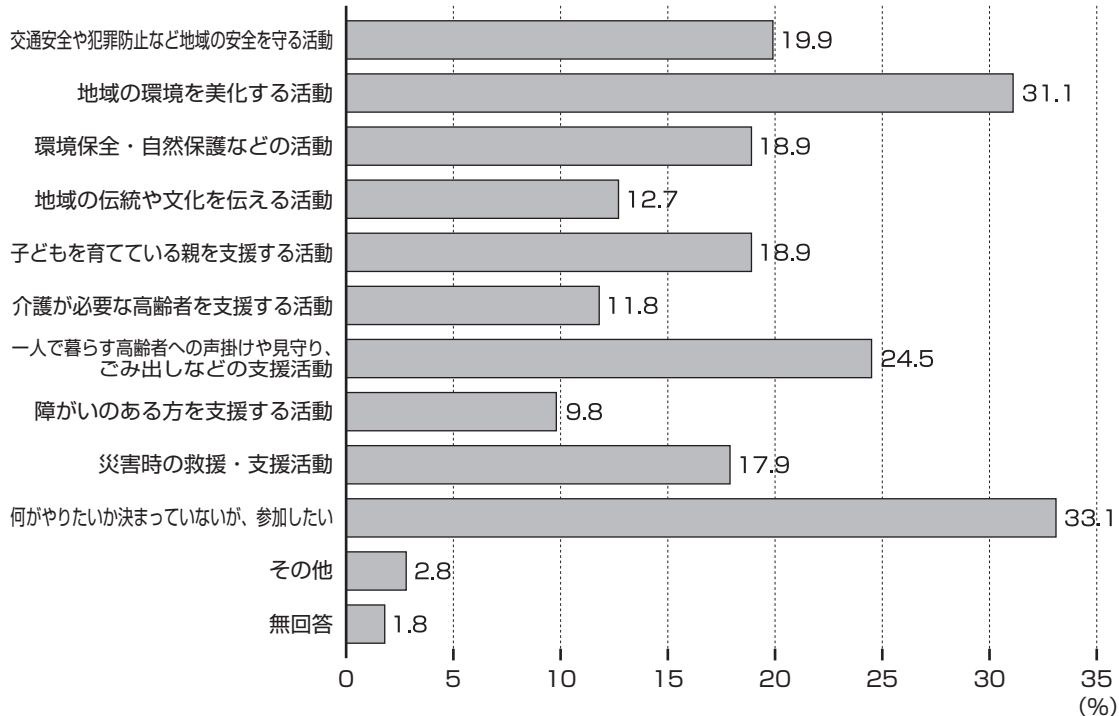


数値目標 【参加したい（ぜひ参加したい～機会があれば参加したいの合計）】

今回アンケート実施時⇒52.2% 次回アンケート実施時⇒57.4%

（基本目標3（体制・機会）誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり）
（基本施策2 多分野協働・連携による体制づくり）

問22 問21で「1.ぜひ参加したい」、「2.できるだけ参加したい」または「3.機会があれば参加したい」と回答した方におたずねします。今後、参加したいボランティア活動はどれですか（あてはまるすべてに○）



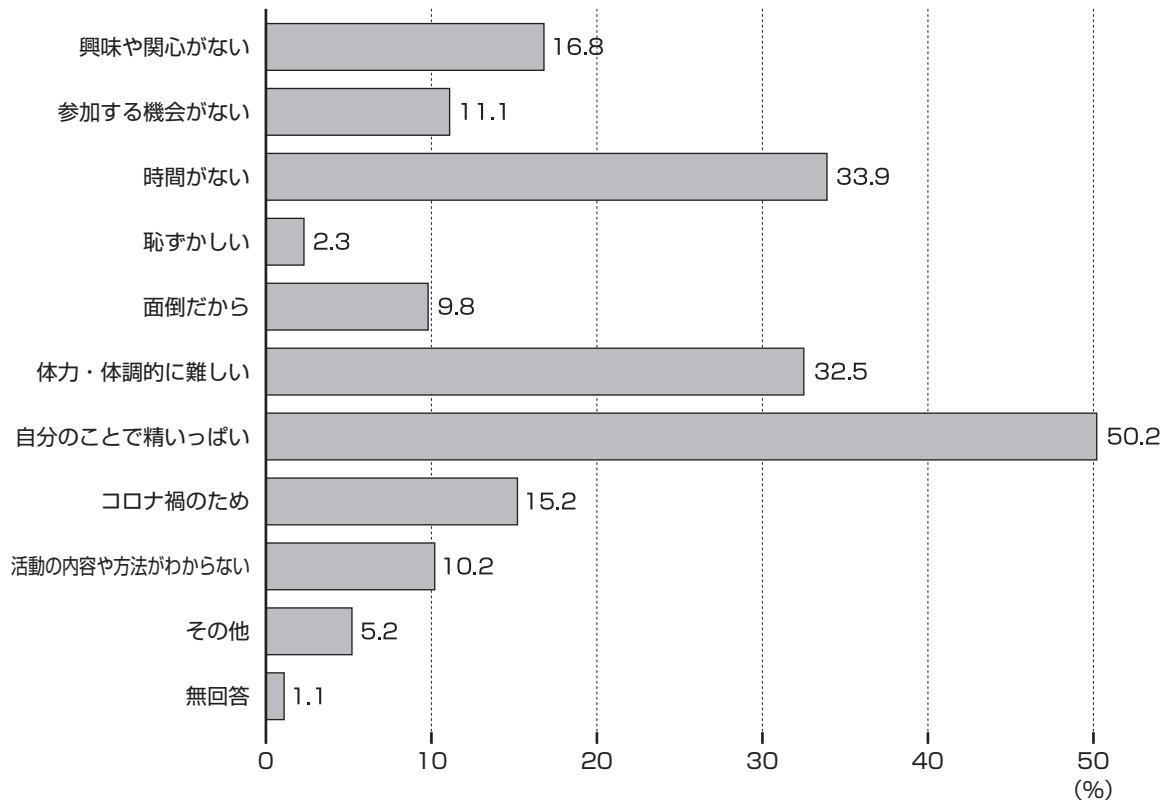
数値目標 【災害時の救援・支援活動】

今回アンケート実施時⇒17.9%

次回アンケート実施時⇒19.7%

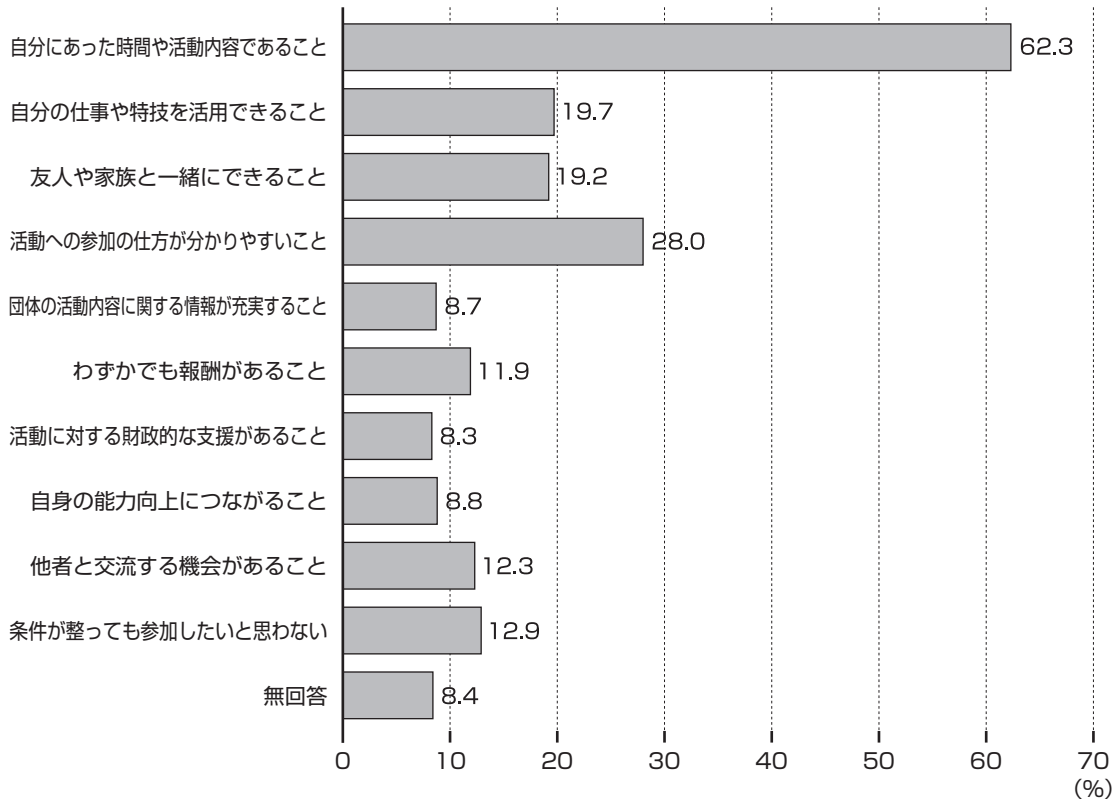
（基本目標2（地域）みんなで見守り支え合える地域づくり）
（基本施策2 緊急・災害時に備えた地域づくり）

問23 問21で「4.参加したくない」または「5.参加できない」と回答した方はその理由をお選びください（あてはまるすべてに○）

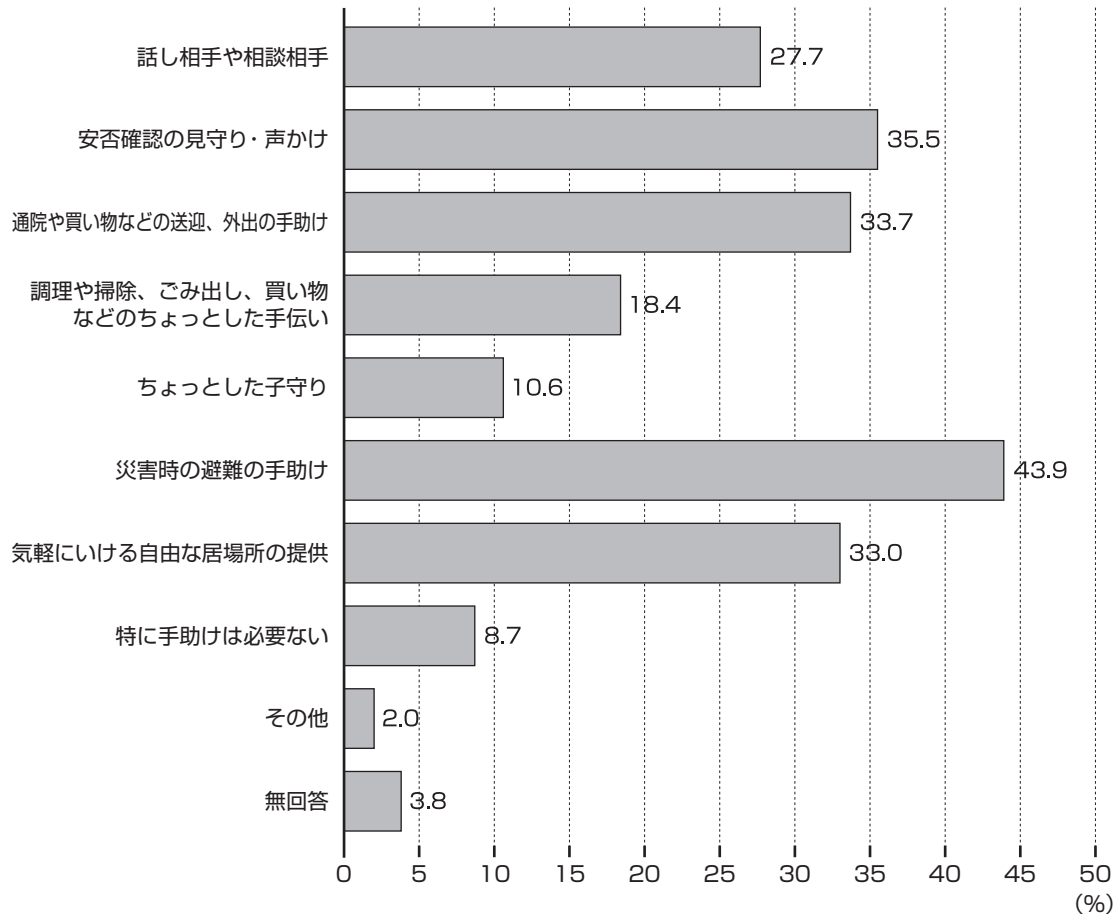


資料編

問24 今後どのような条件が整えば、ボランティア活動に参加してみたいと思いますか（3つまでに○）

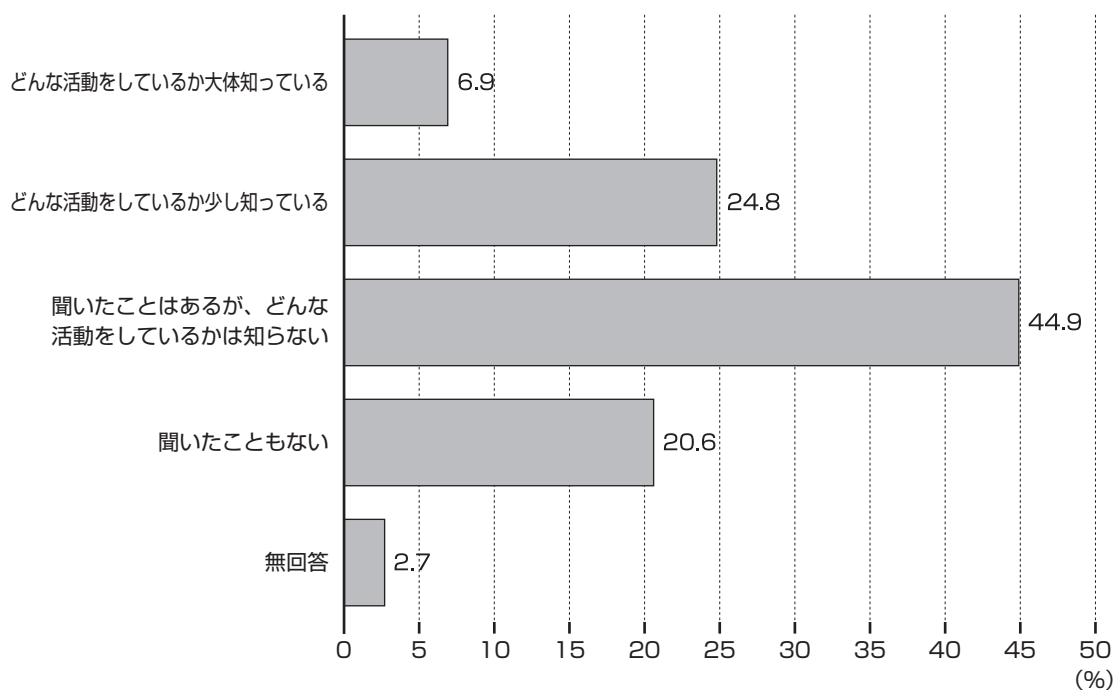


問25 あなた自身やあなたの家族が住み慣れた地域で安心して生活するために、どのような手助けやサービスがあると、とても助かると思われますか（あてはまるすべてに○）

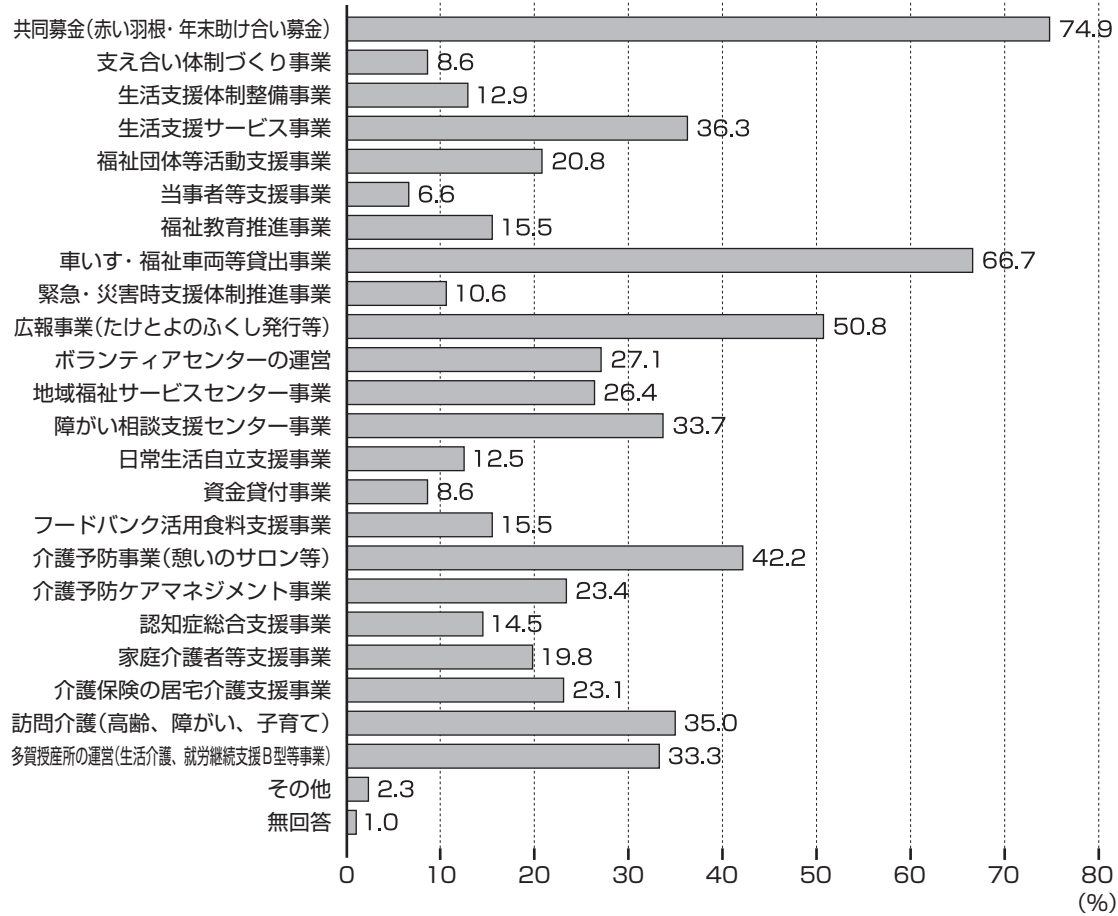


資料編

問26 武豊町社会福祉協議会をご存知ですか

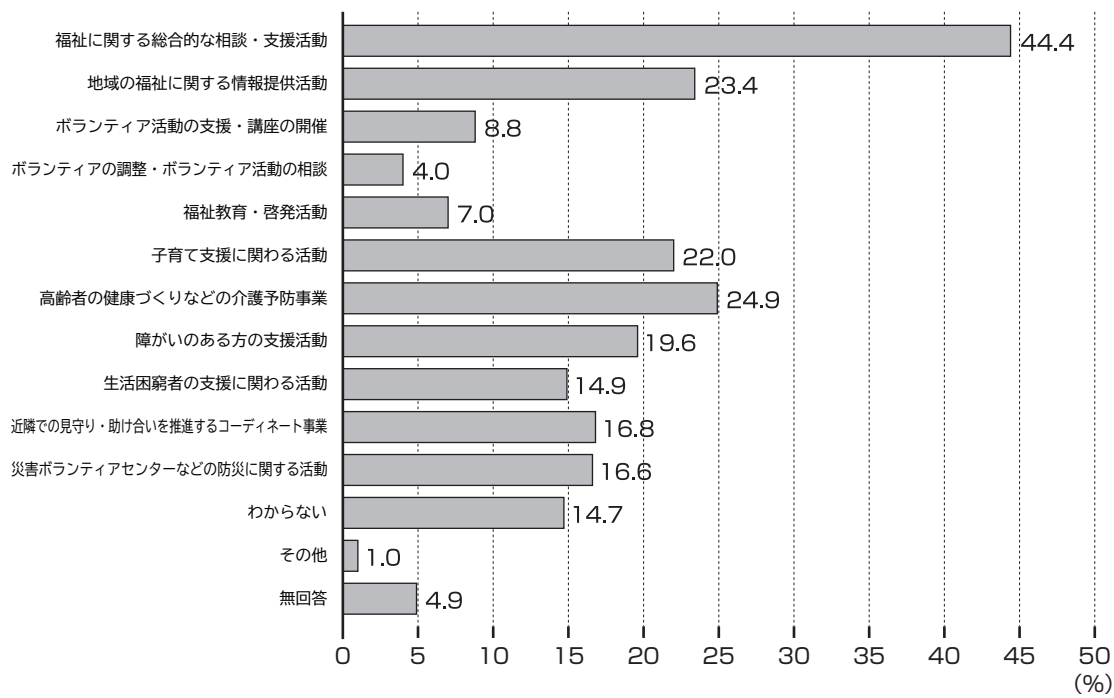


問27 問26で「1.どんな活動をしているか大体知っている」、「2.どんな活動をしているか少し知っている」と回答した方におたずねします。武豊町社会福祉協議会の事業で知っているものはどれですか（あてはまるすべてに○）



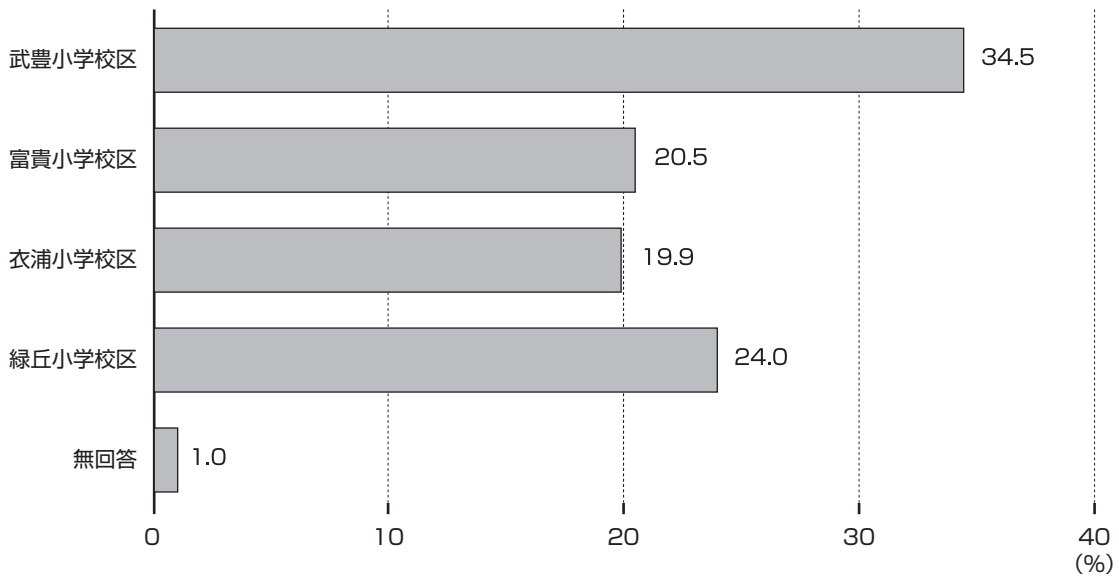
資料編

問28 武豊町社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか（3つまでに○）

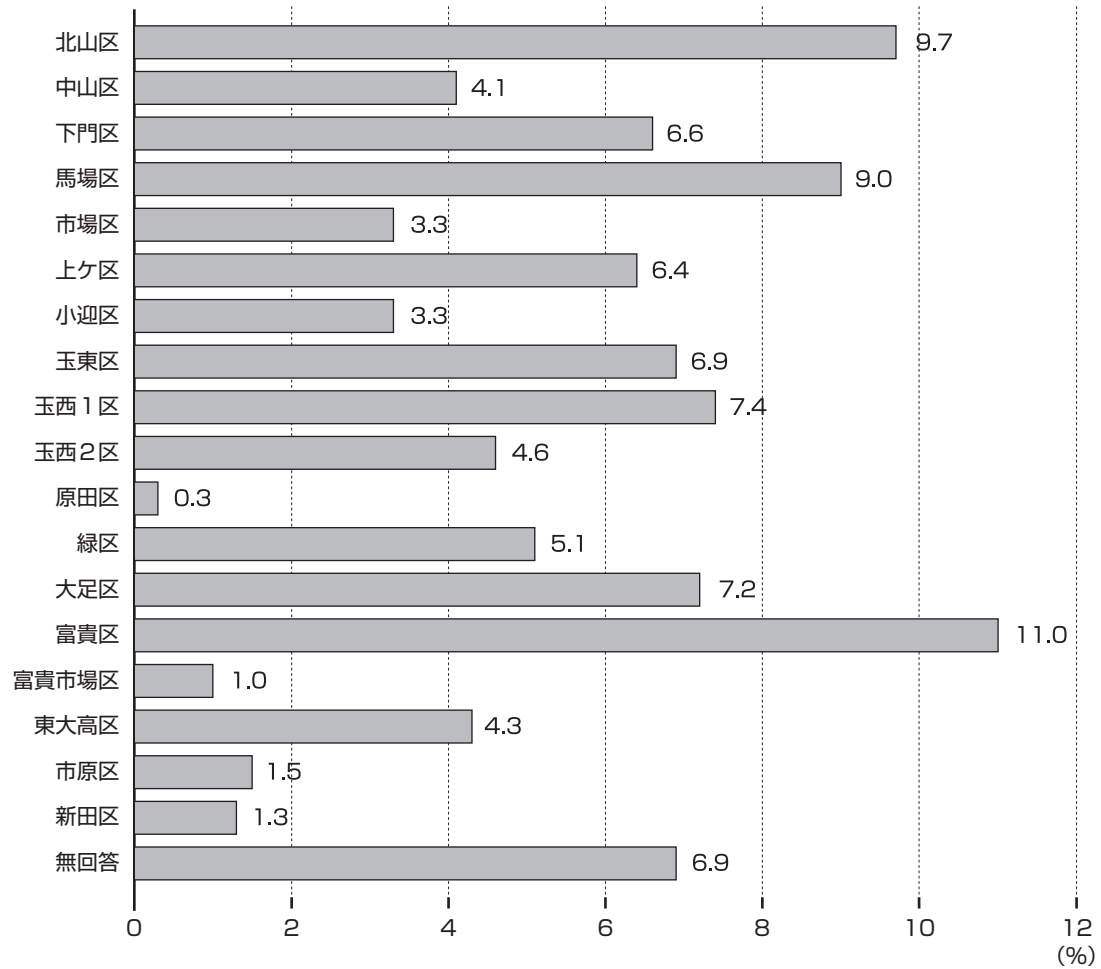


③ 令和3年度 住民アンケート結果【中学生】

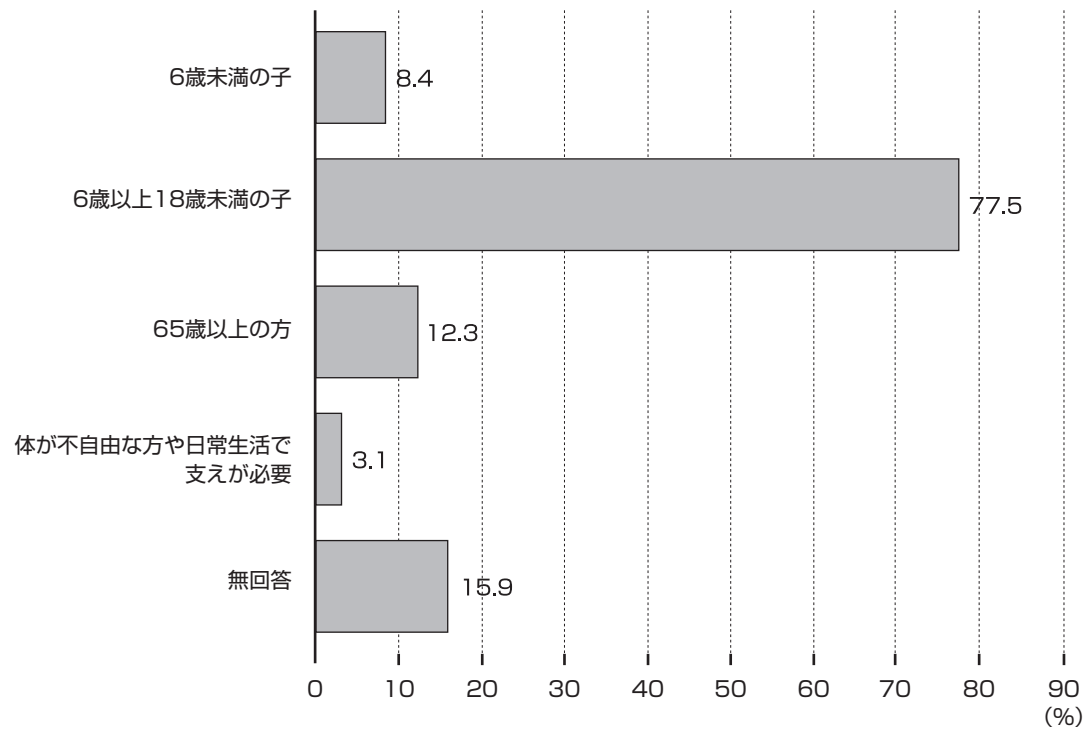
問1 あなたのお住まいの小学校区はどちらですか



問2 あなたのお住まいの区(自治会)はどちらですか

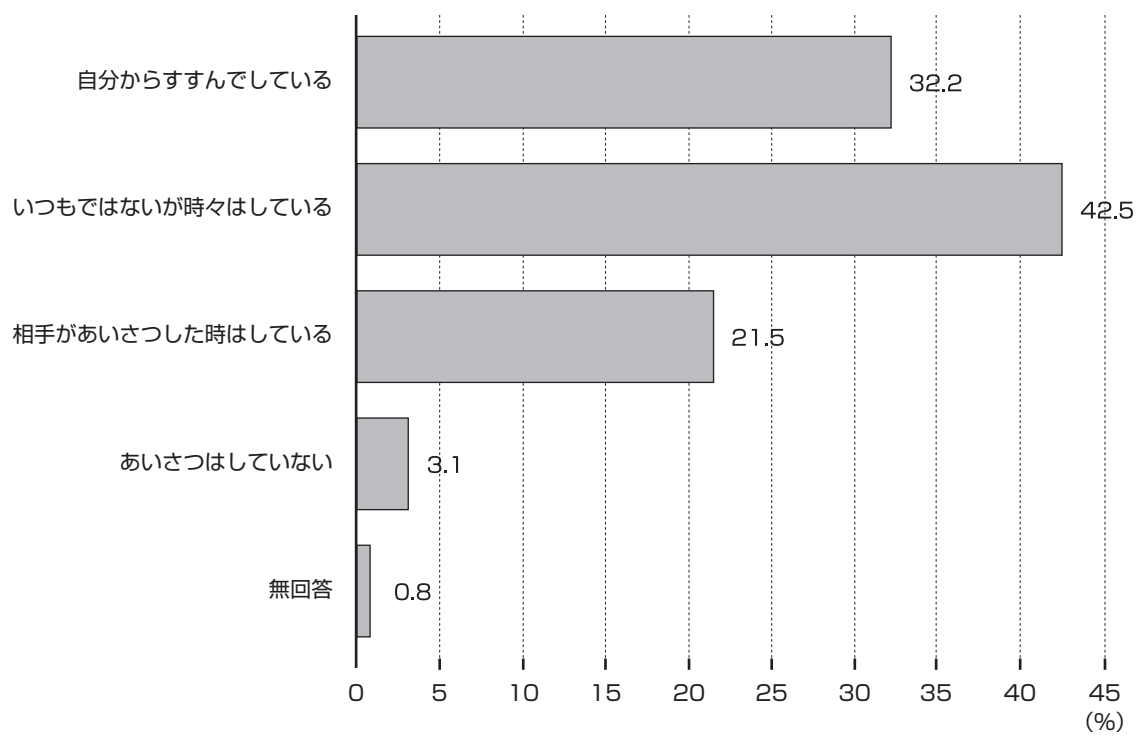


問3 一緒にくらしている家族にあなた以外に次の方はいますか (あてはまるすべてに○)

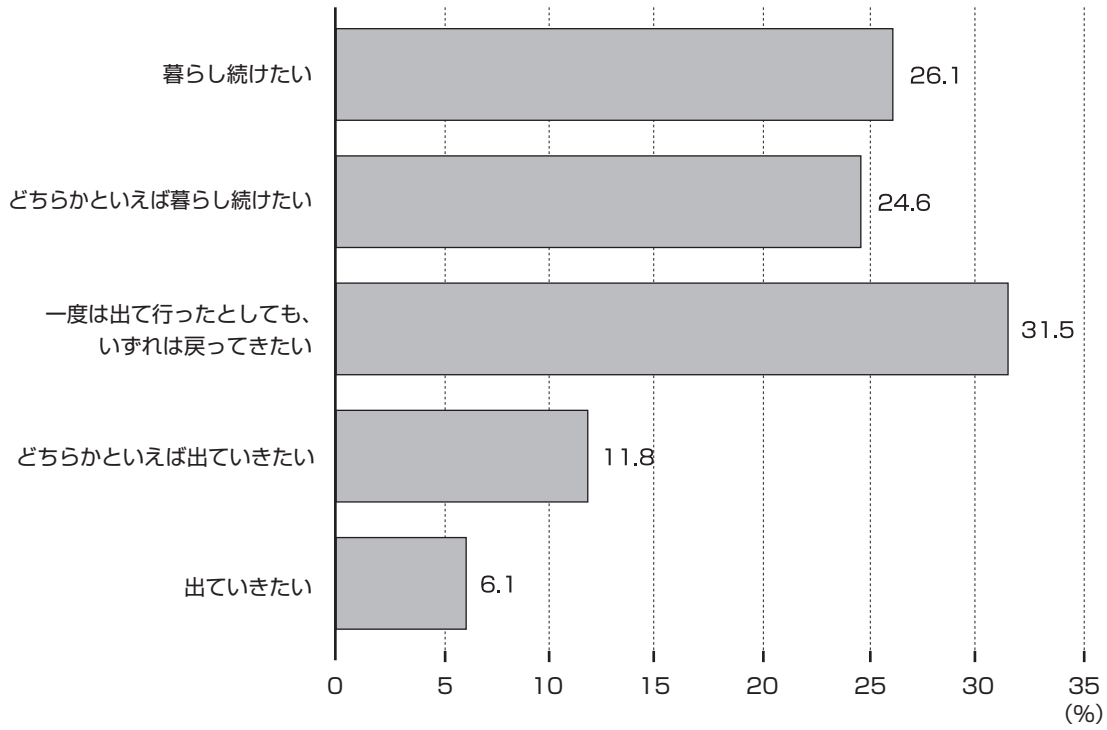


資料編

問4 あなたは近所の人にあいさつをしていますか

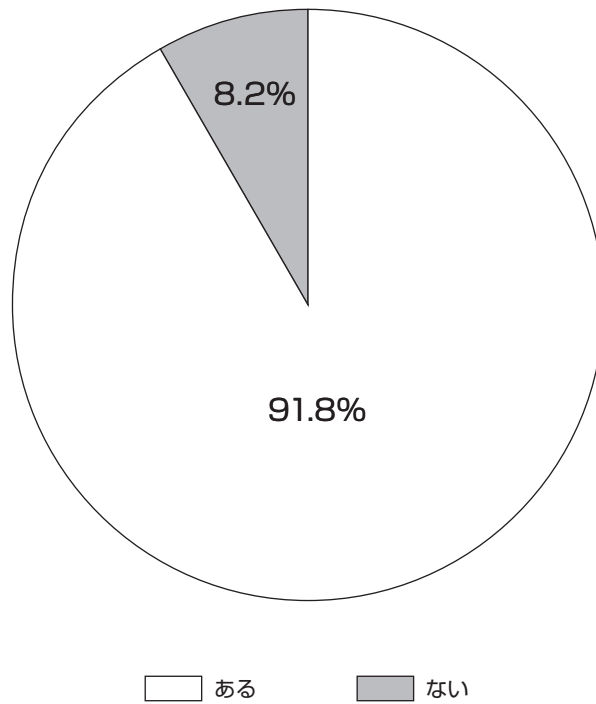


問5 あなたは今後も武豊町に暮らし続けたいですか

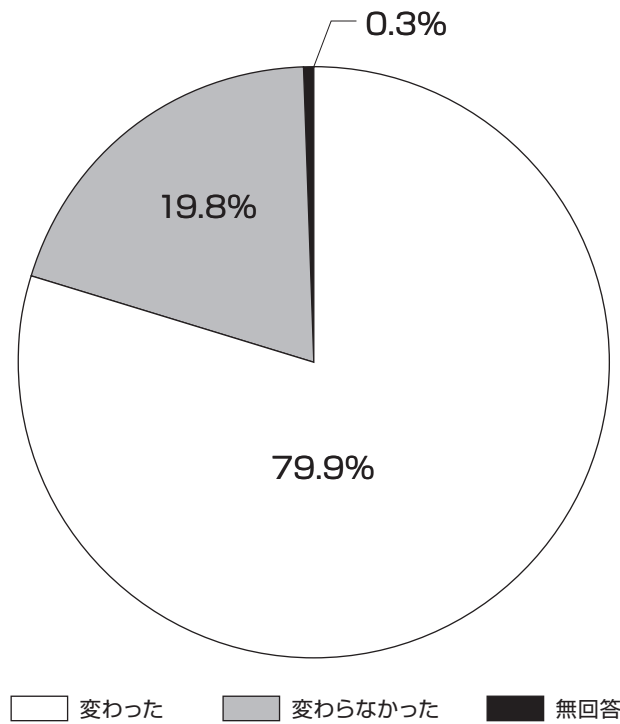


資料編

問6 あなたは、これまで「福祉」について授業や体験を通じて学んだことはありますか

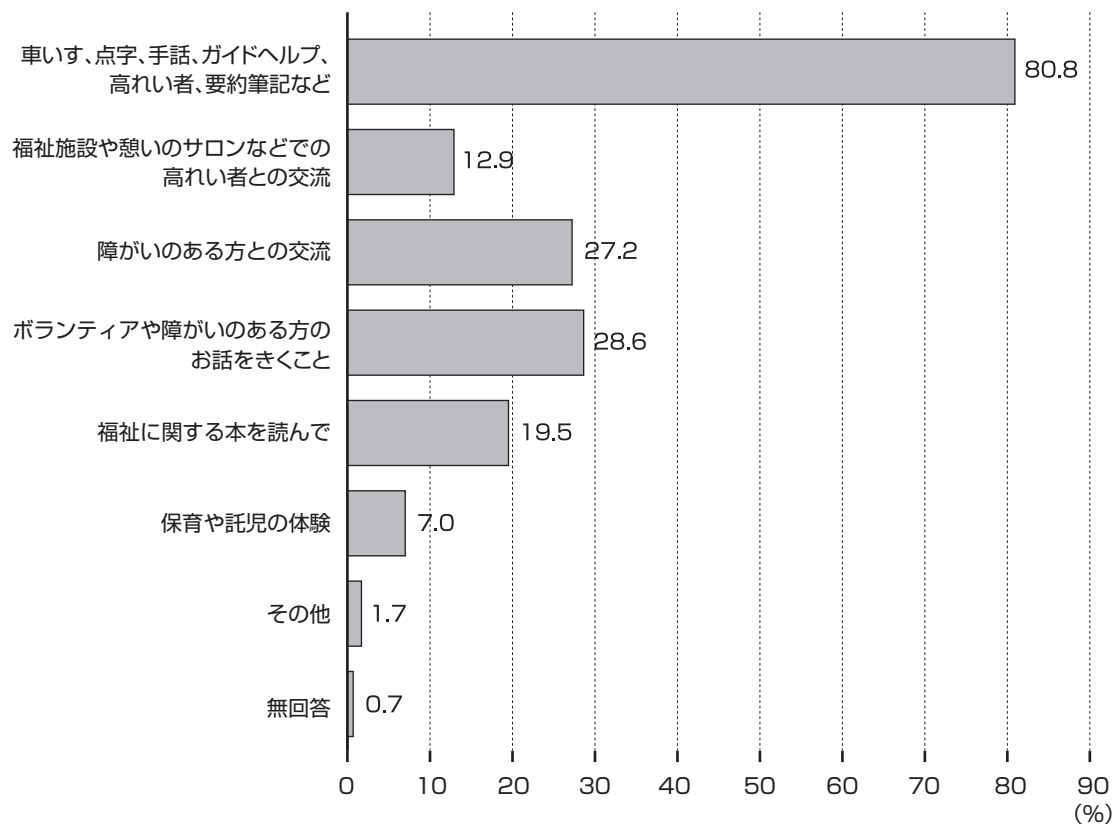


問7 問6で「1. ある」に○をつけた方におたずねします。学んだ前と後で福祉についての意識が変わりましたか

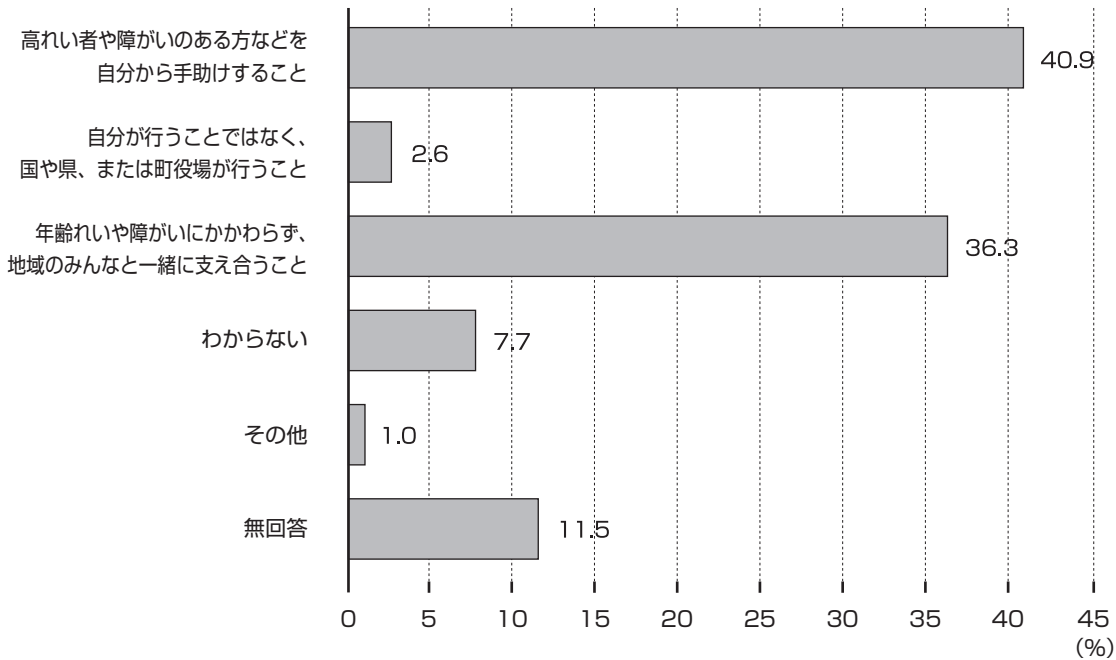


資料編

問8 問7で「1. 変わった」に○をつけた方におたずねします。どのような授業や体験が意識を変えましたか (あてはまるすべてに○)

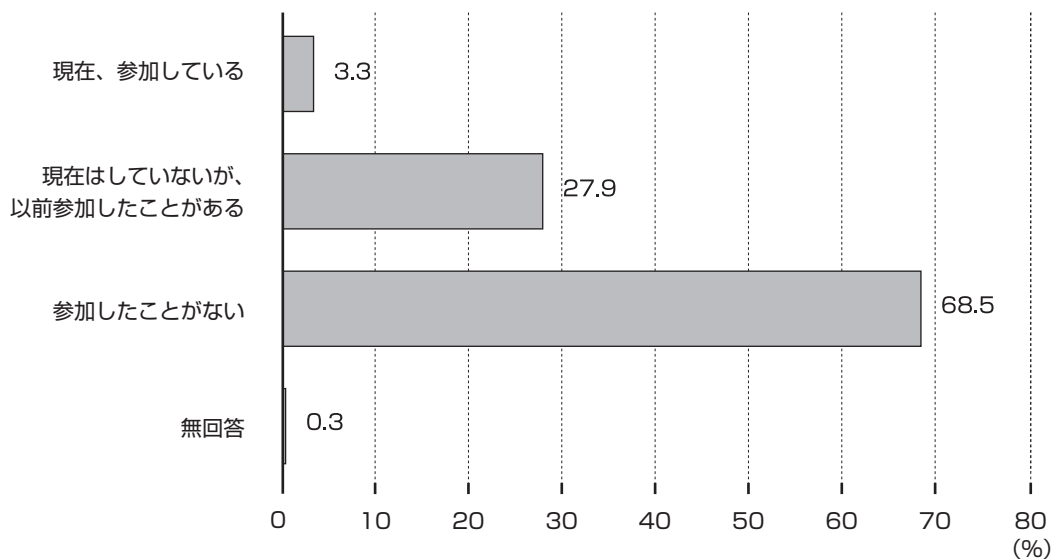


問9 あなたがイメージする「福祉」とは次のうちどれですか。あなたの考えに一番近いものを選んでください



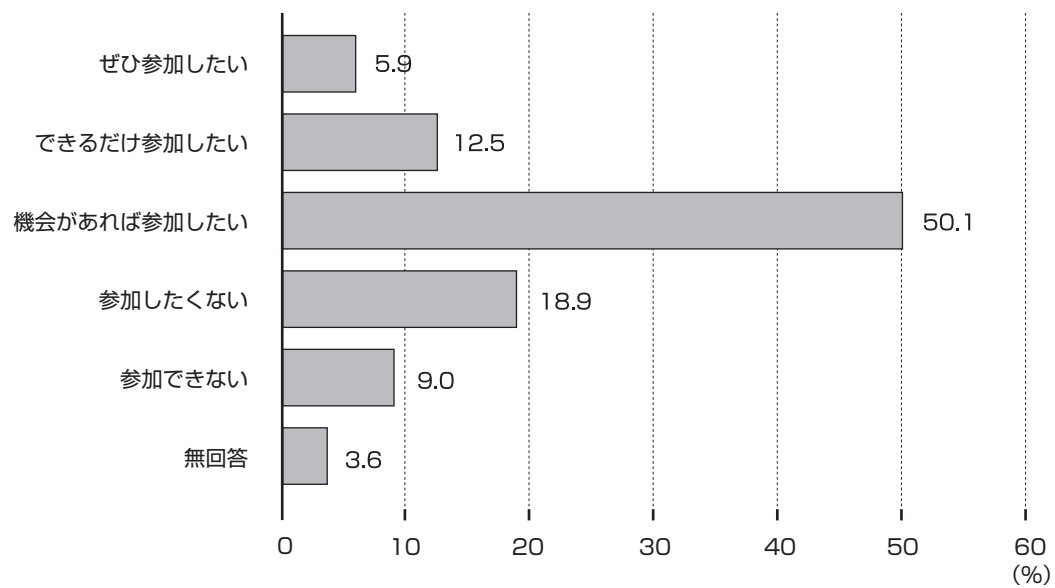
数値目標 【年れいや障がいにかかわらず、地域のみならずと一緒に支え合うこと】
 今回アンケート実施時⇒36.3% 次回アンケート実施時⇒39.9%
 (基本目標1 (人・意識)誰もが参加して活躍できる人・意識づくり)
 (基本施策2 一人ひとりを認め合う意識づくり)

問10 今までボランティア活動に参加したことはありますか



数値目標 【現在、参加している】
 今回アンケート実施時⇒3.3% 次回アンケート実施時⇒3.6%
 (基本目標2 (地域)みんなで見守り支え合える地域づくり)
 (基本施策1 支え合いの地域づくり)

問11 今後ボランティア活動に参加したいと思いますか



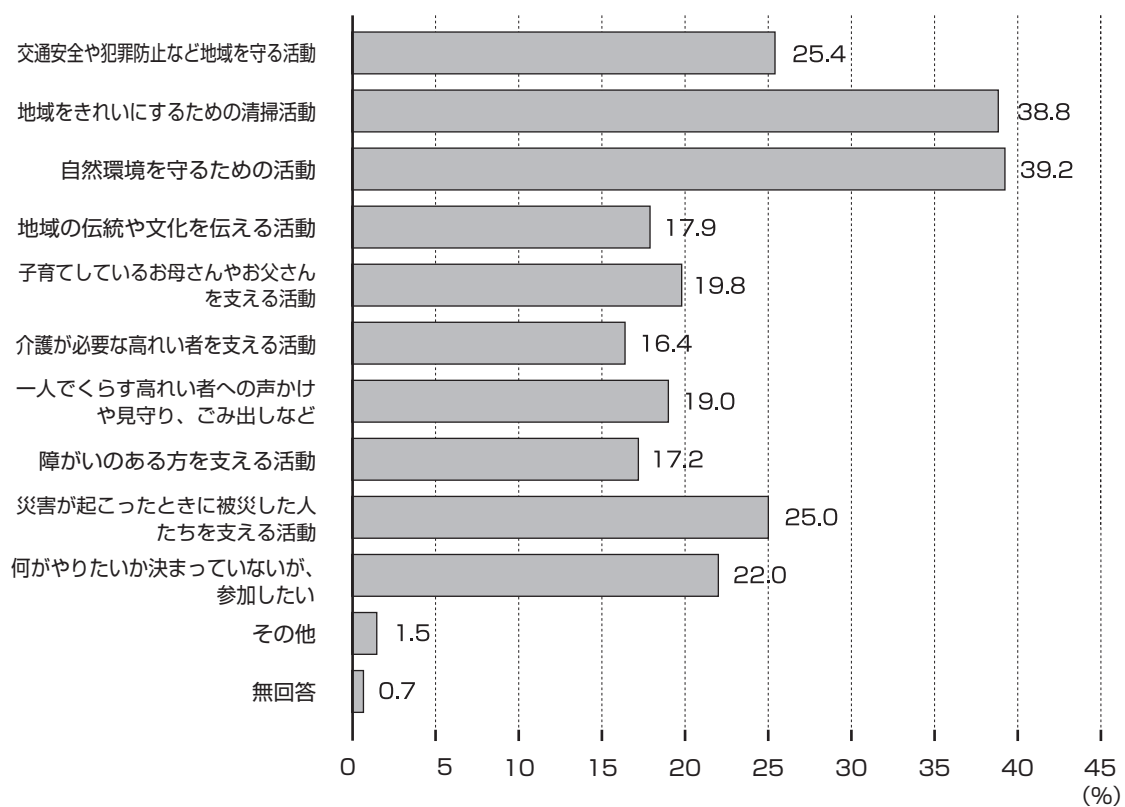
数値目標 【参加したい（ぜひ参加したい～機会があれば参加したいの合計）】

今回アンケート実施時⇒68.5% 次回アンケート実施時⇒75.4%

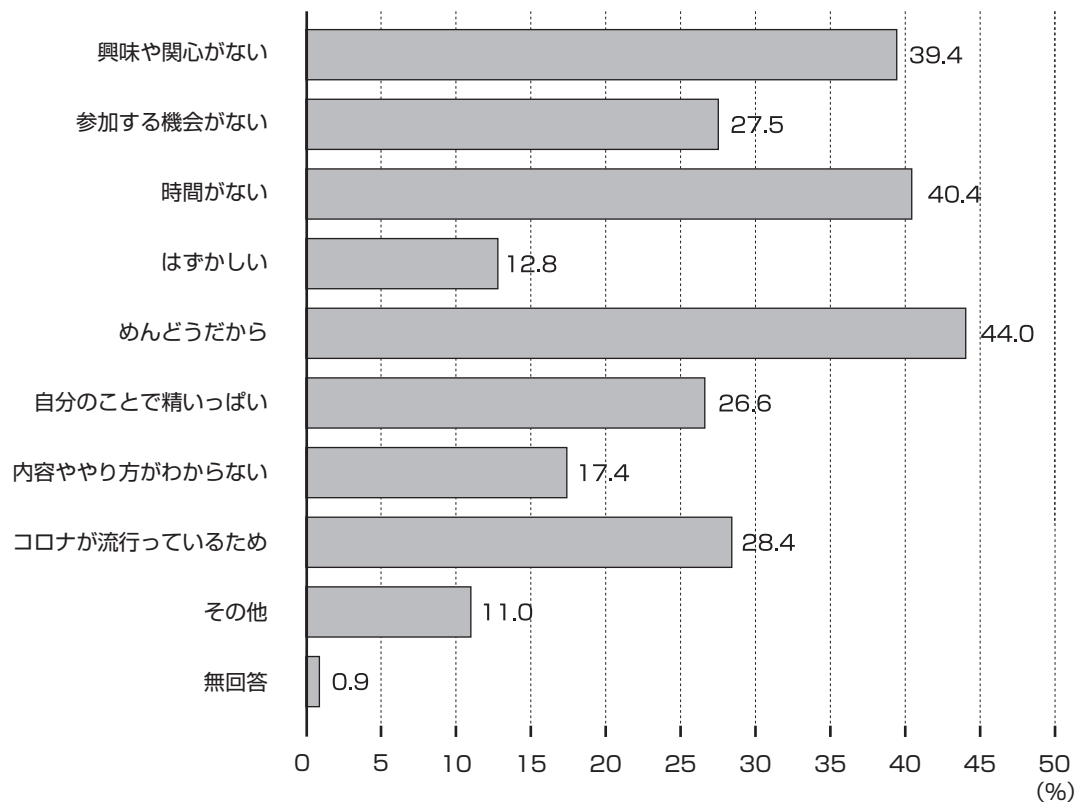
（基本目標3（体制・機会）誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり）
（基本施策2 多分野協働・連携による体制づくり）

資料編

問12 問11で「1.ぜひ参加したい」「2.できるだけ参加したい」または「3.機会があれば参加したい」に○をつけた方におたずねします。今後、あなたが参加したいボランティア活動はどれですか（あてはまるすべてに○）



問13 問11で「4.参加したくない」または「5.参加できない」に○をつけた方におたずねします。
参加したくない、参加できない理由は何ですか（あてはまるすべてに○）



第3次武豊町地域福祉計画と SDGsの関係

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとしてすべての国で取り組みが進められています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本町では、第3次武豊町地域福祉計画において、基本施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



発行：令和5年3月発行/武豊町健康福祉部福祉課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

電話：0569-72-1111（代表） FAX：0569-72-1115

メール：syafuku@town.taketoyo.lg.jp

ホームページ：https://www.town.taketoyo.lg.jp

